

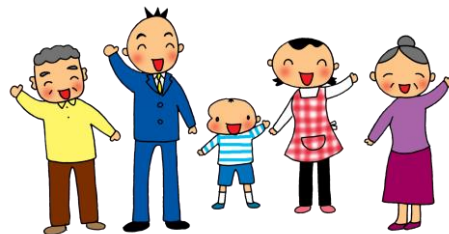
江戸川区の環境

— 安全で快適な環境に向けて —



令和6年12月

江戸川区環境部



# は じ め に

私たちの暮らしを取り巻く環境は、公害、ごみ問題、緑の保全、さらには気候変動などの様々な課題を抱えています。環境は日々の社会・経済活動にも影響を与えており、私たちが安全で快適に生活していくためには、こうした課題を解決していくことが重要です。

江戸川区では、「環境をよくする運動」として、区民・事業者・区が一体となって、公害対策やまちの美化、犯罪抑止などに取り組んできました。この運動は「自分たちのまちは自分たちの手で」を合言葉に、現在まで受け継がれています。

また、区民と区が一体となった全区的な運動として、昭和 45 年から「緑化運動」を展開しています。「ゆたかな心 地にみどり」を合言葉に掲げ、半世紀にわたり、緑の確保に積極的に取り組んでいます。現在、区内には5箇所の親水公園と 18 路線の親水緑道、そして501 箇所の公園が整備され、区民の暮らしに潤いと安らぎをもたらしています。これらの運動は地域コミュニティを形成する基盤となっており、本区の良き風土となっています。

近年、地球温暖化に伴う異常気象などが地球規模で進行しています。この状況を踏まえ、令和3年4月に都内で初めてとなる気候変動適応センターを設置するなど、気候変動への適応（適応策）と地球温暖化の要因である温室効果ガスの削減（緩和策）の両輪でしっかりと取り組んでいきます。

その一翼を担う認定NPO法人えどがわエコセンターでは、区民・事業者・行政との連携により「もったいない運動えどがわ」をはじめとして、地球温暖化防止・資源循環型社会づくり・自然環境の保全・環境教育などの取組みを推進しています。今後更に持続可能な地域社会を目指して、次世代に引き継ぐための環境づくりを進めています。

清掃事業が区に移管され 25年目を迎えました。区民、事業者、区が一体となって清掃・リサイクル事業に取り組み、区民の中のごみ減量意識は確実に広がっています。令和4年3月には、ごみ減量・リサイクル施策をより一層推進し、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指すため、第2次Edogawa ごみダイエットプランを策定しました。今後、食品ロスやプラスチックごみの削減など、ごみに関連する様々な課題に対して、SDGs の視点から積極的に取り組んでいきます。

江戸川区は「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」の実現に向けて、えどがわ環境財団とともにSDGs（持続可能な開発目標）に取り組んでいます。この目標は、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指すものです。環境は社会・経済を支える土台であり、その達成にはすべての人が環境問題を「自分ごと」として捉え、解決に向けて協力していくことが大切です。この冊子を通じて身近な環境に関心を持っていただき、普段の暮らしの中で、よりよい環境づくりに取り組むきっかけにいただければ幸いです。

# 目 次

## 序 章

|          |   |
|----------|---|
| 江戸川区の概要  | 1 |
| SDGsについて | 2 |

## 第1章 これからの環境

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1-1 日本一のエコタウンをめざして | 3  |
| 1-2 ごみの減量にむけて      | 14 |

## 第2章 江戸川区の環境の現況

|                 |    |
|-----------------|----|
| 2-1 総合的な環境対策    | 19 |
| 2-2 身近な生活環境対策   | 23 |
| 2-3 環境調査の結果     | 42 |
| 2-4 えどがわエコセンター  | 68 |
| 2-5 水とみどりのまちづくり | 73 |
| 2-6 えどがわ環境財団    | 83 |
| 2-7 清掃・リサイクルの現況 | 92 |

|            |     |
|------------|-----|
| 付録 環境行政の年表 | 101 |
|------------|-----|

## 江戸川区の概要

江戸川区は東京都の最東端で首都圏の中心に位置し、面積 49.09 km<sup>2</sup>、人口約 70 万人の全国有数の大都市です。（令和 6 年 1 2 月 1 日現在）

地形は南北 13km、東西 8km の南北に細長い平坦地で、江戸川をはじめ荒川や中川、新中川などの豊かな河川と東京湾に面した水辺を有しています。

さらに全国で初めて親水公園を整備し、豊かな水と緑が共生している都市でもあります。

平成 30 年 10 月には葛西海浜公園がラムサール条約湿地に登録されるなど、本区の豊かな自然環境は世界的にも評価されています。

区内には東西に 5 本の鉄道と環状道路や都心に向かう高速道路、主要幹線道路が通っており、こうした交通網は、都心に 15 分程度で行ける立地のよさにもなっています。

市街地形成の歴史や交通網の充実などにより、戸建て中心のまち、高層住宅中心のまち、昔ながらの商店街のあるまち、ものづくりを支える工場が集まったまち、農業や花卉栽培が行われているまちといった、地域ごとに個性の違う顔を持つ多様性のある都市でもあります。

本区は水と緑の快適な環境に包まれ、笑顔溢れる子どもたちの活気に満ちた姿や、「自分たちのまちは自分たちの手で」という区民の熱い心意気に満ちた姿を随所に見ることが出来ます。

さらに地域力を高め日本一満足できる「わがまち」の実現を目指しています。



# SDGsについて

「SDGs」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2030年までにすべての人が豊かになるために掲げられた世界共通の目標のことです。

これから生まれてくる子どもたちの、さらにその先の世代の人々が豊かな生活を持続できることを目指して作られました。この目標は、経済・社会・環境をめぐる17のゴールと169のターゲットで構成されています。

このSDGsはすべての人が当事者意識を持ち、手を取り合って協力していかなければ達成することはできません。SDGsを意識して様々な課題に取り組んでいきましょう。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 江戸川区は、「ともに生きるまち」を目指してSDGsに取り組んでいます

令和3年5月21日、江戸川区は、内閣府から「SDGs未来都市」に選定されました。これはSDGs達成に向けた優れた取組を提案した自治体に認められるものです。

SDGsの「誰一人取り残さない」という理念は、江戸川区の目指す共生社会の考え「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」と一致します。江戸川区は「SDGsの達成＝共生社会の実現」に向けて、SDGsに積極的に取り組んでいきます。

# 第1章 これからの環境

## 1-1 日本一のエコタウンをめざして

江戸川区は江戸川や荒川などの川や海に囲まれ、数多くの公園を有する豊かな水と緑が調和した都市です。反面、陸地面積の約7割が満潮時の海面よりも低い「ゼロメートル地帯」で、地球温暖化による海面上昇や、気候変動による集中豪雨などの危機を真っ先に受ける地域でもあります。

したがって、地球温暖化問題を自らの問題として捉え、これまで培ってきた「地域力」「豊かな水と緑」「活力のあるまち」という本区の特性を生かし、積極的に対策を進めなければなりません。

現在、地球温暖化対策として区をあげて推進している「もったいない運動えどがわ」については、「省エネ・省資源を意識した行動」として、たくさんの区民の方が取り組んでおり、日常の中に浸透しています。今後もこの運動が拡大・継続されていくことで日本一のエコタウンにつながります。

これからも温暖化対策の先進的な取り組みを江戸川区から発信し、未来の人々にこの恵み豊かな地球環境を引き継ぎましょう。

### 「もったいない運動えどがわ」

「もったいない」の心で暮らしを見つめ直し、省エネ・省資源・ごみ減量などに取り組むことを通じ、地球温暖化の防止や循環型社会づくりに貢献する、区内に住む人、働く人、誰もが参加できる運動です。

## エコタウンえどがわの推進

平成20年2月に地域をあげて地球温暖化対策を進めるため、「第1次エコタウンえどがわ推進計画」（地域エネルギービジョン）を策定しました。

この計画は地域として目指すべき温室効果ガスの削減目標を掲げ、その達成に向けて区民・事業者・区が一体となって具体的な取り組みを進めるものです。

なお、第1次計画の期間終了に伴い、平成30年3月に「第2次エコタウンえどがわ推進計画」を策定しました。

また、令和4年12月には、「第2次エコタウンえどがわ推進計画」を包含する「みんなで『いまの生命(いのち)』と『みらいの地球』を守る計画」（江戸川区気候変動適応計画）を策定し、温室効果ガスの排出削減目標を改定しました。

これからも区と区民・事業者が一体となった更なる取り組みを進め、これまで以上に一人ひとりが環境に配慮して暮らすまちの実現を目指します。

## 第1次エコタウンえどがわ推進計画

- (1) 計画期間  
2008年度～2017年度
- (2) 二酸化炭素削減目標

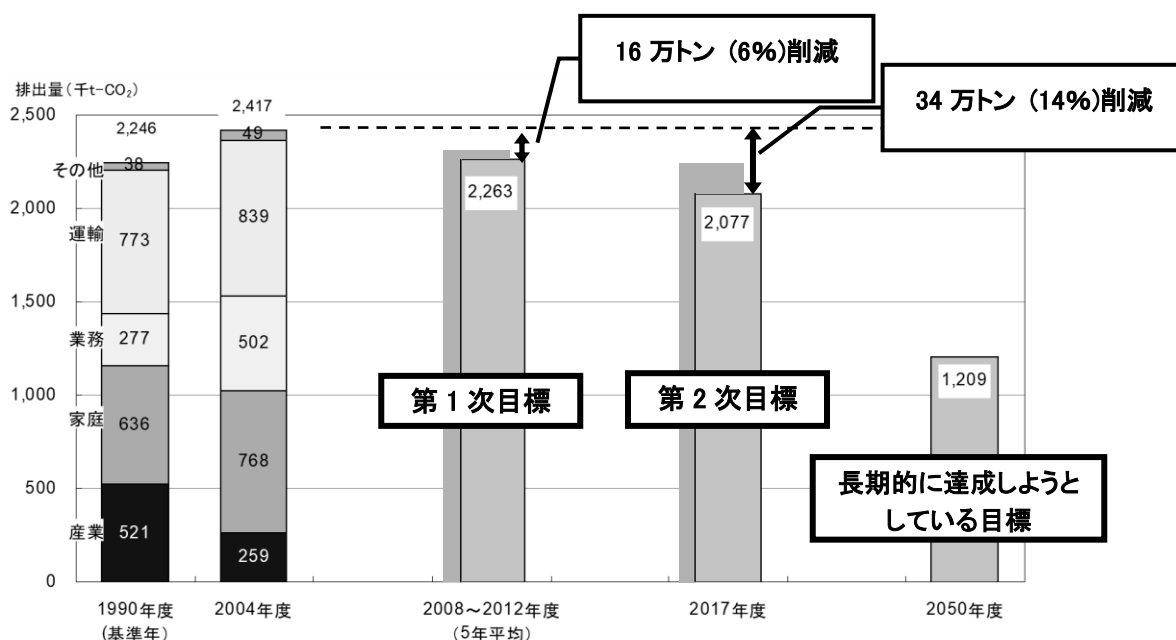
### ・第1次目標

2008～2012年度までの5年間でエネルギー起源二酸化炭素を  
平均して年間16万トン（2004年度比6%）削減します。

### ・第2次目標

2017年度にエネルギー起源二酸化炭素を  
年間34万トン（2004年度比14%）削減します。

※電力の二酸化炭素排出係数は2004年度の値に固定して算出しています。



- (3) 第1次目標の達成状況について

2008～2012年度までの二酸化炭素排出量は年平均で220万9千トンでした。基準年と比較すると8.6%（20万8千トン）の削減となり、第1次目標である年平均6%削減を達成することが出来ました。

(4) 第2次目標の達成状況について

区内の2017年度の二酸化炭素排出量は187万7千トンです。その内訳は民生部門112万9千トン、運輸部門44万4千トン、産業部門22万トン、廃棄物部門8万3千トンになっています。

これは基準年と比較して22.4%（54万トン）の削減であり、第2次目標である2017年度に14%削減を達成することが出来ました。

## 江戸川区気候変動適応計画

※第2次エコタウンえどがわ推進計画を包含

(1) 計画期間

2018年度～2030年度

(2) 温室効果ガス削減目標

江戸川区の温室効果ガス排出量は今後緩やかに減っていくと見込まれますが、国や東京都が掲げる排出削減目標を実現するためには、さらなる対策が必要です。

区・区民・事業者が連携し、これまで取り組んできた省エネ活動のさらなる拡大、省エネ・創エネ機器の導入促進、再生可能エネルギーや新技術の活用など、あらゆる手段を用いて野心的な削減目標の達成を目指します。

2030年度までに温室効果ガス排出量を

50%削減（2013年度比）

2050年度

カーボン・マイナス（2013年度比）の達成

※ 温室効果ガスの排出を森林等の吸収分と差し引きしてゼロにする「カーボンニュートラル」のさらに上を目指し、温室効果ガスの排出量を上回る吸収量を達成し、「カーボン・マイナス」を目標に定めます。

## 脱炭素に向けた取組み

### (1) 温室効果ガス排出量の削減状況

2021 年度において、江戸川区全体で排出された温室効果ガス排出量は、211 万8千トンでした。2013 年度の温室効果ガス排出量から約 16.3%の排出量削減となりました。

### (2) 「気候変動に備え、脱炭素を目指す補助金」の拡充

エネルギーの地産地消と災害時の電源としての活用を促進するため、令和 5 年 4 月に太陽光発電システム、定置型蓄電池、ポータブル蓄電池、電気自動車等を購入した方への補助制度を開始し、省エネ・創エネ機器の導入を促進しています。

令和 6 年 4 月には、再生可能エネルギーの普及を図るため、上記 4 メニューに加え、家庭の電力を再エネ由来の電力に切り替えた方に対する補助金として再エネ 100%電力導入補助をスタートしました。

## エコタウンえどがわ推進本部

「エコタウンえどがわ推進本部」は区長を本部長とし、本部員は地域選出の区民や環境をよくする各地区協議会、産業界代表、学校・PTA 関係者などにより構成され、「エコタウンえどがわ推進計画」の目標を達成するため、取組みの状況や将来のあり方などについて話し合い、今後の方針を決定しています。

## 広げよう「もったいない運動えどがわ」の輪

### 区民の取組み

区内で排出される二酸化炭素の約4割は家庭からのものです。そのため、「日本一のエコタウン」は、区民一人ひとりが環境に配慮した暮らしを営むことで実現できます。本区では、「もったいない」の心とちょっとした工夫で、楽しく豊かな生活を保ちながら、省エネ生活を送る取組みを推進しています。

### 事業者の取組み

区の二酸化炭素排出量の約20%は業務部門からのものです。平成22年度からは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例が改正され、大規模事業所に二酸化炭素排出総量削減義務が課せられました。令和5年10月の改正では脱炭素化を先導する実効性の高い制度を目指し、令和7年4月からの削減義務率の大幅な引き上げを盛り込むなど、大規模事業者に対する削減の取組みは今後一層進むことになります。

一方、区内の大半を占める中小事業所は、同条例による二酸化炭素排出総量削減義務はないものの、事業所等ごとのエネルギー使用量や省エネ対策等の実施状況を都へ報告する「地球温暖化対策報告書制度」の対象となります。同報告書制度についても、都が設定する「2030年度の達成水準」を踏まえ、省エネ・再エネ利用について、令和7年4月より事業所ごとに推進計画を策定し、その達成状況の報告が必要となるなど、取組みの強化が図られます。

また「もったいない運動えどがわ」の事業所版である「エコカンパニーえどがわ」（P.9 参照）は、江戸川区版環境マネジメント制度です。

多くの事業所がこの制度に登録し、様々な取組みを実践しています。

## 家族・グループ・個人で参加

### 「もったいない運動えどがわ」

家庭のなかには、省エネ・省資源・ごみ減量など身近に取り組める「もったいない」がたくさんあります。普段から意識して取り組んでいたり、これから取り組んでみたい「もったいない」を選んで「もったいない運動」に参加します。これであなたも「エコファミリー」の一員です。



## 学校・幼稚園・すくすくスクールで参加

### 「グリーンプラン推進校」

小中学校、幼稚園、すくすくスクールでは「給食は残しません」「水道を流しっぱなしにしません」など、日々「もったいない」に取り組んでいます。

特に環境学習に関心のある学校（園）については、「グリーンプラン推進校」として指定し、えどがわエコセンターが環境学習の支援をしています。

令和5年度は25校がグリーンプラン推進校として環境学習に取り組み、累計で220校（園）となりました。



## お店や商店街で参加

### 「マイバッグキャンペーン」

商店街も「もったいない運動」に取り組んでいます。毎日多くのお客様が集まる商店街では、マイバッグを利用し、レジ袋を受け取らないという一人ひとりの取り組みが、ごみの減量、地球温暖化防止に繋がります。

そこで、毎年6月（環境月間）と10月（3R推進月間）に各商店街やお店で「マイバッグキャンペーン」のポスターを掲示し、また、商店街のイベントなどでマイバッグ等のエコグッズを配布するなど、お客様への普及啓発を行っています。



## 事業所で参加

### 「エコカンパニーえどがわ」

中小零細な事業所が多い江戸川区の地域特性から、「ISO14001」や「エコアクション 21」の認証を取得している事業所はごくわずかです。しかし江戸川区の二酸化炭素排出量を減らしていくためには、規模の大小を問わずすべての事業所が環境活動に取り組む必要があります。こうしたことから生まれたのが、江戸川区版環境マネジメント制度「エコカンパニーえどがわ」です。工場だけではなく、印刷会社や医療機関、運送会社など業種にとらわれない多彩な事業所が参加・登録しています。従業員が進んで省エネやごみの減量に取り組むことは環境負荷の軽減だけでなく、経費削減にもなり、経営のプラスにつながっています。



## えどがわエコセンター

えどがわエコセンターは、地球環境への負荷を減らしながら、活力のある地域社会を創造することを目的に、区民・事業者・行政が協力して設立したNPO法人です。平成31年に認定NPO法人となり、区と連携して「もったいない運動えどがわ」の推進をはじめとした、身近な省エネ・省資源・ごみ減量活動などに取り組んでいます。

「日本一のエコタウン」を目指すためには、えどがわエコセンターが核となり区民、地域、学校、事業者などと連携し様々な取組みを拡大していくことが大切です。すべての区民がそれぞれの立場ごとに取組みやすい仕組みを用意しています。

※えどがわエコセンターの取組みはP68～に詳しく記載しています。



## 私たちもエコしています

平成 18 年度からスタートした「もったいない運動えどがわ」の参加者数は令和 6 年 4 月に約 15 万人に達しています。

これらの参加者は区内のあらゆる所で、身近な省エネ・省資源・ごみ減量に取り組んでいます。

また、効果的な取組みは、環境フェアと同時開催される「環境をよくする運動中央大会」にて「もったいない運動えどがわ区長賞」として表彰されていましたが、令和 4 年度から「SDGs 環境未来賞」に名称を変え、表彰しています。

### 第 2 回 SDGs 環境未来賞受賞者 ＊敬称略

- |                             |                    |
|-----------------------------|--------------------|
| ○松本 勝義                      | 商店街でのエコ活動の推進       |
| ○（特非）足元から地球温暖化を考える市民ネットえどがわ | 地域社会で地球温暖化対策を実践    |
| ○小松川小学校                     | 日本らしい自然の緑の再生       |
| ○大杉第二小学校                    | SDGs について学校全体で取り組む |
| ○小岩第五中学校                    | 学校、地域での積極的な植栽活動    |
| ○（有）福田川商店                   | 再生資源処理で環境問題に取り組む   |
| ○イトーヨーカドーアリオ葛西店             | フードドライブを地域に定着      |

## 事業所としての区の取組み

区は平成 13 年 1 月に「江戸川区環境行動計画」を策定し、実施する事務事業に伴う温室効果ガスの削減と環境負荷の軽減に取り組んできました。

また、平成 21 年にエネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法／令和 5 年 4 月の改正によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に名称変更）・地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）が改正され、区は一事業所として建物のエネルギー使用量について削減計画の策定や報告を行っています。

なお、第 5 次環境行動計画の期間終了に伴い、令和 5 年 3 月に第 6 次環境行動計画を策定しました。

(1) 江戸川区第5次環境行動計画の概要

期間：平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間

温室効果ガス排出量削減目標：毎年度 2 % ずつ削減（2016 年度比）

職員の取組目標：電気・都市ガス・庁用車燃料・上水道水の各使用量と  
コピー用紙購入量・廃棄物排出量の 6 項目について、  
毎年度 1 % ずつ削減（2016 年度比）

対象：区の全ての組織（指定管理者等を含む）

(2) 令和 4 年度 江戸川区第5次環境行動計画の結果

① 温室効果ガス排出量削減目標の結果（結果の囲みは達成を示す）

|                                      | 基準年度※2 | R2 年度<br>(△6%目標) | R3 年度<br>(△8%目標) | R4 年度<br>(△10%目標) |
|--------------------------------------|--------|------------------|------------------|-------------------|
| 温室効果ガス排出量<br>(t-CO <sub>2</sub> ) ※1 | 42,894 | 37,005           | 37,495           | 38,192            |
|                                      |        | △13.7            | △12.6            | △11.0             |

上段：量、下段：増減率

※1 各種別を CO<sub>2</sub> 排出量に換算 ※2 平成 28 年度実績値

② 職員の取組目標の結果（結果の囲みは達成を示す）

|                                | 基準年度※3 | R2 年度<br>(△3%目標) | R3 年度<br>(△4%目標) | R4 年度<br>(△5%目標) |
|--------------------------------|--------|------------------|------------------|------------------|
| 電気使用量 (千 kWh)                  | 73,162 | 63,423           | 64,049           | 64,363           |
|                                |        | △13.3            | △12.5            | △12.0            |
| 都市ガス使用量<br>(千 m <sup>3</sup> ) | 4,132  | 4,103            | 4,518            | 4,659            |
|                                |        | △0.7             | 9.3              | 12.7             |
| 庁用車燃料使用量<br>(kL) ※1            | 252    | 214              | 209              | 202              |
|                                |        | △15.2            | △17.0            | △19.8            |
| 上水道水使用量<br>(千 m <sup>3</sup> ) | 1,398  | 1,167            | 1,260            | 1,326            |
|                                |        | △16.6            | △9.9             | △5.1             |
| コピー用紙購入量<br>(千枚) ※2            | 90,274 | 87,421           | 87,294           | 82,267           |
|                                |        | △3.2             | △3.3             | △8.9             |
| 廃棄物排出量 (トン)                    | 2,952  | 2,769            | 2,855            | 2,889            |
|                                |        | △6.2             | △3.3             | △2.1             |

上段：量、下段：増減率

※1 発熱量からガソリン量に換算 ※2 A4サイズに換算 ※3 平成 28 年度実績値

※表示単位未満を四捨五入しているため、年度比の数値が一致しない場合があります。

(参考1) 第3次までの環境行動計画の各目標と結果(結果の囲みは達成を示す)

|                                      | 第1次計画<br>(H12~16) |        | 第2次計画<br>(H17~19) |        | 第3次計画<br>(H20~24) |        |
|--------------------------------------|-------------------|--------|-------------------|--------|-------------------|--------|
|                                      | 目標                | 結果     | 目標                | 結果     | 目標                | 結果     |
| 温室効果ガス<br>排出量(CO <sub>2</sub> 換算-トン) | 35,460            | 38,275 | 38,000            | 38,060 | 38,000            | 37,887 |

(参考2) 第4次の環境行動計画の目標と各結果(結果の囲みは達成を示す)

|                               | 第4次計画<br>(H25~29)<br>目標 | 結果(%) |       |      |      |      |
|-------------------------------|-------------------------|-------|-------|------|------|------|
|                               |                         | H25   | H26   | H27  | H28  | H29  |
| 電気使用量<br>(千kWh)               | 前年度比<br>△1%             | 1.5   | △1.3  | 0.4  | △0.3 | △1.6 |
| 都市ガス使用量<br>(千m <sup>3</sup> ) |                         | △1.9  | △2.0  | △1.6 | 4.8  | 2.2  |
| 庁用車燃料使用量<br>(ガリソ換算-kL)        |                         | △5.5  | △11.3 | △1.4 | △4.3 | △1.2 |
| 上水道水使用量<br>(千m <sup>3</sup> ) |                         | △2.5  | △3.2  | △1.7 | △1.9 | △1.1 |
| コピー用紙購入量<br>(A4換算-千枚)         |                         | △4.8  | △2.7  | △2.3 | △7.6 | 5.9  |
| 廃棄物排出量<br>(トン)                |                         | △3.6  | 0.6   | △0.9 | △0.8 | △1.5 |

### (3) 江戸川区第6次環境行動計画の概要

期間：2023年度から2030年度までの8年間

温室効果ガス排出量削減目標(2013年度比)：50%超削減

職員の取組目標(2021年度比)：

○各省エネ項目 電気約12%、都市ガス約18%、庁用車燃料約16%削減

○各省資源項目 水道水2021年度の水準を維持、コピー用紙8%削減

※ 廃棄物排出量については、令和6年度よりごみの再資源化を推進予定。

○対象：区の全ての組織(指定管理者等を含む)

## 1-2 ごみの減量にむけて

ごみの減量や資源化は、私たちが日々生活していくうえで、避けて通ることができない取り組みのひとつです。

燃やすごみの中には、食べ残しや未利用品などまだ食べられるのに廃棄される食品「食品ロス」が含まれており、日本では令和4年度時点で472万トンの食品ロスが発生していると言われています。区では、食べきり推進運動を展開し、食品ロスの削減に取り組んできましたが、令和3年6月に江戸川区食品ロス削減推進計画を策定し、関係事業者等と連携して、更なる食品ロスの削減に取り組んでいます。

また、海洋プラスチックの問題やプラスチック焼却に伴い発生する温室効果ガスの問題などから、令和4年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。区では事業者等と連携して、プラスチック資源の削減に取り組むとともに、製品プラスチックの行政回収について検討しています。

「環境の時代」と言われる今こそ、限りある地球資源を守り、恵み豊かな環境を次世代へ引き継ぐため、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という従来の社会経済システムを見直し、新たな社会経済システムによる持続可能な社会の実現をめざして行動することが求められています。

### 第2次 Edogawa ごみダイエットプラン

「江戸川区一般廃棄物処理基本計画」

#### 【将来像】

日々の暮らしの中で物を大切にする豊かな心が広がり、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、ともに力を合わせ「循環型社会の形成」に取り組む、SDGs 未来都市・江戸川

江戸川区では、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、SDGsに積極的に取り組んでいます。循環型社会の形成をめぐる社会情勢が変化する中、ともに生きるまちを目指す条例やSDGsの趣旨を踏まえて、第2次 Edogawa ごみダイエットプランを策定しました。



区民一人1日あたりの収集ごみの量を、令和2年度比10%減の460グラムまで削減することを目標とし、事業効率を向上させるためPDCAサイクルによる進行管理を導入しています。

柱となる3つの基本方針に沿って、「区民」「事業者」「区」が主体となって将来像を実現します。

#### (1) 「協働の推進」

共に学び、行動につながるシステムを構築し、区民・事業者・区の協働による循環型社会の形成に向けた取り組みを広げます。

- ① 環境学習・意識啓発の促進
- ② 区民・事業者・区による協働体制づくり



#### (2) 「ごみ減量の推進」

持続可能な生産消費形態を構築するため、リデュース>リユース>リサイクルの優先順位に基づく3Rの実践により、ごみ減量への取り組みを行います。

- ① 食品ロスの削減
- ② プラスチックを含めた3Rの推進



#### (3) 「適正処理の推進」

誰もが安心して気持ちよく生活できる清潔で安全な都市を維持するため、ごみの適正処理を推進します。

- ① 環境負荷の少ない適正なごみ処理の推進
- ② ごみ処理コスト削減と処理経費負担の適正化推進



## SDGs 未来都市・江戸川区を目指して

共育・協働を基本に3つの考え方に沿って、地域特性を生かした取り組みを実践していくことで将来像を実現します。

### (1) 協働の推進

ごみ問題解決のために区民、事業者、区が共に学び、行動する、“学ぶ(学習)⇒実践⇒交流⇒次の行動へ”というプロセスを組み込んだシステムの構築、プログラムの展開を図るとともに、ごみ問題の原因・影響などに対する正しい評価情報や対応策、さらには実施効果などについて多くの区民に理解してもらい、循環型社会の形成に向けた取り組みにつなげていきます。

### (2) ごみ減量の推進

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄というごみを大量に発生させてしまう社会経済システムを改め、環境に負荷の少ない循環型都市を目指すために、積極的にリデュース・リユース・リサイクル(3R)の取り組みを推進します。

### (3) 適正処理の推進

区は、区民の生活環境を保全し公衆衛生を向上させるため、ごみの適正処理を行うことで誰もが気持ちよく安心して生活できる清潔で安全な都市を維持していきます。

また、近年多発している大規模災害発生時においても、ごみの適正処理が行える体制を構築します。

## 減量目標(一人1日460グラム以下)

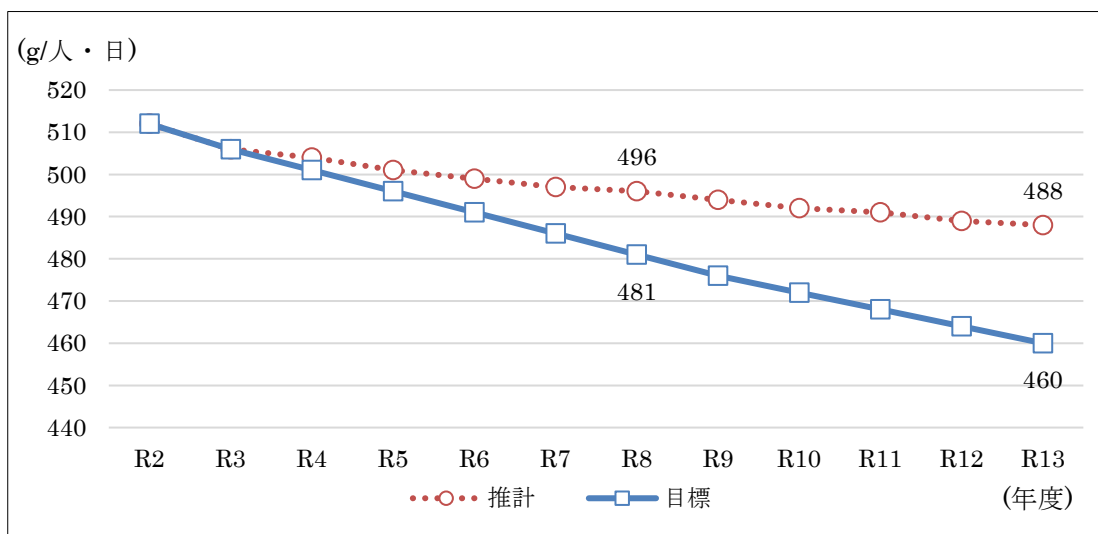
第1次 Edogawa ごみダイエットプランでは、平成12年度と比較して令和3年度までに20%ごみ量を削減することを目標として設定し、その目標は達成することができました。

一方で、令和元年度及び令和2年度はごみ量が増加したことなどから、更なるごみ減量の対策が求められています。

そこで、ごみ減量に対する取り組みをさらに推進することで、減量の傾向を継続させ、区民一人1日あたりの収集ごみ量を、令和13年度までに令和2年度比(512グラム)で10%削減し、460グラム以下とすることを目標としました。

ごみの減量を達成するためには、区民一人ひとりの実践が必要です。身近なところからごみを出さない工夫をしていきましょう。

推計値と目標値の比較（区民一人1日当たりの収集ごみ量）



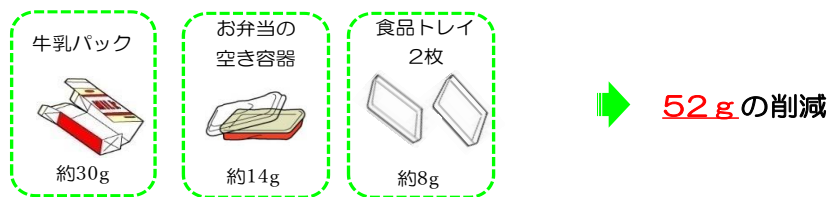
## 目標達成に必要なごみ減量はどのくらい？

令和2年度比で10%（52g）ごみを削減するためには、一人ひとりが毎日次のような取り組みを行う必要があります。

### ■使い捨てを減らす■



### ■しっかりリサイクルする■



過去のごみ減量の傾向が続くと達成が困難な目標です。区民、事業者、区が一体となってごみ減量の取り組みを加速させる必要があります。みんなでごみ減量に取り組みましょう！

## 区民一人ひとりができる行動

### （１） 買い物のときにできること

- ① マイバッグを利用してレジ袋を断ると約10g減量
- ② 紙製の手さげ袋を断ると1枚あたり約50g減量
- ③ 量り売り商品を購入し、トレーを使用しないと1個あたり約20～

60g 減量

(2) 生活のなかでできること

- ① ギュッとひと絞りで生ごみの約 10%の水分を減量
- ② 食品は買いすぎず、作りすぎず、残さない。おにぎり 1 個あたりの残飯を出さないことで約 100g 減量
- ③ 洗剤など詰め替えができるものを使用することで、空ボトル 1 本あたり約 60g 減量

(3) ごみと資源を分別することでできること

- ① 新聞紙朝夕刊 1 日分で約 250g 減量
- ② 1 リットルのジュースの紙パック容器で約 30g 減量

## 第2章 江戸川区の環境の現況

### 2-1 総合的な環境対策

#### 環境をよくする運動

##### (1) これまでの経緯

区内では、昭和 30 年代後半からの人口急増に対して、都市基盤の整備が追いつかず、様々な環境問題が生じました。これらの問題を解決するため、行政だけでなく、区民や事業者が一体となった対策を総合的に進めようと、昭和 44 年に環境浄化対策協議会が設置されました。

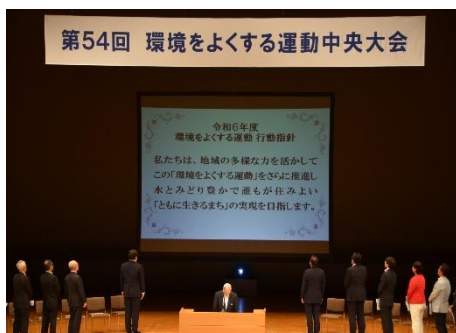
昭和 45 年5月に、「ゆたかな心 地にみどり」のスローガンのもと第1回清掃デーを実施し、6月には各地区に環境浄化推進地区協議会が設置されました。そこから、現在の活動基盤となっている推進委員制度・美化運動・絵画コンクールなど、全区的な「環境浄化運動」が始まりました。

その後、葛西地区ごみ公害問題・航空機騒音問題・成田新幹線区内通過問題の、いわゆる三大公害問題が発生しましたが、環境浄化対策協議会を中心とした区民と行政一体の根強い活動により、いずれの問題も解決に至りました。



都市環境が着々と整備されていく中で、それまでのハエや蚊の撲滅、側溝や空き地をきれいにしようとする環境浄化を、快適な環境を守り育てていこうとする活動へ繋げていくことが求められるようになりました。そこで昭和 59 年、「環境をよくする運動」へと名称を変更し、さらに広がりのある運動として今まで発展を続けてきています。

##### (2) 中央大会・環境フェア



環境をよくする運動の祭典として、環境をよくする運動中央大会を毎年開催し、行動指針の発表を行うとともに、環境をよくする運動に貢献した功労者の表彰を行っています。第1回大会は昭和 46 年5月に開催され、その中で『私たちの愛する町、江戸川区をみんなの心と力を合わせて住みよい町にしよう』と決議しました。これまで 54回の表彰を重ね、被表彰件数は延べ2万1196件にのぼります。

平成元年からは、環境の大切さを楽しみながら学習する場として、環境フェアを同時開催しています。毎回テーマを決め、その時どきに見合った内容としており、近年ではエコや最新技術に関する出展が多くなっています。環境の総合イベントとして定着しており、平成 24 年度以降はえどがわエコセンターと共催しています。



### (3) 地区協議会活動

環境をよくする運動は、区内を6つの地区（小松川平井・中央・葛西・小岩・東部・鹿骨）に分けた各地区協議会が活動の基盤となっています。各地区協議会は、地域の町会・自治会、子ども会、くすのきクラブ、商店会などから選出された「環境をよくする推進委員」（任期2年：780名）で構成され、それぞれの地域の特性を活かした地区大会や各種実践活動を行っています。また、一斉美化運動（春・秋）や絵画コンクールなど、全区的な取り組みも実施しています。



### (4) 歩きたばこ・ポイ捨て防止に向けた活動

歩きたばこは火傷や健康被害の原因となり、また、吸い殻のポイ捨てはまちの美観を損ねるだけでなく、火災の原因にもなる重大な社会問題です。

区はこの問題の解決に向けて、区民のみなさんを先頭に区・諸団体が一体となって、喫煙マナーの向上を訴える啓発活動を行っています。

平成 24 年 1 月には「江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例」が施行され、この条例のもと、区では喫煙ルールの徹底化を図るため、様々な取り組みを行っています。

また、令和 2 年 4 月に上記条例を一部改正し、「受動喫煙防止重点区域」を指定できるようになりました。指定後は区域内の路上での喫煙が禁止となります。令和 2 年 7 月 16 日から JR 平井駅周辺を、令和 3 年 3 月 30 日からは東京メトロ葛西駅・西葛西駅及び JR



小岩駅周辺を、令和4年8月10日からは都営新宿線船堀駅を受動喫煙防止重点区域に指定しました。なお、駅周辺を受動喫煙防止重点区域に指定した5駅において、区が設置した屋外喫煙所の供用を開始しています。

【主な取り組み】

- ▶ 各種団体・事業所等への周知活動
- ▶ 注意啓発用の看板や路面シートの設置
- ▶ 広報えどがわ・区民ニュース・バス車内放送等によるPR
- ▶ 通勤時間帯に合わせた駅周辺での啓発活動
- ▶ 各種イベントにおける啓発グッズ等の配布
- ▶ 受動喫煙防止重点区域の指定

(5) これからの環境をよくする運動

区は、ともに生きるまち（共生社会）を目指し、令和4年8月に2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）を策定しました。このなかで、今から2100年にかけて、区の人口や財政規模、職員数が大きく減り、3分の2程度になると予想されています。

これまで区と環境をよくする地区協議会が中心となって様々な環境活動を実践してきましたが、これからはPPP（Public-Private Partnership：官民連携）をキーワードに、企業や団体、学生、個人などとも連携し、持続可能な環境活動を目指していきます。

～ 取組事例 ～ パトラン東京による駅前清掃活動

主 催：パトラン東京

（ランニングしながらパトロールや清掃活動をするボランティア団体）

活動内容：2か月に1回、区内の各駅前で実施するパトロールと清掃活動に、区内外の企業や学生、障がい者団体、地元町会・自治会などがいっしょに参加し、駅前の美観向上に努めています。



小岩駅前での清掃活動  
（令和6年3月）  
170名が参加しました

※令和5年度中に、  
篠崎駅、瑞江駅、一之江駅、  
船堀駅、区役所周辺でも実  
施しています。

## あき地の適正管理

区内には人の使用していない土地、いわゆるあき地等がまだまだ点在しています。使われていない理由はさまざまですが、管理が不十分だと知らないうちにあき地周辺の方々に迷惑をかけることになります。

毎年春になると草木が成長し、あき地の雑草等が勢いよく伸び始めます。見た目にもうっとうしく、伸びた草が隣の家に入り込んだり、害虫が発生したりします。さらに知らないうちにごみ等が不法投棄されることもあります。

区では昭和 46 年（1971 年）に「あき地をきれいにする条例」を定めて、住民にはごみ捨てをしないように、あき地の所有者には適正管理に努めるよう協力を求めています。

### （１） 草刈機の貸し出し（無料）

区はあき地の雑草等の対策の一つとして、所有者自身で草刈をする場合に、肩掛け式で簡単に扱える草刈機の無料貸し出し（燃料は各自負担）を行っています。

貸し出し期間は 1 週間程度です。令和 5 年度の貸し出し実績は、42 件で延べ 382 台でした。



### （２） 区の委託業者による除草（有料）

土地所有者自身で除草ができなく、草刈を依頼したい場合は、有料で区の契約している業者に区を通じて依頼することができます。

令和 5 年度の依頼件数は 13 件、草刈の面積は合計で 1,497 m<sup>2</sup>でした。



## 2-2 身近な生活環境対策

### 事業場の公害防止対策

事業活動などによって発生する公害には、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染など様々なものがあります。国はこれらの公害防止のために環境基本法を基に大気汚染防止法・水質汚濁防止法・騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法・土壌汚染対策法などの法令を定めています。

一方、公害問題は地域性も強いことから、全国一律規制では馴染まない側面もあるため、法律の下で各自治体の実情にあったより厳しい規制ができるようになっていきます。このことから東京都は、昭和 44 年に東京都公害防止条例を制定しました。

この条例では公害発生源になりやすい事業場を工場と指定作業場に分類し、事業場に関わる様々な公害問題を総合的に規制してきました。

その後、東京都公害防止条例は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 13 年 4 月 1 日施行）」（以下、「環境確保条例」という）に全面改正され、都市生活型公害や地球規模の環境問題に対応するほか、工場や指定作業場などへの公害規制も充実・強化されました。

#### （１） 工場・指定作業場の指導

近年、市街化によるオープンスペースの減少や事業場周囲の宅地化なども一因となり、事業場に対する近隣住民からの苦情相談は依然としてなくならない状況にあります。

そのため区は地域の生活環境を確保するため、工場の立入調査等を通じて適切に公害防止を図るよう指導を行っています。

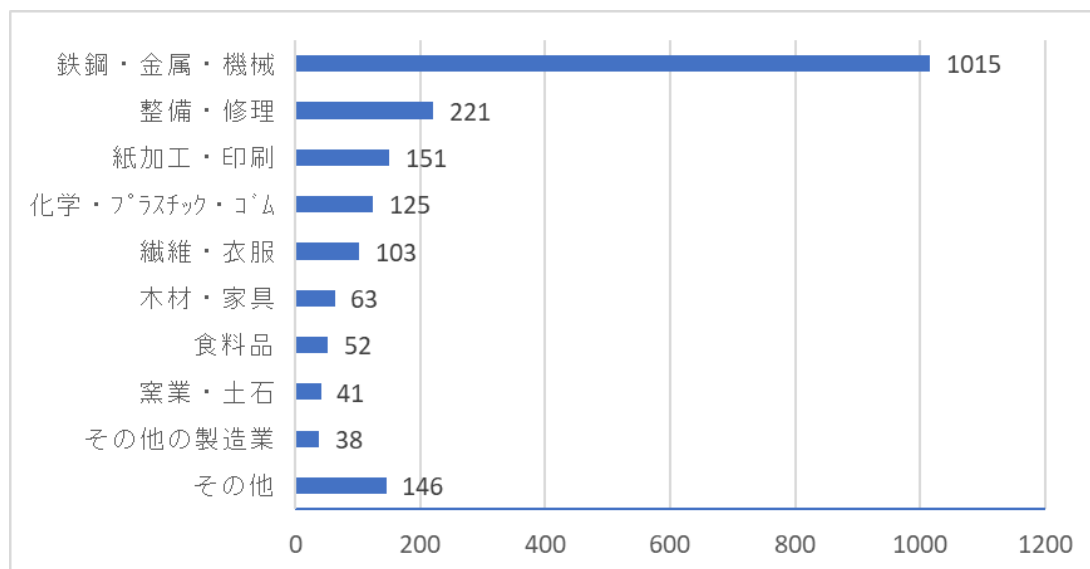
##### ① 工場

事業活動による公害の発生を防止するために、環境確保条例では工場認可制度を定めています。

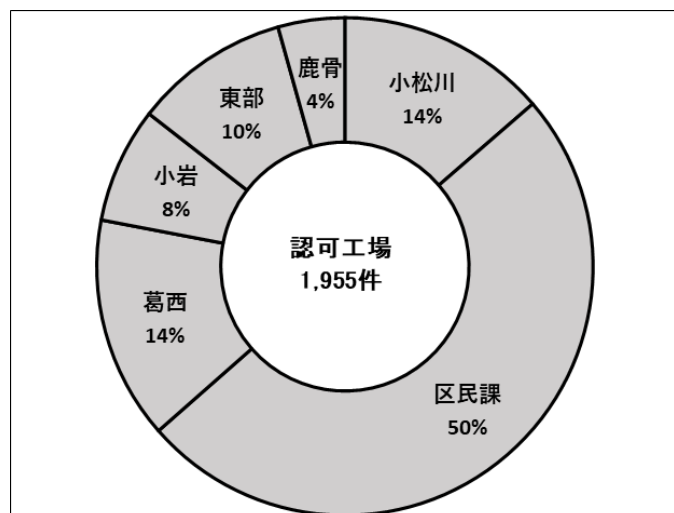
この制度は工場を新たに設置するときや施設・公害防止方法等を変更するときに、公害防止計画を事前に申請し認可を受けることで公害発生を未然に防止することを目的としています。

区は認可申請時や立入調査を通して事業者に対し、事業場の建物構造や機械類配置及び公害防止設備の維持管理などの指導を行っています。

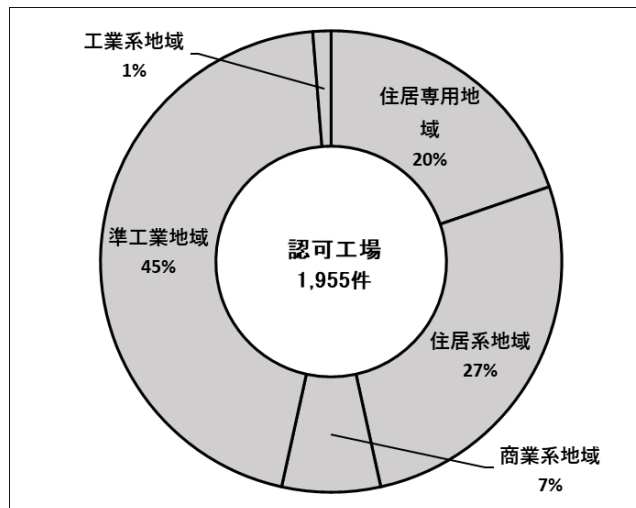
## 業種別の認可工場（1,955 件）状況



## 管内地域別の認可工場立地状況



## 用途地域別の認可工場立地状況



工場の認可申請の状況は経年的に減少傾向で推移していますが、令和5年度は15件（設置5、変更10）で、前年度に比べ16件減少しました。

## [工場認可申請の推移（過去10年）]

（件数）

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 設置 | 6   | 5   | 4   | 10  | 11  | 14 | 7  | 6  | 16 | 5  |
| 変更 | 8   | 8   | 5   | 12  | 16  | 4  | 6  | 4  | 15 | 10 |
| 計  | 14  | 13  | 9   | 22  | 27  | 18 | 13 | 10 | 31 | 15 |

認可工場は、令和5年度末現在で1,955件です。内訳として金属加工業（鉄鋼・金属・機械）が1,015件と52%を占めています。

## ② 指定作業場

環境確保条例では、工場以外の事業場で公害発生のおそれのある 32 種類の作業場を指定作業場と定め、工場に準じた規制を行っています。

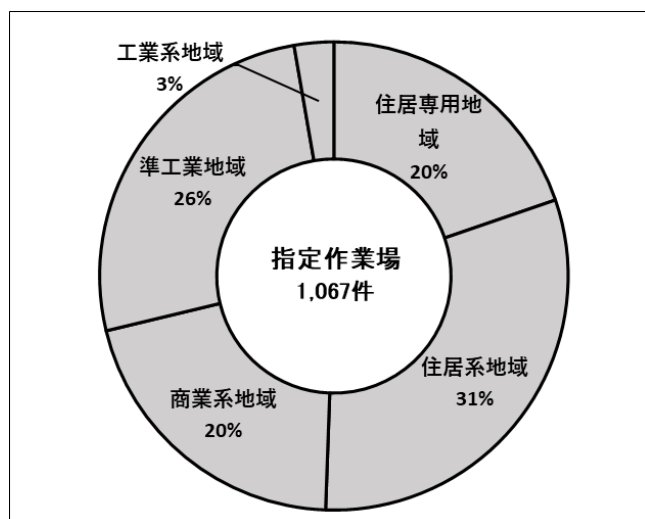
指定作業場を設置または変更するときには事前の届出が義務づけられ、届出時に必要に応じた公害防止対策を指導しています。

### ア 指定作業場の種類

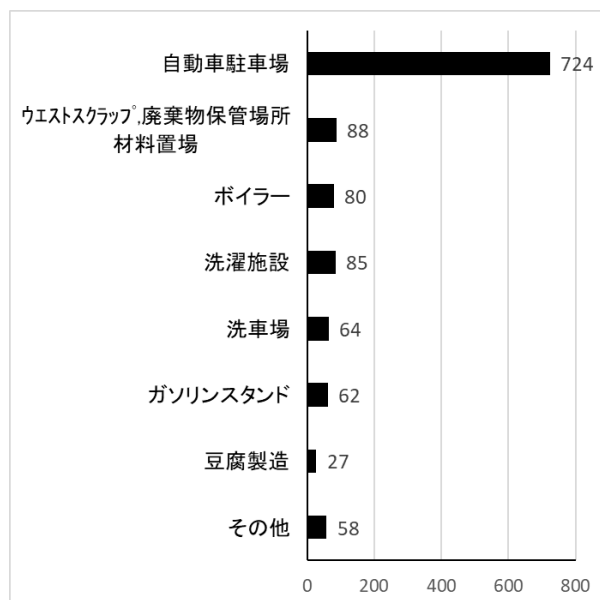
#### ＜主な指定作業場＞

- ①自動車駐車場（収容能力 20 台以上）
- ②ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、CNG スタンド
- ③自動車洗車場
- ④ウエスト・スクラップ処理場
- ⑤廃棄物の積替え・保管場所
- ⑥材料置場（面積 100 ㎡以上）
- ⑦めん類製造場
- ⑧豆腐煮豆製造業
- ⑨洗濯施設を有する事業場（作業場 50 ㎡未満で店舗併用）
- ⑩ボイラー（一定規模以上）等を有する事業場
- ⑪学術研究機関

用途地域別の指定作業場立地状況\*1



種類別の指定作業場（1,188 件）状況\*1



\*1：一つの事業場で2種類以上の指定作業場を有する事業場があるため、用途地域別の指定作業場立地状況の件数と種類別の指定作業場の件数は異なります。

## イ 指定作業場の届出

指定作業場の届出は令和 5 年度 25 件（設置 21、変更 4）でした。この届出のうち 13 件は自動車駐車場でした。

[指定作業場届出の推移（過去 10 年）] (件数)

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 設置 | 16  | 14  | 12  | 15  | 23  | 13 | 20 | 16 | 20 | 21 |
| 変更 | 4   | 2   | 0   | 13  | 5   | 4  | 10 | 15 | 4  | 4  |
| 計  | 20  | 16  | 12  | 28  | 28  | 17 | 30 | 31 | 24 | 25 |

区内の指定作業場立地状況は、令和 5 年度末現在で 1,067 件\*1 設置されています。区内で一番多い指定作業場は自動車駐車場で 724 件立地しています。また、ウエスト・スクラップ処理場や材料置場など作業の性質から一部で開放型作業となりやすい事業場は 88 件立地しています。

これらの開放型事業場は特に騒音などの公害に結びつきやすく、運営には細心の注意が必要となるため、事業者に対し機械設置及び運用の両面で指導を行っています。

## (2) 騒音規制法、振動規制法に基づく届出

工場などの事業場や、建設作業に伴って発生する騒音や振動は、騒音規制法や振動規制法でも規制されています。

### ① 特定施設の規制、指導

騒音規制法・振動規制法で定める特定施設を設置する事業場は、区への届出が義務づけられています。

主な特定施設として空気圧縮機、印刷機、金属加工機械などの生産機器のほか、事務所ビル・建物内駐車場等の空調機や排煙設備等の送風機も対象となっています。

区は届出を基に、特定施設の構造や設置場所などを調査し、必要に応じた公害防止指導を行っています。

騒音規制法に基づき届出されている事業場は令和 5 年度末現在で 638 件、2,989 施設であり、その内訳は空気圧縮機等が 54%、金属加工機械等が 29%です。

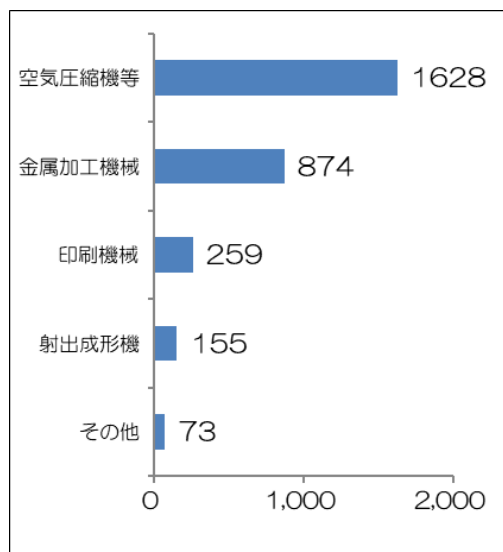
振動規制法に基づき届出されている事業場は令和 5 年度末現在で 461 件、2,131 施設であり、その内訳はプレス機が 54%、プレス以外の金属加工機械が 13%となっています。

---

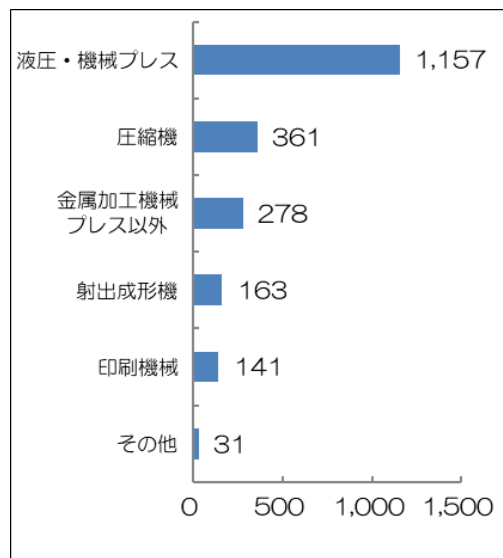
\*1：一つの事業場で 2 種類以上の指定作業場を有する事業場があるため延件数は 1,188 件となります。

---

騒音規制法の特定施設（2,989 施設）



振動規制法の特定施設（2,131 施設）



## ② 特定施設の届出状況

最近は特定施設数及び特定工場数は減少傾向です。令和5年度の騒音規制法に基づく特定施設設置届出は 4 件、振動規制法に基づく特定施設設置届出は 4 件でした。

[特定施設の設置届出の推移（過去 10 年）]

（件数）

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 騒音 | 10  | 6   | 4   | 15  | 8   | 8  | 6  | 13 | 19 | 4  |
| 振動 | 6   | 6   | 3   | 11  | 8   | 7  | 4  | 8  | 12 | 4  |

## ③ 特定建設作業の規制、指導

解体・杭打ち・杭頭処理などの工事は一時的ではありますが、著しい騒音や振動を発生することから、騒音規制法や振動規制法で定める機械を使用する工事を「特定建設作業」と規定し、工事の元請け業者に対し作業開始の7日前までに区への届出を義務づけています。

建設作業は工事期間中、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすことが多いことから、届出時に建設工事を行う事業者に対して低騒音・低振動型の建設機械の使用や工事現場の周囲を防音シートで囲うなどの公害防止対策を指導しています。

さらに周辺住民に対して工事内容等の説明を行い、建設作業に対する理解を得るとともに、苦情等が寄せられた場合には適切な対応をするよう事業者に求めています。

#### ④ 特定建設作業の届出状況

令和 5 年度の特定建設作業実施の届出件数は騒音 538 件、振動 398 件で、前年度より騒音は 32 件、振動は 1 件減少しました。

[特定建設作業実施の届出状況（年度）]

（件数）

| 騒音規制法     | R4  | R5  | 振動規制法     | R4  | R5  |
|-----------|-----|-----|-----------|-----|-----|
| くい打機等使用作業 | 24  | 21  | くい打機等使用作業 | 24  | 22  |
| さく岩機等使用作業 | 524 | 495 | ブレーカー使用作業 | 375 | 376 |
| その他の作業    | 22  | 22  | その他の作業    | 0   | 0   |
| 計         | 570 | 538 | 計         | 399 | 398 |

#### ⑤ 特定建設作業の種類

- ・ くい打機、くい抜き機又はくい打くい抜き機を使用する作業
- ・ びょう打機を使用する作業
- ・ さく岩機を使用する作業（ブレーカーを使用する作業）
- ・ バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー作業  
（低騒音型建設機械の指定機種を除く）
- ・ 空気圧縮機を使用する作業
- ・ コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
- ・ 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ・ 舗装版破砕機を使用する作業

#### （３） 地下水の揚水規制

環境確保条例では動力を用いる揚水施設\*1で地下水を汲み上げる場合には、事前の届出と構造基準の順守及び年 1 回の揚水量の報告を義務づけています。

これは地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下を防止するためであり、構造基準だけでなく、一日あたりの揚水量にも制限があります。

令和 5 年の地下水の揚水量報告は 1 2 8 件でした。江戸川区全体としては、一日あたりの地下水揚水量は約 8 1 5 m<sup>3</sup> でした。

---

\* 1 : 一戸建て住宅で家事用のみに使用する 300 ワットを超えない小出力ポンプは除く

---

#### (4) 化学物質の適正管理

化学物質取扱事業者が化学物質を適正に管理するためには、事業場で使用する化学物質の取り扱い状況を調査・整理するとともに、使用量等を正確に把握することが必要です。

環境確保条例では、化学物質の適正管理に関する規定を設けています。都内で取扱量の多い 59 種類の化学物質を適正管理化学物質と定め、そのいずれかの物質を年間 100kg 以上取り扱う工場・指定作業場の設置者に対して、前年度の化学物質の使用量や、環境への排出量などの報告を義務づけています。

また、管理の方法や事故防止及び事故時の対処法等について定める管理方法書の作成も必要であり、従業員 21 人以上の事業場には、化学物質管理方法書の提出を義務づけています。

自主的な適正管理や、より安全性の高い代替物質への転換を推進するとともに、化学物質の排出抑制を図るために、届出の指導を行っています。

令和 5 年度に提出された「適正管理化学物質使用量等報告（令和 4 年度使用分）」は 149 件で、その主な業種は、塗装工場・印刷・メッキ・ドライクリーニング・ガソリンスタンドなどです。

| [化学物質関係届出の推移] |     |     |     |     | (件数) |
|---------------|-----|-----|-----|-----|------|
| 年 度           | R1  | R2  | R3  | R4  | R5   |
| 管理方法書         | 0   | 1   | 23  | 4   | 0    |
| 使用量等報告書       | 161 | 159 | 156 | 153 | 149  |

P R T R 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）では、「法律で定められた業種」「事業者全体の常用雇用者数が 21 人以上」「法で定めた 515 化学物質の中で、それぞれについて年間当たり 1 トン以上（化学物質によっては 0.5 トン以上）使用している」の要件を全て満たしている場合には、東京都へ届出が必要となっています。

#### (5) 事業場の調査・指導

区は環境確保条例に基づいて、工場認可や指定作業場の届出により各種規制基準を守るよう事業場を指導しているほか、地域の生活環境を確保するため、適時調査を行い公害の未然防止に努めています。

令和 5 年度に実施した対象事業場及び調査内容等は次頁の表のとおりです。

[令和5年度の立入調査状況]

| 対 象           | 調 査 内 容            | 調査件数 |
|---------------|--------------------|------|
| 公共用水域排水事業場の調査 | 管理状況、排水中の規制対象物質等測定 | 3    |
| 廃棄物処理事業場の調査   | 作業管理状況、粉じん量等測定     | 1    |
| 化学物質取扱事業場等の調査 | 保管・管理・使用状況、濃度測定等   | 27   |
| ばい煙発生事業場の調査   | 排ガス中の規制対象物質等測定     | 1    |
| 地下水の調査        | 地下水（井戸水）の有害物質測定    | 1    |

・排水事業場の調査

区内には河川等の公共用水域に直接排水している事業場は令和5年度末現在で3件あります。これらの事業場について環境確保条例に基づき排水調査などを行い、規制基準の順守状況、排水処理設備の維持管理状況を確認し、水質汚濁の未然防止に努めています。

・廃棄物処理事業場の調査

廃棄物処理事業場は、分別や粉碎等の作業を屋外で行うものや、運搬の出入りも多いことなどから、近隣住民とのトラブルの事例もあり、地域環境の保全及び公害防止の観点から、作業状況の調査・指導を行っています。

・化学物質取扱事業場等の調査

化学物質は適切な管理が行われない場合、環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。また、多量に化学物質を使用や保管している事業場は災害時における化学物質の漏えい事故等のおそれがあります。

トルエンやヘキサン等の有害ガスを発生する事業場に対して、排出状況の測定を行うなどの規制・指導を行うとともに、多量保管の事業場にも立入調査を実施し、保管状況等の確認を行っています。

・ばい煙発生事業場の調査

区内にはボイラーや焼却炉等のばい煙規制対象施設は令和5年度末現在で284施設が設置されています。区は焼却炉を中心に排ガス測定と公害防止設備の維持管理状況の調査・指導を行っています。

・地下水の調査

昭和50年代、トリクロロエチレン等の有害物質による地下水汚染が各地で問題となりました。地下水は一度汚染されると浄化することが困難であり、未然に防止しなければなりません。区では、地下水の状況を把握するため、定期的に井戸の水質調査を行っています。

## (6) 公害防止管理者制度

公害防止管理者制度には国と東京都の制度があります。

国の制度は「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づいており、特定工場を設置している者に対し、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者の選任を義務づけています。

東京都の制度は環境確保条例に基づいており、特に公害防止管理者の必要性が高いと考えられる工場に選任を義務づけています。

公害防止管理者は自社の公害防止を適切に行うほか、行政や地域住民の窓口としても重要な役割を担っています。

区は、環境確保条例の公害防止管理者の選任・解任届及び国の制度のうち騒音発生施設又は振動発生施設\*1を設置している工場からの選任・解任届の受理を行っています。

[特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく特定工場]

| 種 類       | 公害防止統括者 | 公害防止管理者 |    |
|-----------|---------|---------|----|
|           |         | 騒音      | 振動 |
| 選任済工場数(件) | 2       | 3       | 6  |

[環境確保条例に基づく公害防止管理者選任済の工場]

| 区 分       | 一 種 | 二 種 | 合 計 |
|-----------|-----|-----|-----|
| 選任済工場数(件) | 10  | 89  | 99  |

## (7) 工場立地法に基づく届出

工場立地法では、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、一定規模以上の工場の設置について緑地等の割合を定めています。同法で規定される届出は、平成24年4月1日より都から区へ届出先が変わりましたが、令和5年度末時点で設置届出済の工場が区内6工場あります。

令和5年度の設置届は0件、変更届は0件でした。

\*1：騒音・振動関係公害防止管理者を選任しなければならない施設は次のとおりです。

- ・液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のものに限る。）
- ・機械プレス（呼び加圧能力が、980キロニュートン以上のものに限る。）
- ・鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）

# アスベスト（石綿）問題と対策

## （１） アスベスト問題の経緯

アスベストは天然の鉱物繊維で、熱に強い・摩擦に強い・切れにくい・酸アルカリに強い・丈夫で変化しにくいなどの特性を持っており、防音・吸音・保温性にも優れていることから用途は約 3,000 種と言われ、主に工業製品と建材製品として利用されてきました。

このうち約 9 割は建材製品であり、昭和 30 年頃から使われ始め、ビルの高層化や鉄骨構造化にともない、鉄骨造建築物などの軽量耐火被覆材として昭和 40 年代の高度成長期に多く使用されてきました。平成 17 年 6 月下旬、アスベストを使用していた工場の労働災害事例が公表され、その後も多数の企業がアスベストによる労働災害事例を公表しましたが、一部の従事者だけでなくその家族や工場周辺の住民に影響があったことが明らかになり、大きな社会問題となりました。

このアスベスト問題に関する社会的関心の高まりを受けて、国は大気汚染防止法の政省令を改正し、特定建築材料に石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の追加や、特定粉じん排出等作業を実施する建築物の規模要件等を撤廃するなど規制を強化しました。

また、法に基づく届出とともに、環境確保条例では石綿の飛散防止方法のほか、石綿濃度の測定など、条例独自の届出を義務づけています。

なお、平成 7 年にアスベストを含有する吹付け作業が原則禁止され、平成 18 年にはアスベストを含む建材等について、一部代替が困難なものを除き、製造、輸入及び使用等の禁止措置がとられました。

## （２） 建築物等の解体・改修工事

### ① 建築物等の解体・改修工事の石綿事前調査結果の報告について

大気汚染防止法の改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）より、規模要件を満たす解体・改修工事を行う際、アスベストの事前調査の結果を元請業者が行政へ報告することが義務付けされました。令和 5 年度の報告件数は、4,160 件でした。なお、建築物の工事は、有資格者による事前調査が義務付けされました（令和 5 年 10 月 1 日施行）

#### 【報告対象となる工事要件】

- ・延べ床面積の合計が 80 ㎡以上の建築物の解体工事
- ・請負金額の合計が 100 万円以上の建築物の改修工事
- ・請負金額の合計が 100 万円以上の工作物の解体・改修工事

- ② アスベスト含有吹付け材（レベル１）及び保温材（レベル２）の除去工事について

大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」の届出が必要です。令和５年度の届出件数は２５件でした。

- ③ 解体工事に関する周知

建築物の解体工事におけるアスベストの飛散防止や騒音、振動などによるトラブルを防止するため、「江戸川区建築物等の解体及びアスベスト処理工事の事前周知等に関する要綱」を平成１８年４月１日から施行し、工事内容を事前に近隣住民に周知するなどの指導を行っています。石綿事前調査結果の報告制度の開始に伴い、事前周知要綱の届出制度は廃止しました。（令和４年４月１日施行）

### （３） 江戸川区の取組み

区施設におけるアスベスト除去、区民相談窓口の設置、建築物解体時の指導を行うとともに、アスベスト調査費の助成制度、区民の住宅や中小事業者へのアスベスト除去工事費の助成・融資などの支援を実施しています。これらはアスベスト情報として区のホームページに掲載しています。

- ① 民間建築物に対するアスベスト調査費用の助成

区内にある住宅・作業場・駐車場などで、吹付け材等のアスベスト含有の有無などを調査した費用について、１棟につき１０万円を限度に実費の２分の１を助成しています。

- ② 民間建築物に対するアスベスト除去工事費用の助成

区内の建築物所有者に対して予算の範囲内で吹付けアスベストの除去工事費用の一部を助成しています。なお、建築物を継続使用するなどの条件があります。

- ③ 民間建築物に対するアスベスト除去等改修工事への融資

- ・ 個人住宅 ⇒住宅リフォーム資金融資あっせん制度
- ・ 事業所 ⇒中小企業振興事業資金融資制度

④ 大気中のアスベスト測定

一般環境(大気中)におけるアスベスト濃度を区内4地点で年4回の測定を行っています。

区内大気中のアスベスト濃度(総繊維数)

(単位:本/リットル)

| 調 査 地 点        | 令和5年度  |        |        |        |
|----------------|--------|--------|--------|--------|
|                | 5月     | 8月     | 11月    | 2月     |
| 中央測定局(中央一丁目)   | 0.20   | 0.2 未満 | 0.2 未満 | 0.2 未満 |
| 上一色測定局(上一色一丁目) | 0.20   | 0.2 未満 | 0.2 未満 | 0.2 未満 |
| 篠崎測定局(篠崎町三丁目)  | —      | —      | 0.2 未満 | 0.2 未満 |
| 東部測定局(東瑞江一丁目)  | 0.2 未満 | 0.2 未満 | 0.2 未満 | 0.2 未満 |

※大気汚染防止法に定められたアスベスト取扱工場などの、敷地境界における規制基準は10本/リットル以下。

※篠崎測定局は、小学校の改築工事中のため、5月と8月は未実施。

## 苦情・相談の状況

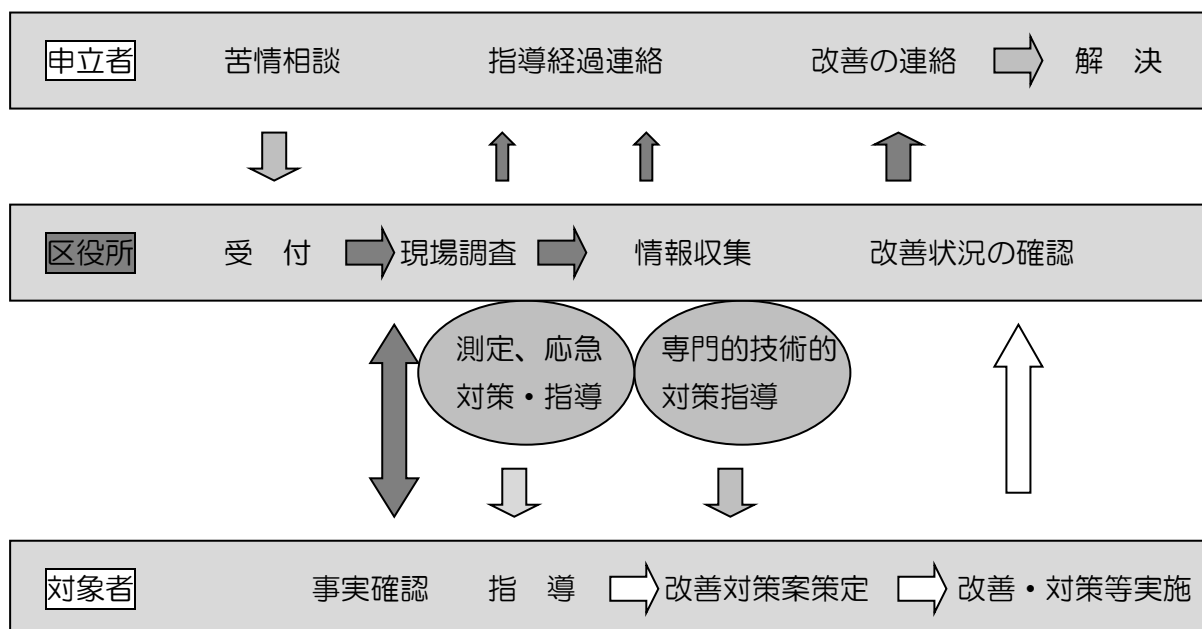
(1) 受付から改善・解決までの道筋

一般に「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって人の生命、健康及び生活に障害を及ぼすこととされており、市民生活上の障害を広くその中に含むものとされています。

江戸川区では急速な都市化や社会環境の変化にともなって、生活様式や価値観が多様化し、従来の公害苦情と異なる様々な苦情や相談が寄せられています。

公害に係わる苦情や相談の受付から改善・解決までの道筋は以下のとおりです。

- ① 申立者から公平な立場で事情を十分聞く。
- ② 現地調査を行い事実確認し、必要に応じて測定等科学的な原因究明を行う。
- ③ 発生源者に助言、指導し対策を講じてもらう。
- ④ 対策の効果を確認し、申立者に結果を報告する。



## (2) 苦情・相談の状況

発生源別苦情件数は、平成 10 年度には 528 件ありましたがここ数年は 200～300 件台で推移しており、令和 5 年度は 333 件でした。また、現象別苦情件数は近年 350 件前後で推移しておりましたが、令和 5 年度は 401 件でした。多い順に騒音、振動、粉じん、悪臭、ばい煙となっています。

また、公害以外の苦情・相談が、令和5年度は559件あり、あき地・空家関係の相談が最も多く、次いでハチ、カラスの順となっています。電波障害の相談は地デジ化に伴い激減しています。

最近の傾向は、コロナ禍によるテレワークの増加に伴う苦情が増加しています。

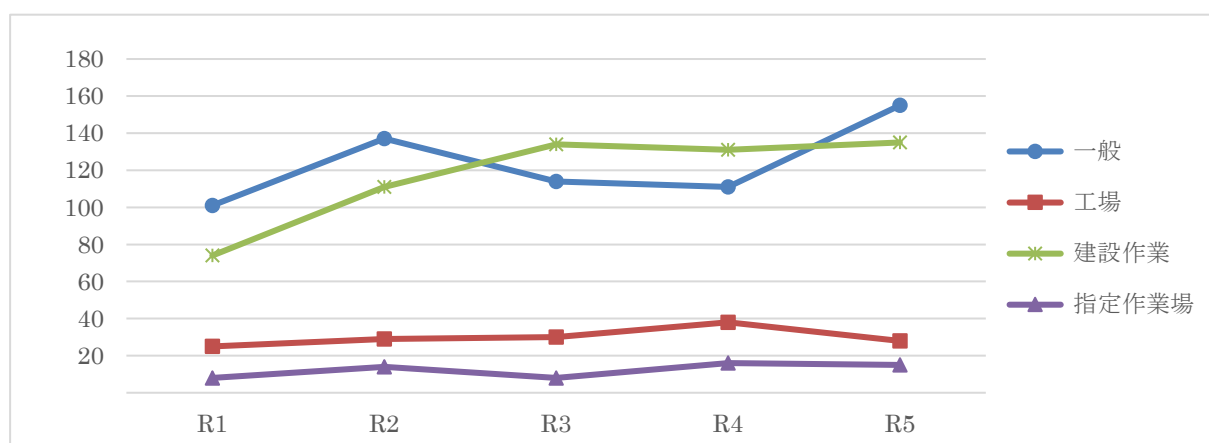
また、建設・解体工事の騒音や、音響機器や冷暖房機器等の使用による一般家庭からの騒音や飲食店の深夜営業に伴う騒音などが問題となっています。

生活騒音は、日常生活を営む上で必然的に発生します。そのため多くの人が時に

は被害者に、時には加害者になるという特性があり、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）にある規制基準によって一律に規制することは、日常生活に制限を加えることになってしまい、なじみにくいものといえます。このため、一人ひとりがモラルや地域のルールを守るように気をつけて、当事者間の話し合いのなかで自主的に解決するように努めることが望めます。

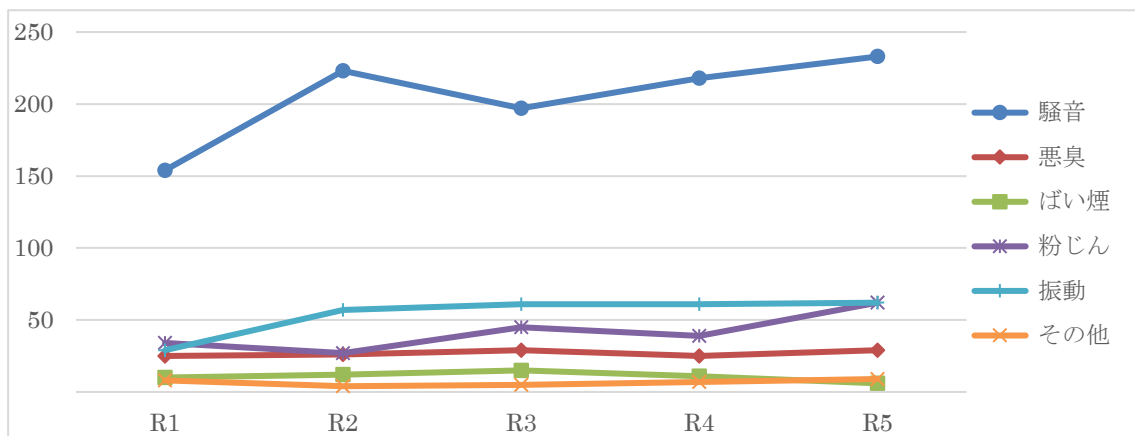
発生源別苦情件数の推移

| 年度<br>分類 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 一 般      | 101 | 137 | 114 | 111 | 155 |
| 工 場      | 25  | 29  | 30  | 38  | 28  |
| 建設作業     | 74  | 111 | 134 | 131 | 135 |
| 指定作業場    | 8   | 14  | 8   | 16  | 15  |
| 計        | 208 | 291 | 286 | 296 | 333 |



現象別苦情件数の推移

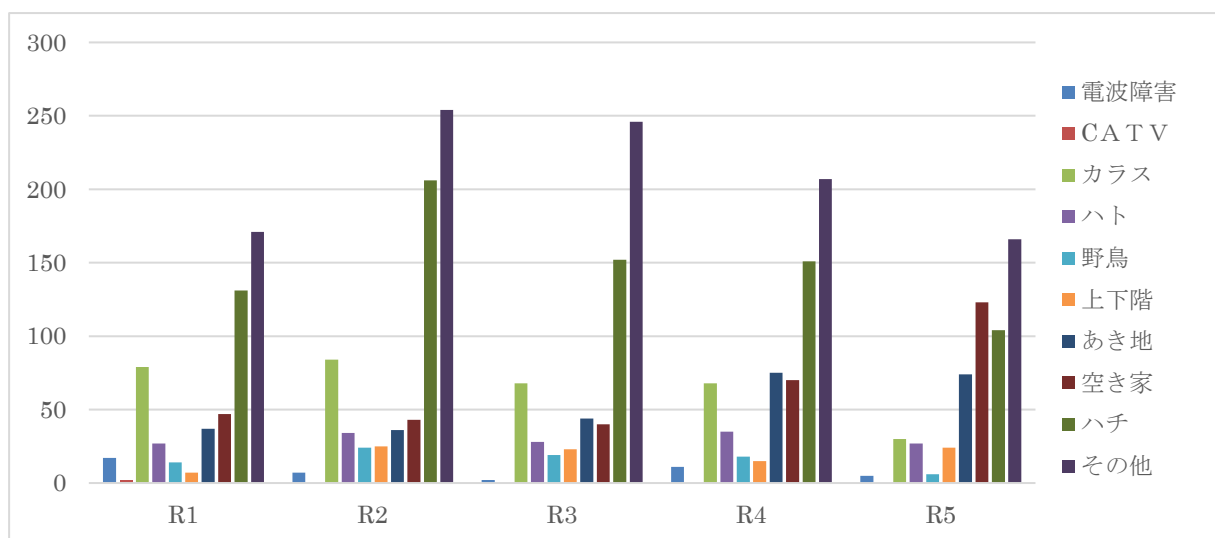
| 年度<br>現象 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 騒 音      | 154 | 223 | 197 | 218 | 233 |
| 悪 臭      | 25  | 26  | 29  | 25  | 29  |
| ばい煙      | 10  | 12  | 15  | 11  | 6   |
| 粉じん      | 34  | 27  | 45  | 39  | 62  |
| 振 動      | 29  | 57  | 61  | 61  | 62  |
| その他      | 4   | 5   | 7   | 7   | 9   |
| 計        | 256 | 350 | 354 | 361 | 401 |



### 相談の受付状況

| 年 度  | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 電波障害 | 17  | 7   | 2   | 11  | 5   |
| CATV | 2   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| カラス  | 79  | 84  | 68  | 68  | 30  |
| ハ ト  | 27  | 34  | 28  | 35  | 27  |
| 野 鳥  | 14  | 24  | 19  | 18  | 6   |
| 上下階  | 7   | 25  | 23  | 15  | 24  |
| あき地  | 37  | 36  | 44  | 75  | 74  |
| 空 家  | 47  | 43  | 40  | 70  | 123 |
| ハ チ  | 131 | 206 | 152 | 151 | 104 |
| その他  | 171 | 254 | 246 | 207 | 166 |
| 計    | 532 | 713 | 622 | 650 | 559 |

※たばこの相談は別集計



### (3) 夜間・深夜の騒音調査

これまでは夜間の時間帯による騒音苦情の多くは夏期（概ね6月から10月）に集中していましたが、コロナ禍による飲食店の営業自粛の影響で夏期に集中していた苦情が分散され、通年を通して区に寄せられるようになりました。

そこで、必要に応じて、通年を通して夜間調査・測定をおこない、問題がある事業所には後日、口頭もしくは注意書により改善を指導します。

調査対象・・・夜間、深夜の操業や営業による騒音の苦情・相談があった工場、指定作業場、飲食店等（前年調査で問題のない工場、飲食店等は除く）。

調査期間・・・都度調査 通年

#### 【令和5年度 夜間・深夜の騒音調査結果】

| 種 別    | 対象件数 | 調査回数 | 操・営業件数 | 改善指導件数 |
|--------|------|------|--------|--------|
| 全 体    | 5    | 6    | 5      | 3      |
| カラオケ関係 | 5    | 6    | 5      | 3      |

## 苦情・相談の解決に向けて

### (1) 早朝・深夜の近隣騒音

工場の典型的な騒音のほかに、商店や飲食店、一般家庭の音によって近隣に迷惑をかけていることがあります。商店や飲食店などの営業に伴い発生する騒音は、荷物の搬出入の作業に伴うものや自動車のエンジン音、飲食店のカラオケや音楽、話し声等、冷蔵庫やエアコンの室外機によるもの、その他の作業に伴うものなどがあります。それぞれは営業のため必然的に発生するものですが、早朝や深夜に発生すると近隣に対して大きな影響を及ぼします。

家庭生活に起因して早朝や深夜に問題となる騒音は、洗濯機の音、マンションの受水槽のモーター音、ペットの鳴き声、クーラーの室外機、自動車のエンジン音などがあります。こうしてみると、生活様式や生活の時間帯が多様化したこと、また、都市化した地域環境や住宅事情も大きく影響しています。このような生活環境の中で、私たちは騒音の被害者になったり、うっかりすると原因者になってしまうこともあります。それぞれが早朝や深夜に騒音で近隣に迷惑をかけていないか、もう一度確認しましょう。少し気をつかうだけで近隣との良好な関係を維持できるようになります。

### (2) 焼却による煙の被害

焼却による煙の被害は、窓を開けられないばかりか、洗濯物に臭いやすすが付いてしまうことです。さらに塩化ビニール類を燃焼させると有害ガスも発生し、健康にも影響しかねません。平成8年当時、事業系ごみ収集が有料化になったことや、ごみの減量のため自前で焼却することが多く行われていました。そのため平成9年から13年にかけて焼却に伴う煙による苦情、相談が急増しました。その後法規制が厳しくなり、平成14年以降減少に転じています。庭先のたき火等（焼却禁止の例外）の場合でも生活環境への配慮が必要であり、悪臭や煙害等で近隣住民から苦情・相談がある場合には、指導の対象となります。

### (3) カラスによる被害

最近カラスによるさまざまな被害が問題となっています。4～7月頃にかけてはカラスの繁殖期です。巣にひなや卵があると、カラスはその近くを通る人を威嚇、攻撃することがあります。また、私たちが定期的に出す生ごみがカラスの格好の餌となり、カラスを増やす原因となっています。

このため、区はカラスの巣の除去業者を紹介するほか、民有地（事業所用を除く）にある卵や雛のいる巣の除去については、費用の3分の1（上限1万円）を補助しています。

また清掃事務所ではカラスがごみをあさることができないよう防鳥ネットの貸し出しをおこなっています。



## 受動喫煙対策

### (1) 受動喫煙防止重点区域

令和2年4月1日から改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例の全面施行により、飲食店では原則、屋内禁煙となりました。そのため、店頭など、屋外での受動喫煙が増加し、苦情が寄せられることとなりました。

受動喫煙防止対策の強化のため、令和2年4月1日に「江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例」を改正し、駅周辺を「受動喫煙防止重点区域」に指定することで、路上喫煙を禁止できるようになりました。

JR平井駅周辺を令和2年7月16日に指定し、順次、令和3年3月30日に葛西駅・西葛西駅・小岩駅周辺、令和4年8月10日に船堀駅周辺を指定しました。乗降客の多い区内5駅で、概ね240m圏内（歩きたばこ1本分）を「受動喫煙防止重点区域」としています。

平井駅周辺



葛西駅周辺



西葛西駅周辺



船堀駅周辺



小岩駅周辺



## (2) 喫煙所の整備

令和2年7月16日に平井駅、令和3年3月30日に葛西駅・西葛西駅、令和4年8月10日に船堀駅、令和4年11月10日に小岩駅に屋外喫煙所を整備しました。

|          |        | 平井駅                               | 葛西駅                              | 西葛西駅                              | 船堀駅                                | 小岩駅                                  | 平均                  |
|----------|--------|-----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|---------------------|
| 喫煙所設置年月日 |        | 令和2年7月16日                         | 令和3年3月30日                        | 令和3年3月30日                         | 令和4年8月10日                          | 令和4年11月10日<br>重点区域指定日<br>(令和3年3月30日) |                     |
| 駅前喫煙所の広さ |        | 17.28 m <sup>2</sup><br>(3.6×4.8) | 8.61 m <sup>2</sup><br>(2.1×4.1) | 16.81 m <sup>2</sup><br>(4.1×4.1) | 12.84 m <sup>2</sup><br>(2.0×6.42) | 15.1 m <sup>2</sup><br>(1.8×8.4)     | 5駅平均                |
|          |        |                                   |                                  |                                   |                                    |                                      | 14.1 m <sup>2</sup> |
| 喫煙所利用者調査 | R 5. 9 | 1,042 人                           | 862 人                            | 1,746 人                           | 1,214 人                            | 1,274 人                              | 5駅平均                |
|          |        |                                   |                                  |                                   |                                    |                                      | 1,228 人             |
|          | R 6. 2 | 1,269 人                           | 1,108 人                          | 2,166 人                           | 1,419 人                            | 1,604 人                              | 5駅平均                |
|          |        |                                   |                                  |                                   |                                    |                                      | 1,513 人             |

平井駅喫煙所



小岩駅喫煙所



## (3) 受動喫煙防止の啓発

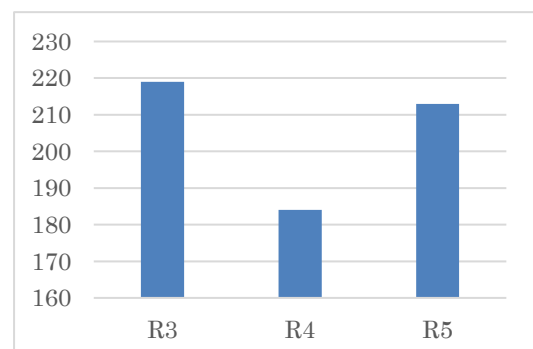
受動喫煙防止重点区域の指定に伴い、受動喫煙防止重点区域内の啓発活動を開始しました。路上喫煙者に対して受動喫煙防止重点区域の公共の場所での屋外禁煙の案内や、屋外喫煙所への誘導等を行っています。

## (4) 苦情・相談の状況

令和2年度の受動喫煙対策実施後からの相談・苦情はたばこのポイ捨てが多い、道を通る際の煙が臭い等が寄せられています。

相談苦情件数の推移

| 年度 | R3  | R4  | R5  |
|----|-----|-----|-----|
| 件数 | 219 | 184 | 213 |



## 2 - 3 環境調査の結果

### 大気環境

#### (1) 大気汚染の現況

大気汚染の測定局は、大気汚染防止法22条に基づく一般の環境大気を監視する一般環境大気測定局（一般局）と、同20条に基づく自動車排出ガスによる汚染状況を監視する自動車排出ガス測定局（自排局）に区分されます。

区は一般局を環境測定分析室に、自排局を篠崎小学校（京葉道路）と上一色中学校（環七通り）に設置しています。その他、東京都が農林総合研究センター江戸川分場など区内3地点に一般局を、国土交通省が湾岸道路に近い臨海町など2地点に自排局を設置しています。

なお、これらの大気汚染の測定結果は、各測定機関のホームページで常時公開しています。

令和5年度の測定結果は次のとおりです。

| 測 定 局<br>測 定 項 目           |                         | 一般測定局        | 沿道測定局        |              | 環境基準*1<br>(目標値) |
|----------------------------|-------------------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|
|                            |                         | 環境測定<br>分析室  | 篠崎<br>小学校    | 上一色<br>中学校   |                 |
| 一 酸 化 炭 素<br>( C O )       | 2%除外値*2 ppm             | <u>0.5</u>   |              |              | 10              |
|                            | 年平均値 ppm                | 0.2          |              |              | (5)             |
| 浮 遊 粒 子 状 物 質<br>( S P M ) | 2%除外値 mg/m <sup>3</sup> | <u>0.034</u> | <u>0.030</u> | <u>0.030</u> | 0.100           |
|                            | 年平均値 mg/m <sup>3</sup>  | 0.015        | 0.013        | 0.014        | (0.035)         |
| 二 酸 化 窒 素<br>( N O 2 )     | 98%値*3 ppm              | <u>0.035</u> | <u>0.038</u> | <u>0.037</u> | 0.060           |
|                            | 年平均値 ppm                | 0.014        | 0.020        | 0.016        | (0.03)          |
| オ キ シ ダ ント<br>( O x )      | 最高1時間値 ppm              | <u>0.122</u> |              |              | 0.060           |
|                            | 年平均値 ppm                | 0.032        |              |              |                 |

※環境基準を  は達成、下線は非達成 空白は未測定項目

\* 1 : 環境基準…環境基本法に基づき設定される、人の健康の保護及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。

\* 2 : 2%除外値…年間にわたる日平均値について、高い方から2%の範囲を除いた後の最高値。

\* 3 : 98%値…年間にわたる日平均値を低い方から高い方に並べたとき、低い方から数えて98%目に該当する日平均値。

環境基準達成状況の経年変化は、物質別に次のとおりです。

◎：環境基準達成  
×：環境基準非達成

## 二酸化硫黄

| 測定局\年度 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 分 析 室  | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎  | -  | -  | -  | -  |

※R2 から測定未実施

## 一酸化炭素

| 測定局\年度 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 分 析 室  | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  |

※経年的に環境基準を達成しています。

## 浮遊粒子状物質

| 測定局\年度      | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 分 析 室       | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  |
| 篠 崎 小 学 校   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎  | ◎  | -  | -  | ◎  |
| 上 一 色 中 学 校 | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  |

※ディーゼル車走行規制の実施以後、3局とも環境基準を達成しています。

※篠崎小学校のR3、R4は改築工事のため、測定未実施。

## 二酸化窒素

| 測定局\年度      | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 分 析 室       | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  |
| 篠 崎 小 学 校   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎  | ◎  | -  | -  | ◎  |
| 上 一 色 中 学 校 | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎   | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  |

※平成19年度以後、3局とも環境基準を達成しています。

※篠崎小学校のR3、R4は改築工事のため、測定未実施。

## 光化学オキシダント

| 測定局\年度 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 分 析 室  | ×   | ×   | ×   | ×   | ×   | ×   | ×   | ×   | ×   | ×   | ×  | ×  | ×  | ×  | ×  |

※環境基準が達成できない状況が続いています。

## (2) 大気汚染改善への取組み

### ① 自動車排出ガス対策

窒素酸化物や浮遊粒子状物質の発生源は、自動車交通に起因するものが多かったため、国は平成13年6月に自動車NO<sub>x</sub>法の規制をさらに強化した改正法(自動車NO<sub>x</sub>・PM法)を成立させ、東京都は平成15年10月にディーゼル車走

行規制を実施し、平成 18 年 4 月にはさらに規制強化を実施しました。その結果、現在では大気環境は改善傾向にあります。

東京都が設置する 35 の自動車排ガス測定局で平成 17 年度以降は浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準にほぼ適合するようになり、大気汚染改善のきざしがみえはじめました。

二酸化窒素については、都内全ての測定局で平成 30 年度から環境基準を達成しています。東京都では全ての測定局で継続して基準達成が維持できるようにさらなる排出ガス低減対策に取り組んでいます。

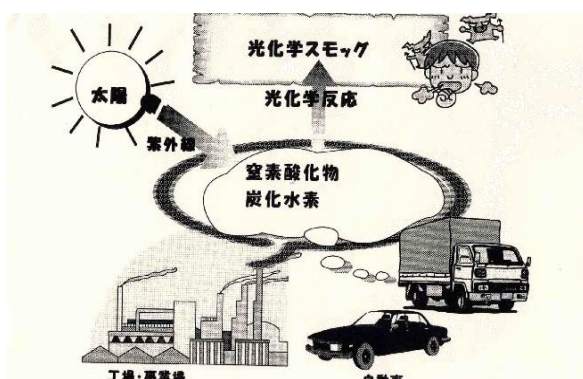
## ② 低公害車等の普及

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）では、環境負荷をできるだけ低減させる観点から、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車を挙げ、普及を図っています。また、東京都は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例及び同施行規則により、自動車を多く使用している事業者に対し、一定割合以上の低公害・低燃費車の導入を義務付けており、令和 9 年 3 月末までに、使用する自動車のうち 30% 以上の導入が求められています。合わせて、対象となる乗用車については、非ガソリン車の導入義務（導入率 20% 以上）も規定されています。

江戸川区においても車両の入替時には低公害・低燃費車両の積極的な導入を図っています。

## （３） 光化学スモッグの状況

光化学スモッグは、窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽の紫外線を受け化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オキシダントが主成分です。光化学スモッグ発生の目安としてオキシダント濃度に環境基準を設け測定していますが、都内ではいまだ環境基準を達成できない状況であり、近年高濃度になる日数は横ばいの状態となっています。



そこで東京都はオキシダント濃度が高くなると、都内を 8 地域に分け学校情報の提供や注意報の発令によって注意を呼びかけています。区は関係機関に東京都のメールサービス登録を行うよう依頼し、発令時には庁内関係各部署への連絡及び防災行政無線個別受信装置で情報を提供しています。

都内の発令地域は平成 13 年度以降広域化し、注意報が発令されている時間も長時間化する傾向にあります。

令和 5 年度の夏は、東京都の区東部地域（江戸川区を含む）の光化学スモッグ注

意報の発令回数は2日でした。また、光化学スモッグによる被害届はありませんでした。

＜区東部地域の学校情報・注意報発令回数の経年変化＞ (回数)

| 区分\年度   | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 学 校 情 報 | 6   | 5   | 10  | 8   | 13  | 5   | 10  | 10  | 11 | 5  | 4  | 1  | 4  |
| 注 意 報   | 1   | 3   | 5   | 2   | 2   | 2   | 3   | 2   | 1  | 2  | 1  | 2  | 2  |

① オキシダント（光化学スモッグ主成分）が高濃度になる主な気象条件と対策

＜季節＞ 4月から10月まで

＜気温＞ 日最高気温が25℃以上（気温が高い）

＜日照＞ 9時～15時の間に日照が2.5時間以上（日差しが強い）

＜風＞ 東京湾および相模湾からの海風で風も弱い

＜天気図＞ ・ 夏型の気圧配置

・ 移動性高気圧または低気圧や前線の間で気圧傾度が緩い

近年、高濃度オキシダントの出現頻度が増加している原因は、気象要因のほか、窒素酸化物の削減に非メタン炭化水素の削減が追いつかないためと推測されています。高濃度オキシダントの出現を抑えるため、現在、非メタン炭化水素を含めた揮発性有機化合物（VOC）の主な発生源である塗装、印刷工場、ドライクリーニング、自動車等からの排出抑制を推進しています。

② 光化学スモッグ発生時について

ア 光化学スモッグの被害にあわないために

光化学スモッグが発生しやすい５月から９月の間は、お出かけ前に光化学スモッグ注意報等の発令・解除の情報を確認しましょう。

- 東京都環境局のホームページ  
<http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/ox.php>
- 大気汚染テレホンサービス  
電話番号：03-5640-6880

また、東京都では、光化学スモッグ注意報等の発令・解除情報をメールで送信するサービスを行っていますので、活用してください。

登録は以下URLになります。

<http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/mail.php>（パソコン・携帯電話共通）

イ 光化学スモッグ注意報等が発令された時

屋外での運動は中止し、なるべく外出は控え、屋内に入りましょう。

ウ 万一、光化学スモッグの被害にあった場合

- 目がチカチカしたり、涙がでたり、のどが痛いなどの症状が出たら、運動を中止して屋内へ入り、窓やカーテンを閉め、涼しい通気のある場所で安静にし、洗顔・うがいをしましょう。
- 症状が軽くならないときや息苦しさを感じたり、胸が苦しくなったりしたときは、医師の診察を受けましょう。
- 保健所に連絡してください。  
（連絡先：江戸川保健所      電話：03-5661-2476）

(4) 微小粒子状物質（PM2.5）について

平成 21 年 9 月に新たに環境基準が設定されました。区内にある東京都の一般環境大気測定局は 3 局で、平成 23 年度に江戸川区鹿骨（農林総合研究センター江戸川分場）、平成 25 年度に江戸川区春江町（二之江中学校）と江戸川区南葛西（葛西南高校）で微小粒子状物質の測定を開始しています。

令和 5 年度の測定結果と環境基準の達成状況は下記のとおりです。令和 5 年度は 3 局ともに環境基準を達成しました。

また、環境省は平成 24 年度末に注意喚起のための暫定指針を設けましたが、江戸川区内の 3 局では指針値を超えたことはありません。

単位 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

|                         | R3           |                 |                 | R4           |                 |                 | R5           |                 |                 |
|-------------------------|--------------|-----------------|-----------------|--------------|-----------------|-----------------|--------------|-----------------|-----------------|
|                         | 環境基準<br>達成状況 | 年平均値<br>(15 以下) | 98%値<br>(35 以下) | 環境基準<br>達成状況 | 年平均値<br>(15 以下) | 98%値<br>(35 以下) | 環境基準<br>達成状況 | 年平均値<br>(15 以下) | 98%値<br>(35 以下) |
| 鹿 骨<br>(農林総合研究<br>センター) | ○            | 9.2             | 22.3            | ○            | 9.8             | 21.1            | ○            | 9.6             | 21.7            |
| 春江町<br>(二之江中学校)         | ○            | 8.0             | 19.5            | ○            | 8.8             | 19.6            | ○            | 8.3             | 18.8            |
| 南葛西<br>(葛西南高校)          | ○            | 7.8             | 19.1            | ○            | 8.4             | 18.7            | ○            | 8.0             | 17.8            |

# 化学物質による環境汚染

私たちの身の回りにはたくさんの化学物質が存在しています。そして知らず知らずのうちにこれらの化学物質にさらされています。

これらの化学物質の中には、「微量では安全である」とされていたものが、昨今の科学的知見の蓄積により「人の健康や生態系に有害な影響を与えてしまう」ものがあるということがわかってきました。

## (1) ダイオキシン類\*1

ダイオキシン類は共通の構造をもった塩素を含む化学物質です。主な発生源は「廃棄物の焼却」とされており、そのほかにも「金属の精錬過程」や「塩素を使った紙の漂白過程」等から非意図的に生成されています。化学的には無色で水に溶けにくく分解されにくい性質があるため環境中に放出されると蓄積していきます。

ダイオキシン類は非常に毒性が強いといわれており、動物実験などから「発ガン性促進作用」があり、「生殖器官の重量や精子形成の減少」「甲状腺機能の低下」「免疫機能の低下」などを引き起こすことが報告されています。

そこで、区では大気・河川水質・河川底質について調査を行っており、令和5年度の結果は次のとおりでした。

### ① 大気（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）\*2

| 調査地点  | 地点詳細    | 環境基準値<br>(年平均) | 調査月   |       |       |       | 平均値   |
|-------|---------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       |         |                | 5月    | 8月    | 11月   | 2月    |       |
| 中央測定局 | 環境測定分析室 | 0.6            | 0.012 | 0.013 | 0.017 | 0.023 | 0.016 |

※ 1週間法（168時間採取）で実施

### ② 河川水質（単位：pg-TEQ/L）

| 調査水域 | 調査地点 | 環境基準値<br>(年平均値) | 調査月  |       | 平均値  |
|------|------|-----------------|------|-------|------|
|      |      |                 | 7月   | 1月    |      |
| 新中川  | 上一色橋 | 1.0             | 1.1  | 0.31  | 0.71 |
| 中 川  | 小松川橋 |                 | 0.69 | 0.22  | 0.46 |
| 新 川  | 宇喜田橋 |                 | 0.45 | 0.072 | 0.26 |
| 旧中川  | 平成橋  |                 | 0.23 | 0.15  | 0.19 |

\* 1：ダイオキシン類…ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDDs）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCBs）の総称で、塩素の付く位置や数によって、PCDDsには75種、PCDFsには135種、コプラナーPCBsには十数種類の仲間（異性体）があり、このうち29種類に毒性があるとみなされている。

\* 2：毒性等量（TEQ）…一番毒性の強い2,3,7,8-TCDD（テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシン）を1として、それぞれのダイオキシン類の毒性を換算して計算した量。

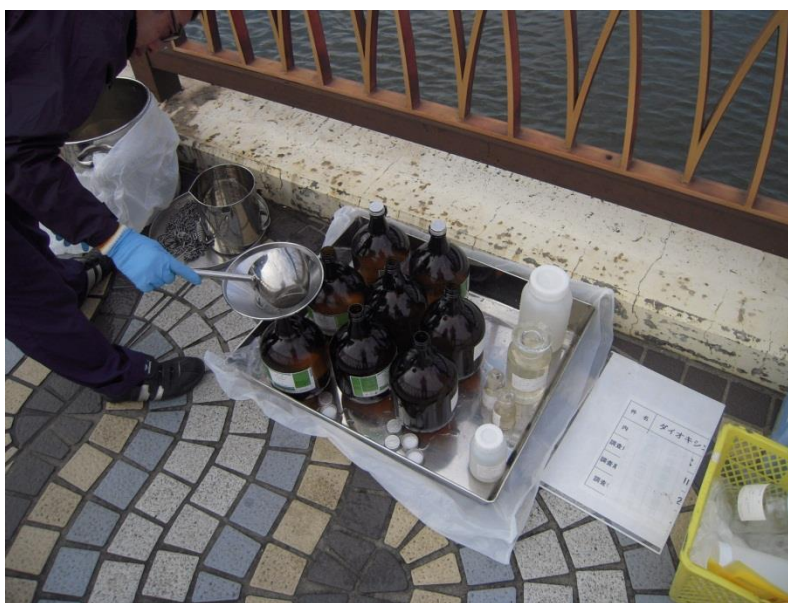
③ 河川底質（単位：pg-TEQ/ g-dry）

| 調査水域 | 調査地点 | 環境基準値<br>(年平均値) | 調査月 |     | 平均値 |
|------|------|-----------------|-----|-----|-----|
|      |      |                 | 7月  | 1月  |     |
| 新中川  | 上一色橋 | 150             | 6.4 | 1.4 | 3.9 |
| 中 川  | 小松川橋 |                 | 30  | 30  | 30  |
| 新 川  | 宇喜田橋 |                 | 28  | 26  | 27  |
| 旧中川  | 平成橋  |                 | 41  | 44  | 43  |

大気では環境基準の超過はありませんでした。主な発生源である焼却炉の対策が進んだことにより、年々濃度が下がり、平成 17 年以降は概ね横ばいになっています。

河川水質ではいずれの地点でも環境基準の超過はありませんでしたが、新中川で比較的高い値が検出されています。

河川底質ではいずれの地点でも環境基準の超過はありませんでしたが、旧中川で比較的高い値が検出されています。



## (2) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」と大気汚染防止法で定義されており、248 物質がリストアップされています。このうち、人体への影響が大きいと考えられる 22 物質を優先取組物質と定め、東京都などの都道府県にモニタリングを課しています。また、このうち人体への被害を防止するために早急な対策が必要な 3 物質を指定物質と定めて、環境基準を適用しています。

区では平成 11 年度より環境汚染が懸念されるこれらの有害大気汚染物質について調査を実施し、環境基準の適合状況を把握しています。

### 【区の調査】

環境省の定めるモニタリング指針に従い優先取組物質 15 項目（指定物質 3 項目を含み、ダイオキシン類は除く。）と水銀及びその化合物について調査を実施しています。環境基準の達成状況は本来、月 1 回以上の調査結果を平均して適用しますが、年 4 回の平均値で評価を行いました。

#### ① 調査地点

| 調査地点   | 測定局種別           | 地点詳細    |
|--------|-----------------|---------|
| 中央測定局  | 一般環境大気測定局（一般局）  | 環境測定分析室 |
| 上一色測定局 | 自動車排出ガス測定局（自排局） | 上一色中学校  |



## ② 調査項目と主な用途等

| 測定項目        | 物質分類           |             | 属性分類         | 主な用途・発生源    |
|-------------|----------------|-------------|--------------|-------------|
| ベンゼン        | 指定<br>物質       | 優先取組<br>物質  | 揮発性<br>有機化合物 | ガソリン含有成分    |
| トリクロロエチレン   |                |             |              | 金属脱脂・洗浄     |
| テトラクロロエチレン  |                |             |              | ドライクリーニング溶剤 |
| ジクロロメタン     | 洗浄脱脂、スプレー噴射剤   |             |              |             |
| アクリロニトリル    | アクリル繊維、合成樹脂原料  |             |              |             |
| 塩化ビニルモノマー   | 合成樹脂原料         |             |              |             |
| クロロホルム      | 溶剤・抽出剤、フッ素樹脂原料 |             |              |             |
| 1,2-ジクロロエタン | 塩化ビニルモノマー製造原料  |             |              |             |
| 1,3-ブタジエン   | 合成ゴム原料         |             |              |             |
| 塩化メチル       | 医薬品、農薬、発泡剤原料   |             |              |             |
| アセトアルデヒド    | 接着剤、焼付塗装       |             |              |             |
| ニッケル        | 重金属類           |             | 家具・電池原料      |             |
| 砒素          |                |             | 防腐・防蟻剤、半導体原料 |             |
| マンガン        |                |             | 鋼への添加剤、電池原料  |             |
| クロム及びその化合物  |                |             | メッキ、顔料       |             |
| 水銀          |                | 理化学機器、水銀ランプ |              |             |

## ③ 調査結果の概要

令和 5 年度の調査では、環境基準の定められているベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンは、いずれの地点でも環境基準内でした。

都内の大気中におけるベンゼンの発生源はガソリンに含まれるものが大半を占めるといわれています。区内では平成 15 年度までは自排局で環境基準を超過していましたが、平成 16 年度以降は一般局・自排局とも環境基準内です。

また、指針値が定められている物質についても値を下回りました。

## ④ 調査結果

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、但し重金属類は $\text{ng}/\text{m}^3$ )

| 測定項目        | 基準値<br>(指針値) | 一般環境大気測定局 | 自動車排出ガス測定局 |
|-------------|--------------|-----------|------------|
|             |              | 中央測定局     | 上一色測定局     |
| ベンゼン        | 3            | 1.0       | 1.0        |
| トリクロロエチレン   | 130          | 1.8       | 1.7        |
| テトラクロロエチレン  | 200          | 0.23      | 0.24       |
| ジクロロメタン     | 150          | 2.1       | 2.1        |
| アクリロニトリル    | (2)          | 0.094     | 0.086*     |
| 塩化ビニルモノマー   | (10)         | 0.011*    | 0.014      |
| クロロホルム      | (18)         | 0.16      | 0.15       |
| 1,2-ジクロロエタン | (1.6)        | 0.14      | 0.13       |
| 1,3-ブタジエン   | (2.5)        | 0.15      | 0.15       |
| 塩化メチル       | (94)         | 1.4       | 1.3        |
| アセトアルデヒド    | (120)        | 3.0       | 3.2        |
| ニッケル        | (25)         | 2.3       | 2.2        |
| 砒素          | (6)          | 0.73      | 0.76       |
| マンガン        | (140)        | 18        | 23         |
| 水銀          | (40)         | 1.7       | 1.8        |
| クロム及びその化合物  | —            | 3.5       | 4.3        |

※測定値は年4回の平均値

\*のある測定値は、平均値の算出において、検出下限値未満の数値をその数値の1/2として算出した。

## 水環境

東京都では水質汚濁防止法に基づき、河川や海域などの公共用水域に環境基準点を定め水質調査を行っています。区ではこれと連携するかたちで独自の調査地点を定めて定期的に水質調査を実施し、環境基準の適合状況を監視しています。これらの調査結果は水質の異常や事故時の対処における基礎データや水生生物調査のバックデータ等に活用しています。

また、水辺の植物をはじめ、鳥類・底生動物などの分布・生息環境の調査を行っています。

### (1) 水質の状況

#### ① 区の調査

区は都の調査とは別に区内の4河川に調査地点を設定し、環境基準の適合状況を調査しました。環境基準は生活環境の保全に関する基準(生活環境項目)と人の健康の保護に関する基準(健康項目)に分かれています。生活環境項目の基準値は河川の類型ごとに定められており、健康項目の基準値は一律に定められています。

調査は2ヶ月に1度、生活環境項目を主とする基礎調査を行い、8月と2月にはこれに健康項目等を加えた総合調査を実施しました。

生活環境項目のうち河川に適用されるBOD\*<sub>1</sub>は、75%値\*<sub>2</sub>で環境基準の達成状況を評価しました。



### 水質調査地点

| 調査地点               | 河川名 | 類 型         |      |
|--------------------|-----|-------------|------|
|                    |     | 生活環境        | 水生生物 |
| 上一色橋               | 新中川 | 河 川<br>C 類型 | 未指定  |
| 小松川橋               | 中 川 |             | 生物B  |
| 平成橋                | 旧中川 | 河 川<br>A 類型 | 未指定  |
| 擬宝珠橋* <sub>3</sub> | 新 川 |             | 未指定  |



\* 1 : BOD (生物化学的酸素要求量) …代表的な汚れ具合の指標。河川に適用される。

\* 2 : 75%値 …年間を通した調査結果の最小値から 75%目の数値。例えばデータが 12 個あった場合、最小値から 9 番目の数値が該当する。

\* 3 : 令和 2 年度より通行人の安全に配慮して、宇喜田橋から 100m ほど移動した擬宝珠橋に採水場所を変更した。

## ② 調査結果

### ア 生活環境項目

生活環境項目には全亜鉛・ノニルフェノールについて水生生物の保全に係る環境基準が定められており、類型の指定されている中川は全項目とも基準値未満であり、それ以外の河川も同基準値を下回っていました。

|      | 河川名               | 新中川     | 中 川     | 旧中川     | 新 川     |
|------|-------------------|---------|---------|---------|---------|
|      | 調査地点名             | 上一色橋    | 小松川橋    | 平成橋     | 擬宝珠橋    |
| pH*1 | 環境基準              | 6.5～8.5 | 6.5～8.5 | 6.5～8.5 | 6.5～8.5 |
|      | 調査回数              | 8       | 8       | 8       | 8       |
|      | 環境基準適合回数          | 7       | 8       | 8       | 8       |
|      | 環境基準達成状況*4        | ○       | ○       | ○       | ○       |
|      | 年度平均値             | 7.5     | 7.4     | 7.5     | 7.6     |
| DO*2 | 環境基準 (mg/L)       | 5 以上    | 5 以上    | 7.5 以上  | 7.5 以上  |
|      | 調査回数              | 8       | 8       | 8       | 8       |
|      | 環境基準適合回数          | 8       | 7       | 5       | 5       |
|      | 環境基準達成状況*4        | ○       | ○       | ○       | ○       |
|      | 年度平均値 (mg/L)      | 8.5     | 6.8     | 7.9     | 7.8     |
| BOD  | 環境基準 (mg/L)       | 5 以下    | 5 以下    | 2 以下    | 2 以下    |
|      | 調査回数              | 8       | 8       | 8       | 8       |
|      | 環境基準適合回数          | 7       | 8       | 6       | 8       |
|      | 環境基準達成状況*4        | ○       | ○       | ○       | ○       |
|      | 75%値 (mg/L)       | 2.5     | 1.8     | 1.6     | 1.3     |
| SS*3 | 環境基準 (mg/L)       | 50 以下   | 50 以下   | 25 以下   | 25 以下   |
|      | 調査回数              | 8       | 8       | 8       | 8       |
|      | 環境基準適合回数          | 8       | 8       | 8       | 8       |
|      | 環境基準達成状況*4        | ○       | ○       | ○       | ○       |
|      | 年度平均値 (mg/L)      | 13      | 17      | 4.5     | 6.4     |
| 大腸菌数 | 環境基準 (CFU/100mL)  | なし      | なし      | 300 以下  | 300 以下  |
|      | 調査回数              | 8       | 8       | 8       | 8       |
|      | 環境基準適合回数          | —       | —       | 8       | 7       |
|      | 環境基準達成状況*4        | —       | —       | ○       | ○       |
|      | 年度平均値 (CFU/100mL) | 211     | 402     | 63      | 92      |

- 
- \* 1 : pH (水素イオン濃度) …水の酸性、アルカリ性の度合いを示す指標。  
 \* 2 : DO (溶存酸素量) …水中に溶解している酸素量。魚類の酸欠事故はDO欠乏による。  
 \* 3 : SS (浮遊物質量) …水中に溶けないで浮遊している物質の総称で、透明度に影響を及ぼす。  
 \* 4 : 環境基準達成状況 …年度平均値 (BODについては75%値) についての環境基準達成状況を指す。
-

## イ 健康項目

健康項目等については 8 月と 2 月に調査をしましたが、アルキル水銀を除く 26 項目の内、ほう素で不適合となる河川が見られました。一般的に、ふっ素とほう素は海水中での濃度が自然状態でも環境基準を超えることがあるため、海域については基準の適用がありません。江戸川区のように流域の下流にあって、河川の水質が海域の影響を受けやすいところでは、通常でもほう素とふっ素は不適合になりやすいといえます。なお、重金属類、P C B、揮発性有機化合物等をはじめとするその他の 24 項目については、すべて基準値内でした。

(年度平均値)

| 調査項目            | 調査地点 | 環境基準<br>(mg/L) | 新中川      | 中 川      | 旧中川      | 新 川      |
|-----------------|------|----------------|----------|----------|----------|----------|
|                 |      |                | 上一色橋     | 小松川橋     | 平成橋      | 擬宝珠橋     |
| カドミウム           |      | 0.003          | <0.0003  | <0.0003  | <0.0003  | <0.0003  |
| 全シアン            |      | 検出されないこと       | <0.01    | <0.01    | <0.01    | <0.01    |
| 鉛               |      | 0.01           | <0.001   | <0.001   | <0.001   | <0.001   |
| 六価クロム           |      | 0.02           | <0.02    | <0.02    | <0.02    | <0.02    |
| 砒素              |      | 0.01           | <0.005   | <0.005   | <0.005   | <0.005   |
| 総水銀             |      | 0.0005         | <0.00005 | <0.00005 | <0.00005 | <0.00005 |
| P C B           |      | 検出されないこと       | <0.0005  | <0.0005  | <0.0005  | <0.0005  |
| ジクロロメタン         |      | 0.02           | <0.002   | <0.002   | <0.002   | <0.002   |
| 四塩化炭素           |      | 0.002          | <0.0002  | <0.0002  | <0.0002  | <0.0002  |
| 1,2-ジクロロエタン     |      | 0.004          | <0.0004  | <0.0004  | <0.0004  | <0.0004  |
| 1,1-ジクロロエチレン    |      | 0.1            | <0.01    | <0.01    | <0.01    | <0.01    |
| シス-1,2-ジクロロエチレン |      | 0.04           | <0.004   | <0.004   | <0.004   | <0.004   |
| 1,1,1-トリクロロエタン  |      | 1              | <0.1     | <0.1     | <0.1     | <0.1     |
| 1,1,2-トリクロロエタン  |      | 0.006          | <0.0006  | <0.0006  | <0.0006  | <0.0006  |
| トリクロロエチレン       |      | 0.01           | <0.001   | <0.001   | <0.001   | <0.001   |
| テトラクロロエチレン      |      | 0.01           | <0.001   | <0.001   | <0.001   | <0.001   |
| 1,3-ジクロロプロペン    |      | 0.002          | <0.0002  | <0.0002  | <0.0002  | <0.0002  |
| チウラム            |      | 0.006          | <0.0006  | <0.0006  | <0.0006  | <0.0006  |
| シマジン            |      | 0.003          | <0.0003  | <0.0003  | <0.0003  | <0.0003  |
| チオベンカルブ         |      | 0.02           | <0.002   | <0.002   | <0.002   | <0.002   |
| ベンゼン            |      | 0.01           | <0.001   | <0.001   | <0.001   | <0.001   |
| セレン             |      | 0.01           | <0.001   | <0.001   | <0.001   | <0.001   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素   |      | 10             | 3.2      | 2.2      | 1.6      | 2.1      |
| ふっ素             |      | 0.8            | 0.20     | 0.55     | 0.65     | 0.45     |
| ほう素             |      | 1              | 0.10     | 1.45     | 2.3      | 1.2      |
| 1,4-ジオキサン       |      | 0.05           | <0.005   | <0.005   | <0.005   | <0.005   |

## (2) 底質の状況

8月・2月に行う水質の総合調査にあわせて、同地点で底質の調査を行いました。調査項目は重金属類、PCB、強熱減量でした。水質と違って底質には環境基準が定められていません。したがって関連する基準と比較しました。その結果、総水銀、PCBともに全地点で暫定除去基準を下回っていました。

(年度平均値)

| 調査項目 \ 調査地点         | 新中川  | 中 川  | 旧中川  | 新 川  | 基 準 値                 |
|---------------------|------|------|------|------|-----------------------|
|                     | 上一色橋 | 小松川橋 | 平成橋  | 擬宝珠橋 |                       |
| カドミウム (mg/kg (dry)) | 0.12 | 0.60 | 1.8  | 1.0  | —                     |
| 鉛 (mg/kg (dry))     | 12   | 28   | 110  | 49   | —                     |
| 砒素 (mg/kg (dry))    | 9.8  | 13.5 | 17.0 | 12.5 | —                     |
| 総水銀 (mg/kg (dry))   | 0.03 | 0.12 | 1.02 | 0.26 | 暫定除去基準<br>25 mg/kg 以上 |
| PCB (mg/kg (dry))   | 0.01 | 0.03 | 0.55 | 0.18 | 暫定除去基準<br>10 mg/kg 以上 |
| 六価クロム (mg/kg (dry)) | <2   | <2   | <2   | <2   | —                     |
| 強熱減量 (%)            | 3.0  | 7.1  | 18.3 | 13.5 | —                     |

## (3) 水辺の自然環境

### ① 区の調査

区では、水質監視とともに、河川の水辺に生息・分布する動植物の調査を行っています。これは都市に残るかけがえのない自然が、公害による影響や無理な開発によって消滅することがないように現状を記録するとともに、定点観測等によりデータを蓄積し、次世代の環境保全に役立たせることを目的としています。

調査項目は植物・鳥類・底生動物・魚類です。荒川、新中川、江戸川・旧江戸川の3河川をローテーションで調査しており、令和5年度は新中川でした。

※葛西沖（東なぎさ）の船上調査は、令和2年度より休止。



【調査の様子】

### ② 調査結果

#### ア 植物

| 調査対象  | 調査日       | 科  | 種   |
|-------|-----------|----|-----|
| 新中川流域 | 5月1,2日    | 62 | 330 |
|       | 7月10,11日  |    |     |
|       | 10月11,12日 |    |     |

## イ 鳥類

| 調査対象  | 調査日      | 種  | 数(羽)  |
|-------|----------|----|-------|
| 新中川流域 | 7月25,26日 | 22 | 2,490 |
|       | 1月31日    |    |       |
|       | 2月14日    |    |       |

## ウ 底生動物

| 調査対象  | 調査日         | 種 |
|-------|-------------|---|
| 新中川流域 | 7月19,25,26日 | 7 |

## エ 魚類

| 調査対象  | 調査日         | 種 |
|-------|-------------|---|
| 新中川流域 | 7月19,25,26日 | 7 |

### (4) 葛西海浜公園の環境

葛西海浜公園は、旧江戸川と荒川の水が海水に流れ込む「汽水域」で、西なぎさと東なぎさの先には三枚洲と呼ばれる干潟が広がっています。

毎年、多くの渡り鳥が飛来するとともに準絶滅危惧種のトビハゼを含む多種多様な生きものが生息しています。

#### 【ラムサール条約湿地に登録】

国際的に重要な湿地として知られる「ラムサール条約」において、葛西海浜公園が2018年10月18日、東京都で初めてとなる登録湿地として認められました。

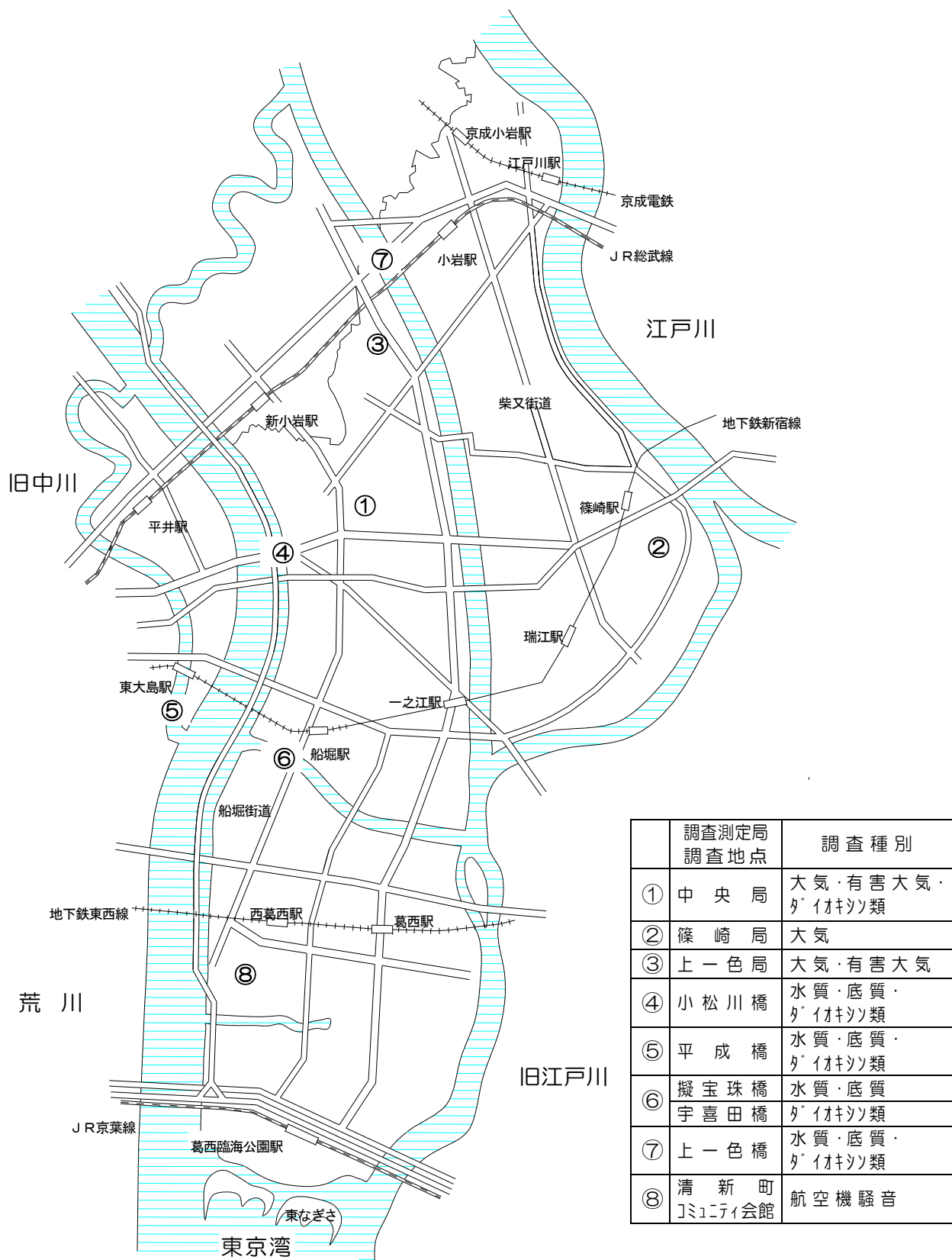
ラムサール条約とは、1971年にイランのラムサールで採択された湿地に関する条約です。正式名は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」と言い、多様な生態系を持つ湿地の保全と活用が目的で「保全・再生」「ワイズユース(賢明な利用)」「交流・学習」の理念があります。



葛西海浜公園は9つの国際選定基準のうち、「生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地」、「定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地」、「水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地」の3つを満たしていました。

登録後は、東京都や地元で活動する団体と共に登録記念報告会や周年記念イベントなどを開催しました。今後も周知・啓発と保全に取り組んでいます。

## 調査測定局・調査地点図



## 騒音・振動

騒音とは望ましくない音・不快な音を指し、人の感覚に係る問題です。一般的に「休養や安眠を妨げる音」「勉強や仕事の能率を低下させる音」等は騒音とされています。振動も同様なことがいえます。

昭和 40 年代以降の高度経済成長に伴う都市への人口の集中・事業活動の活発化やそれに伴う公共基盤の整備・自動車保有台数の増加等が今日の騒音・振動問題の起因要素となっています。

### (1) 自動車騒音・振動・交通量

#### ① 常時監視による面的評価の実施状況

自動車騒音の常時監視は、道路に面する地域の年間を通じた平均的な騒音状況について全国で継続的に把握し、騒音公害防止の基礎資料とすることを目的としています。

区ではおよそ 5 年で区内の主要な道路を一巡するよう計画を立てて調査を実施しています。

#### 主な評価対象道路

|    |                                                                          |
|----|--------------------------------------------------------------------------|
| R1 | 市川四つ木線、御徒町小岩線（蔵前橋通り）、新荒川堤防線、区道 103-0350 号、区道 200 号（葛西中央通り）               |
| R2 | 高速湾岸線、一般国道 357 号、東京浦安線（葛西橋通り）、東京市川線（新大橋通り）、千住小松川葛西沖線（船堀街道）区道 250 号（左近通り） |
| R3 | 高速 7 号小松川線、一般国道 14 号（京葉道路）、区道 281 号                                      |
| R4 | 環状 7 号線、江戸川堤防線                                                           |
| R5 | 王子金町江戸川線（柴又街道）、新荒川葛西堤防線                                                  |

#### 環境基準達成状況

|             | 評価対象<br>戸数 | 昼夜間とも<br>達成         | 昼間のみ<br>達成        | 夜間のみ<br>達成     | 昼夜間とも<br>不達成      |
|-------------|------------|---------------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 近接空間<br>*1  | 32,327 戸   | 29,004 戸<br>(89.7%) | 1,912 戸<br>(5.9%) | 0 戸<br>(0.0%)  | 1,411 戸<br>(4.4%) |
| 非近接<br>空間*2 | 37,797 戸   | 36,787 戸<br>(97.3%) | 318 戸<br>(0.8%)   | 19 戸<br>(0.1%) | 673 戸<br>(1.8%)   |
| 全体          | 70,124 戸   | 65,791 戸<br>(93.8%) | 2,230 戸<br>(3.2%) | 19 戸<br>(0.0%) | 2,084 戸<br>(3.0%) |

\* 1：近接空間…道路端から 15m（2 車線以下の場合）または 20m（2 車線を超える場合）以内の地域。

\* 2：非近接空間…道路端から 50m 以内で近接空間を除く地域

## ② 要請限度の超過状況

自動車騒音・振動には環境基準とは別に要請限度\*1 が定められています。

東京都では、平成 20 年 3 月に中短期目標として「道路交通騒音について、住居系地域における夜間騒音を全測定地点で要請限度以下にする」ことを掲げています。

令和 5 年度の要請限度超過状況は下記のとおりです。

網掛け：要請限度超過

| 測定地点<br>(対象道路)       | 騒音レベル<br>(dB) |    | 振動レベル<br>(dB) |    | 断面交通量<br>(台/10 分) |    |
|----------------------|---------------|----|---------------|----|-------------------|----|
|                      | 昼             | 夜  | 昼             | 夜  | 昼                 | 夜  |
| 南小岩 8-26 (王子金町江戸川線)  | 63            | 59 | 43            | 36 | 65                | 18 |
| 南小岩 3-27 (王子金町江戸川線)  | 66            | 63 | 46            | 39 | 88                | 21 |
| 南篠崎町 2-38 (王子金町江戸川線) | 65            | 60 | 37            | 30 | 74                | 12 |
| 江戸川 1-38 (王子金町江戸川線)  | 58            | 51 | 31            | 26 | 25                | 4  |
| 松島 2-4 (新荒川葛西堤防線)    | 62            | 58 | 33            | 30 | 122               | 25 |
| 中葛西 6-21 (新荒川葛西堤防線)  | 68            | 62 | 44            | 36 | 136               | 31 |
| 江戸川 2-28 (新荒川葛西堤防線)  | 64            | 59 | 40            | 30 | 70                | 16 |

なお、断面交通量は並走する道路の交通量を含んでいます。

東京都は優先的に対策を講ずべき道路区間を指定して、その区間における総合対策を実施しています。

- ① 交通流対策……信号機の高度化  
大型自動車の通行規制
- ② 道路構造対策…低騒音舗装の敷設  
遮音壁の設置
- ③ 沿道対策……沿道整備道路の指定  
防音工事の助成

\* 1：要請限度……自動車騒音または道路交通振動について総理府令で定めた限度。これを超えることで道路周辺の生活環境が著しく損なわれる場合には、関係行政機関に対して措置を求め、意見を述べることができる。

## (2) 航空機騒音

区内騒音のもうひとつに、航空機の上空飛行に伴う騒音があげられます。

区の上空を航空機が飛行するのは、羽田空港 B 滑走路に計器着陸方式(22ILS)を使用して着陸する「22ILS ルート」と、令和2年3月29日から運用開始されたC滑走路を使用して離陸する「新飛行経路(荒川ルート)」があります。

### ・22ILS ルート

羽田空港への着陸機は通常、東京湾の上空を通過して着陸しています。しかし、南風で悪天候時(江戸川区上空ではなく、東京湾上空での雨や霧の発生など)により視界が悪く、通常のルートが使用できない時に限り、安全を確保するため、誘導の電波に沿って着陸することになり、その際に江戸川区上空を飛行する航路を使用します。

### ・新飛行経路(荒川ルート)

国は首都圏の国際競争力の強化や2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う訪日外国人旅行者の受入れ等のため、首都圏空港の機能強化について検討を行ってきました。羽田空港の機能強化(国際線の増便)に伴い、令和2年3月29日から北風運用時に羽田空港を離陸し、荒川河口から内陸に向けて荒川上空を飛行する「新飛行経路(荒川ルート)」の運用が開始されました。

〔飛行状況〕

| 年 度      |           | H29   | H30   | R1    | R2     | R3     | R4     | R5     |
|----------|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 飛行<br>日数 | 22ILS ルート | 62    | 72    | 76    | 64     | 52     | 65     | 81     |
|          | 荒川ルート     | —     | —     | 3     | 313    | 319    | 304    | 289    |
| 飛行<br>機数 | 22ILS ルート | 4,853 | 5,342 | 8,554 | 3,268  | 3,493  | 5,360  | 7,751  |
|          | 荒川ルート     | —     | —     | 279   | 20,195 | 26,648 | 31,506 | 30,264 |

## ① 騒音調査結果

航空機騒音の環境基準は平成24年度まで加重等価平均感覚騒音レベルWECPNLが使用されていましたが、平成25年度からは新たな環境基準として時間帯補正等価騒音レベルLdenが採用されました。専ら住居の用に供される地域では年間のLdenが57dB以下であることとされています。江戸川区は環境基準の指定地域外ですが、仮にこの基準を準用した場合、令和5年度のLdenは51dBだったので環境基準に適合していることになります。

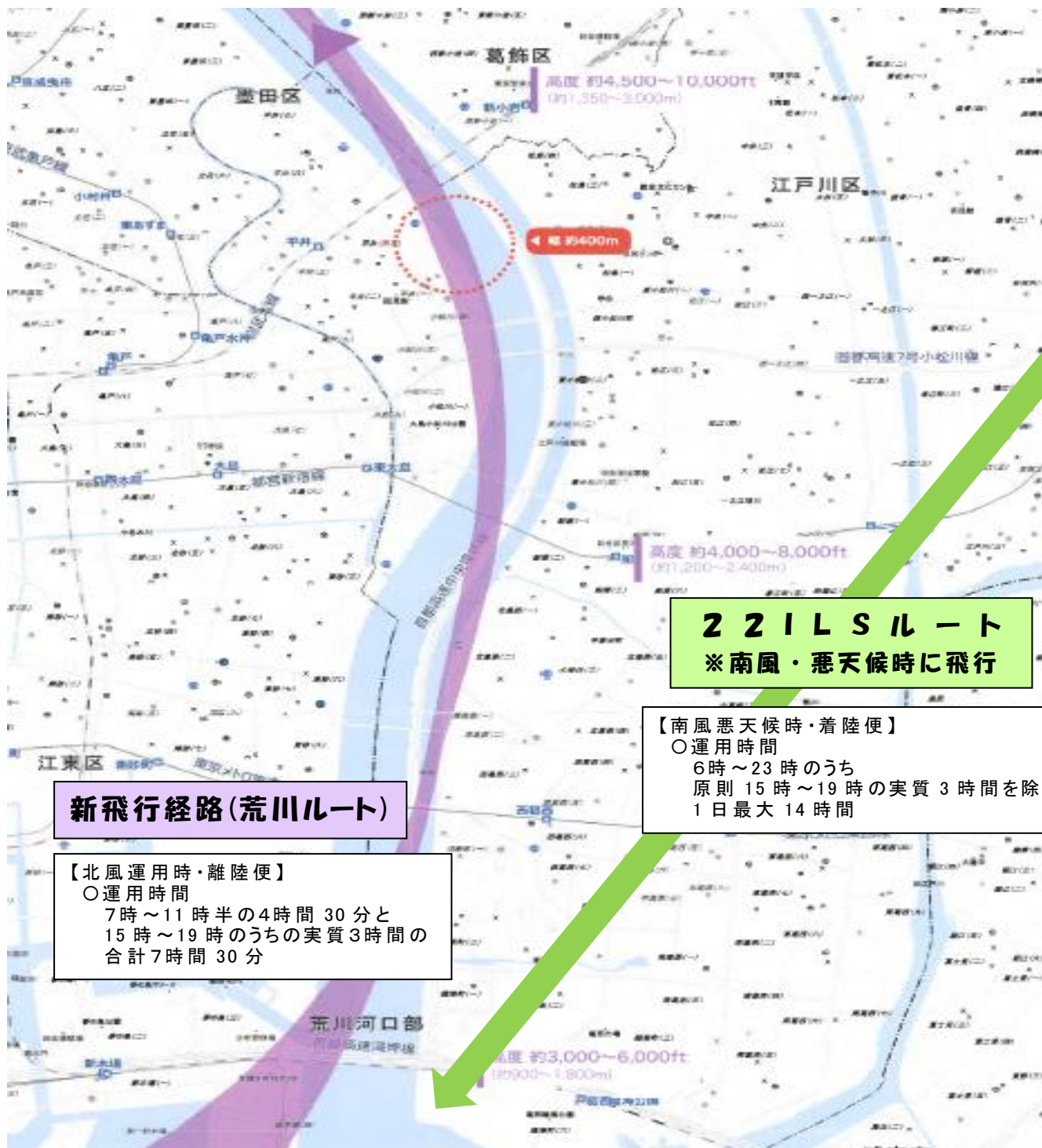
〔騒音の状況〕

| 年 度                           | H29  | H30  | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   |
|-------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 週 間 値 の 最 大<br>Lden(dB)       | 55.8 | 55.8 | 55.2 | 52.6 | 55.3 | 53.9 | 56.3 |
| Lden の 週 間 値<br>57dB 以上の回数(回) | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 年 間 の 平 均 値<br>Lden(dB)       | 47.1 | 47.4 | 48.2 | 47.2 | 48.1 | 49.5 | 51.1 |

## ② 区への対応

令和5年度は、これまでの南風悪天候時の着陸便に加えて、新飛行経路の運用が開始されたため、飛行機数は 38,015 機となっています。

区は今後も騒音の常時測定・飛行状況の監視を行い、騒音の軽減に向けて関係機関への働きかけを随時続けていきます。



※Lden（時間帯補正等価騒音レベル）

各飛行機の騒音の聞こえ始めから聞こえ終わりまでのエネルギーを基に評価する。WECPNL 同様夕方・夜間に発生する騒音に重み付けを行う。

※WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）

航空機騒音の特徴を取り入れた単位として ICAO(国際民間航空機関)で提案された国際単位。「うるささ指数」とも呼ばれている。各飛行機の最大騒音レベルと、夕方・夜間に重み付けをした飛行機の機数を基に評価する。

## 土壌環境

土壌や地下水は河川水や大気とともに環境の重要な構成要素であり、生態系の維持、水循環などにおいて重要な役割を果たしています。土壌が有害物質などにより一旦汚染されると、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすばかりか、その影響は長期にわたります。土壌汚染は廃棄物の不法投棄、工場・事業場での有害物質の不適切な取り扱いが主な原因です。

## 土壌汚染と対策の概要

日本における土壌汚染の問題は農用地汚染から始まりました。

また、区内の六価クロムによる土壌汚染は、堀江町（現：南葛西）地区で約8万トンのクロム鉱さいが埋められていたことが昭和50年7月の新聞報道によりクローズアップされました。

これを契機に市街地の土壌汚染が問題となり、国は平成3年にカドミウムなど、10物質について土壌環境基準を定めました。平成6年には有機塩素系化合物などを追加し、25物質の環境基準を定めるとともに、土壌汚染調査・対策指針を策定しました。

平成14年5月には土壌汚染対策法を制定し、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置などを定め、平成15年2月から施行しています。

一方、東京都は、平成12年12月に制定した環境確保条例で、有害物質取扱事業者や大規模な開発を行う事業者に対し、土壌汚染調査の実施と汚染土壌の拡散防止を義務付け、平成13年10月から施行しています。

なお、両法令とも最新の改正法令が平成31年4月1日から施行されています。

法・条例に基づく主な土壌調査の契機は次のとおりです。

| 根 拠 法 令 |                                                            | 調 査 契 機                                              |
|---------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 土壌汚染対策法 | 第3条                                                        | 下水道法・水質汚濁防止法に基づく<br>有害物質特定施設の廃止                      |
|         | 第4条                                                        | ①3,000㎡以上の土地の形質変更<br>②工場等の土地における900㎡以上の土地<br>の形質変更   |
|         | ⇒ 指定基準*1 を超過する汚染が見つかった場合、その区域<br>を要措置区域または形質変更時要届出区域に指定・公示 |                                                      |
| 環境確保条例  | 第116条                                                      | 工場等を廃止または施設を除却するとき                                   |
|         | 第117条                                                      | ①3,000㎡以上の敷地内での土地の改変<br>②土壌汚染対策法第4条の要件に該当する<br>土地の改変 |
|         | ⇒ 汚染土壌処理基準*2 を超過する汚染が見つかった場合、<br>汚染状況の台帳を調製                |                                                      |

汚染があった土地は、汚染の状況に応じた対策が必要になる場合があります。

\*1：指定基準：土壌汚染対策法で定められている土壌汚染があるとみなされる基準

\*2：汚染土壌処理基準：環境確保条例で定められている汚染処理等を行うべき基準

[環境確保条例第 116 条に基づく土壤汚染関係届出の推移]

(件数)

| 年 度            | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----------------|----|----|----|----|----|
| 汚染状況調査報告       | 12 | 17 | 6  | 8  | 6  |
| 拡散防止、対策計画書、完了届 | 17 | 22 | 8  | 8  | 5  |

[事業場で使用する有害物質の相談・問合せ件数の推移]

(件数)

| 年 度    | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 相談・問合せ | 1,687 | 1,494 | 1,796 | 1,934 | 1,645 |

## 六価クロム鉱さいによる汚染土壤の処理

### (1) これまでの経緯

- 昭和 50 年 7 月 住民団体が江戸川区堀江町（現：南葛西）に大量の鉱さいが埋立てられていることを発表
- 昭和 50 年 8 月 区は「六価クロム対策本部」を設置  
区は堀江町及び小松川地区住民の健康調査、環境調査や日本化学工業小松川工場への立ち入り調査を実施  
区と東京都で日本化学工業に還元剤の散布やアスファルト舗装等の応急対策を実施させる
- 昭和 50 年 9 月 東京都が学識経験者による「六価クロムによる土壤汚染対策専門委員会」を設置し、恒久処理対策を検討
- 昭和 52 年 10 月 東京都は委員会報告を受けて基本方針を決定し、日本化学工業に対し汚染者負担の原則に基づき、恒久処理の実施を要請
- 昭和 52 年 12 月 「住民参加による日本化学工業クロム公害対策会議」が発足
- 昭和 54 年 3 月 東京都と日本化学工業は「鉱さい土壤の処理等に関する協定」を締結
- 昭和 55 年から 東京都指導のもと、日本化学工業の費用と責任において恒久処理事業化
- 平成 元年 12 月 東京都が小松川地区に新たな処理地建設
- 平成 3 年 10 月 大島小松川公園として一般開放
- 平成 4 年 7 月 東京都は水処理施設の設置や旧中川護岸の整備工事を実施（大島小松川公園風の広場西側の旧中川護岸からの流出水報道を受けて実施）
- 平成 13 年 大島小松川公園自由の広場が一般開放

## (2) 健康影響調査

昭和 48 年に江東区で問題が発覚し、区でも昭和 50 年に問題が明らかとなったため、地区住民の健康調査を実施しました。その後東京都は昭和 52 年 11 月の都知事の対話集会での表明、クロム対策会議の提言を受け、昭和 54 年 3 月から平成 3 年まで住民の健康影響調査を実施しました。

その結果は「クロム被爆との関連を特定できる健康障害を認める所見はなかったが、一般的な健康不安は強く、加齢とともに増大していた。」ということでした。そこで平成 5 年からは毎年健康相談事業を実施しています。

## (3) クロム職業病訴訟

クロム問題が判明した昭和 50 年 8 月、日本化学工業従業員とその遺族は、「日本化学の六価クロム禍被害者の会」を結成しました。同年 12 月から昭和 51 年 10 月にかけて延べ 3 次のクロム職業病訴訟が提訴され、昭和 56 年 9 月東京地裁において原告勝訴の判決があり、双方控訴せず確定しました。

## (4) 区内環境調査

東京都において、区内における土壌処理地域及び六価クロム集中処理地の周辺環境影響把握調査を行っています。

大気 六価クロム (年度平均値)

ng/m<sup>3</sup>

| 調査地点          | R3   | R4   | R5   | 測定間隔 |
|---------------|------|------|------|------|
| 大島小松川公園「風の広場」 | 0.20 | 0.24 | 0.28 | 毎月   |
| 「自由の広場」       | 0.19 | 0.24 | 0.28 | 毎月   |
| 南葛西中学校        | 0.18 | 0.24 | 0.25 | 毎月   |
| 小松川第二小学校      | 0.26 | 0.23 | 0.24 | 隔月   |

水質 六価クロム (年度平均値)

mg/L

| 調査地点             | R3    | R4     | R5     | 測定間隔  |
|------------------|-------|--------|--------|-------|
| 「風の広場」: 水処理施設処理水 | <0.01 | <0.005 | <0.005 | 毎月    |
| 旧中川 : 中川大橋左岸     | <0.01 | <0.005 | <0.005 | 年 2 回 |
| 左近川 : 海岸水門       | <0.01 | <0.005 | <0.005 | 年 2 回 |

区でも有害大気汚染物質や公共用水域における水質・底質調査の中で関連物質の測定を行っています。(有害大気汚染物質の測定結果は P42～、公共用水域は P53～を参照)

## 放射線対応

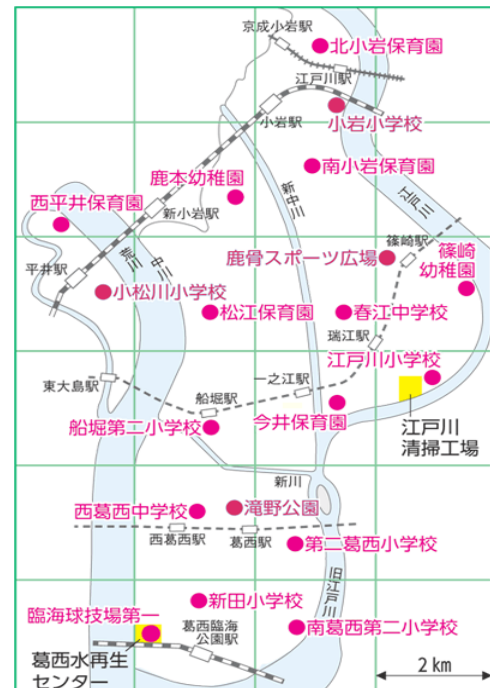
平成 23 年 3 月に発生した福島第一原子力発電所の事故による放射線の影響について、区内の状況等を把握するため空間放射線量の測定を実施しました。

### (1) 区内の状況把握

区内の空間放射線量の状況を把握するために、区内を 2 キロメートルメッシュで区切り、それぞれの区画を代表する 19 施設 57 地点（1 施設 3 地点）で測定を行いました。（平成 23 年 6 月）

また、都立篠崎公園に設置されたモニタリングポストの稼働に合わせ、同施設で再度測定を行いました。（平成 23 年 12 月）

いずれも、環境省「除染関係ガイドライン」における面的評価の除染基準とされる地上 1 メートルにおいて一時間あたり 0.23 マイクロシーベルトを下回っていました。



### (2) 子ども施設の砂場対策

砂場は子どもが直接触れる場所という性質上、放射線量の高い砂場については対策が必要であり、その状況を個別に確認するため、小学校、中学校、幼稚園、保育園、公園等 514 施設の砂場 561 箇所の測定を行いました。

その結果、対策が必要と判断された砂場については、砂を入れ替える等の措置を行いました。（平成 23 年 8 月～11 月）

### (3) 江戸川清掃工場・葛西水再生センターの影響の確認

焼却灰等から放射性物質が検出された江戸川清掃工場及び葛西水再生センターの敷地境界各 4 地点での測定を、平成 23 年 6 月から毎月継続的に行っています。

環境省「除染関係ガイドライン」における面的評価の除染基準とされる地上 1 メートルにおいて一時間あたり 0.23 マイクロシーベルト以上となったことはこれまでありません。

#### (4) 江戸川河川敷・荒川河川敷の状況把握

江戸川河川敷における空間放射線量の状況を把握するために、区境から江戸川水閘門（篠崎水門）まで約 200 メートル間隔に分割し、37 ライン 246 地点の測定を実施しました。（平成 24 年 6 月～7 月）

また、荒川河川敷における空間放射線量の状況を把握するため、木根川水門から小名木川排水機場まで約 200 メートル間隔に分割し、23 ライン 126 地点の測定を実施しました。（平成 24 年 9 月）

いずれも、環境省「除染関係ガイドライン」における面的評価の除染基準とされる地上 1 メートルにおいて一時間あたり 0.23 マイクロシーベルトを下回っていました。

## 南葛西の臭気対策

南葛西地区では、昭和 40 年代初めごろに大量のごみの投棄がされたという経緯がありました。この問題に対し、区と都と警察が協力して道路封鎖を実施し、ごみの投棄を止めさせました。

その後、区画整理により街は整備されましたが、ごみが投棄された地域では、今でも工事に伴って土地を掘削したときに、臭気等が発生してしまうことがあります。

そのような経緯があるため、一定規模以上の開発行為等を行う際には、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例に基づく協定を締結することになっており、その際には事前に環境課と協議することになっています。

環境課では協議の際に、工事にあって留意すべき点について開発業者等に注意喚起を促しています。さらに、工事着工後に現場確認を行い、必要な指導を行っています。令和 5 年度内に協議した件数は 6 件でした。

## 2-4 えどがわエコセンター

えどがわエコセンターは一人ひとりが環境について学び、行動するために平成 16 年に設立された NPO 法人です。区民・事業者・行政や教育機関などが連携・協働して地球温暖化防止活動から資源循環型社会づくり、自然環境保全等あらゆる環境課題に取り組んでいます。

今日の環境問題の多くは、私たち自身のライフスタイルの見直し抜きには解決しません。そこでえどがわエコセンターでは、「日本一のエコタウン」の実現を目指し「もったいない運動えどがわ」を推進しています。その他、みどりのカーテンの普及や各種講習会・講座の開催など、年間を通じて多くの事業を展開し、気軽に誰もが環境活動に参加できるよう呼びかけています。

一方、世界に目を向けると、2015 年には国連で「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。これは、地球の環境を守りながら、世界のすべての人々が平和で豊かに暮らすことを目指すための目標です。えどがわエコセンターもグローバルな視点を持って環境活動を進めていくため、SDGs を視野に入れた事業の実施を推進しています。

さらに、ラムサール条約に登録された葛西臨海地域の賢明な利用に向けた取り組みも進めています。

また、平成 31 年 3 月、えどがわエコセンターはより信頼性・透明性の高い「認定 NPO 法人」として登録されました。

これからも持続可能な地域社会を目指し、次世代に引き継ぐことのできる環境づくりに向け取り組みを拡げていきます。



えどがわエコセンターロゴマーク

## 環境教育・環境学習の推進

### (1) グリーンプラン推進校

えどがわエコセンターと幼稚園・小中学校が協働し、環境学習を推進するモデル校です。

平成 17 年度より、スタートし毎年 10 校（園）以上の参加があります。資材などの経費や各種情報の提供などの支援をしています。



### (2) すくすくスクール放課後環境教育

「21 世紀子ども放課後環境教育プログラム」などを活用し、すくすくスクールの子どもたちを対象に、ゲームをしながら環境について学んでもらいます。



### (3) 小中学校出前授業（総合学習）

グリーンプラン推進校を中心に、「出前授業」として環境学習プログラムを提供しています。



### (4) 人材育成「エコアクション講座」

平成 16 年度にスタートした「環境学習リーダー養成講座」は、平成 20 年度から「おきがる環境講座」、令和 2 年度からは「エコアクション講座」に名称を変え、地域やエコセンターで活動するための知識やノウハウを基礎から段階的に学べる講座を実施しています。受講生は 4,600 人を超えました。



## もったいない運動えどがわの推進

### (1) 省エネの推進

昨今の記録的な猛暑により、夏季の電力不足が懸念され、節電意識が高まっているなか、区民に省エネ・節電に取り組んでもらうため、「省エネのコツ！講座」を実施しています。また、各家庭での消費エネルギーを分析する家庭の省エネに関するサービス等を紹介しています。

### (2) 「みどりのカーテン」の普及

「みどりのカーテン」は、ゴーヤなどのツル性植物で作る自然のカーテンのことです。窓の外に作ることで直射日光を遮り、室温を下げ、エアコンの使用を抑えることができます。

「みどりのカーテン」普及のため、えどがわエコセンターが中心となり「みどりのカーテンモニター」事業を実施しています。



### (3) フードドライブ

フードドライブとは家庭で余っている未利用食品を持ち寄り、フードバンクへ提供する活動です。集まった食品はフードバンクを通じて福祉団体や施設、食料支援を必要としている方々に提供されます。

エコセンターでは区と連携し、各地域まわりの回収を行ってきました。令和2年度からはエコセンター事務局での常設回収も開始しています。



## 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

### （１） 古布、余り布の活用



古布や布団を作る時に出る余り布を使って、箸袋や布ぞうり、座布団作り等の教室を開いています。捨てられてしまいがちなものに手を加え、新しいものによみがえらせることで、「もったいない」の心を伝えています。

### （２） おもちゃの修理

幼いころから物を大切にする心を大切にしてほしいとの願いで、おもちゃの修理を行う「おもちゃの病院」を毎月第二土曜日に多目的ルームで実施しています。



### （３） 生ごみ等の活用

家庭から出る生ごみを減らすための具体的な方法を教える講習会等を開催しています。

また、生ごみ堆肥づくりやできた堆肥を使った野菜づくりの楽しみも伝えています。



## 豊かな水と緑の保全と活用

### (1) ラムサール条約に関する取組み

ラムサール条約登録湿地である葛西海浜公園三枚洲の観察会を行い、葛西沖の自然について啓発しています。屋形船を使った船上観察会では葛西沖の歴史を学び、船のデッキから野鳥を観察します。観察会終了後には船内で江戸前料理を堪能します。



### (2) 自然復元・再生事業

本区は河口に位置するため、大量のごみが河川敷や海岸に漂着します。

そこで、えどがわエコセンターでは、東なぎさクリーン作戦の実施や自然環境団体が行う河川や海岸の清掃活動を支援しています。

また、本区が発見の地である貴重種「ムジナモ」の育成・普及の活動なども行っています。



### (3) 自然体験・自然観察会

親水公園や河川敷、葛西臨海公園など区内の自然を活用した自然観察会や自然体験を実施しています。えどがわエコセンターが行う自然環境学習は、参加者自身の体験を通じて環境意識を高めることをねらいとしています。



## 2-5 水とみどりのまちづくり

江戸川区は、昭和 30 年代後半からの急激な都市化により、多くの緑が失われていく中、昭和 45 年に「ゆたかな心 地にみどり」を合言葉に掲げ、区民と行政が一体となった全区的な緑化運動を開始しました。昭和 46 年に「環境をよくする 10 年計画」を策定し、都市基盤整備を進めながら樹木数と公園面積の目標を「区民一人あたり 10 本 10 m<sup>2</sup>」とし、みどりの確保に積極的に取り組んできました。

区による様々な取組や区民との協働の結果、平成元年に「区民一人あたりの公園面積 10 m<sup>2</sup>（海域含む）」、令和 4 年に「区民一人あたりの樹木数 10 本」を達成しました。

### みどりの役割

#### (1) 都市環境改善の機能

- ・ ヒートアイランド現象の緩和
- ・ 地球温暖化の防止
- ・ 脱炭素社会の実現、CO<sub>2</sub>の吸収源



#### (2) 生物多様性保全の機能

- ・ 都市における生物多様性の確保
- ・ 豊かな自然が連なる生物の移動経路



#### (3) 防災の機能

- ・ 大規模災害時における防災拠点
- ・ 火災の延焼防止や建物の倒壊防止
- ・ 避難路や緊急輸送路の確保



#### (4) 都市景観や歴史文化形成の機能

- ・ 都市景観の形成
- ・ 個性と魅力ある地域づくり



#### (5) レクリエーションの機能

- ・ 子どもたちの遊び場、散策・休息の場
- ・ スポーツ・健康づくり・自然学習のための活動の場
- ・ 地域の賑わいや交流を生み出す拠点



### みどりの現状

区内のみどりの全体量は、公園や道路などの都市基盤整備に伴い増加しています。しかし、公共用地のみどりは着実に増加しているが、農地や屋敷林などの民有地のみどりは減少しているのが現状です。

#### ① 保護樹指定（昭和 48 年～）

区内の古木や名木の大径木について、江戸川区緑化推進要綱に基づき保護樹として指定しています。樹木医の派遣等の支援を行っています。

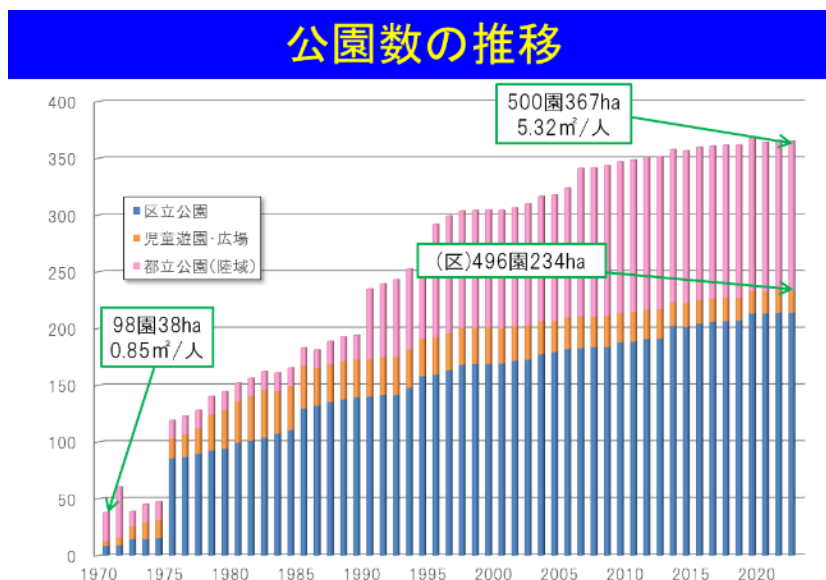
#### ② 寄贈樹木の受入（昭和 48 年～）

撤去が必要となった民地の樹木について、寄贈を受け、公園等に移植することと、大切に育てられた樹木を引き継いでいきます。

## 公園の現状（令和6年4月現在）

公園は、現在 500 箇所、面積 367ha（都立公園含む、ただし葛西海浜公園除く）で、区民一人当たりの公園面積は 5.3 m<sup>2</sup> となっています。約半数の公園が 1,000 m<sup>2</sup> 以下の小規模な公園となっています。

昭和 45 年（1970 年）の区の公園は 98 園、38ha が約 50 年後の 2021 年に公園数で 5 倍、公園面積で約 10 倍に増えました。



### （１） 親水公園・親水緑道

江戸川区には、かつて 420 km に及ぶ水路があり、農業用水や水上交通の役割を担っていましたが、高度経済成長期の急激な都市化により、生活排水の流れるドブ川と化し、環境悪化の一途をたどっていました。やがて、下水道整備が進み、治水や利水機能の役割を終える中、「昔から親しんできた川が消えるのは耐えられない」との区民の強い思いを受け、昭和 47 年に「江戸川区内河川整備計画（親水計画）」が策定されました。昭和 48 年に、親水計画の第 1 号として日本で初の親水公園である「古川親水公園」が整備され、国内外で大きな反響を呼びました。現在では 5 路線の親水公園と 18 路線の親水緑道が整備され、総延長約 27 km に及び「水と緑のネットワーク」が形成されています。



小松川境川親水公園



一之江境川親水公園

# 親水整備計画

| 区    | 親水公園名       | 流水方式     | 延長<br>(m) | 流量<br>(m³/s) | 施工年度 数字は施工延長 (m)       |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |
|------|-------------|----------|-----------|--------------|------------------------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|
|      |             |          |           |              | 62                     | 63 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 親水公園 | 1 古川親水公園    | 自然流下一部循環 | 1,200     | 0.125        | (昭和47~48年度)            |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |
|      | 2 小松川境川親水公園 | 自然流下     | 3,930     | 0.25         | (昭和56~59年度)            |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |
|      | 3 新長島川親水公園  | 自然流下一部循環 | 530       | 0.04         |                        |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |
|      | 4 新左近川親水公園  | —        | 750       | —            |                        |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |
|      | 5 一之江境川親水公園 | 自然流下一部循環 | 3,200     | 0.04         |                        |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |
| 5 路線 |             |          | 9,610     |              | 完成延長 9,610m (整備率 100%) |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |

| 番                | 親水緑道名        | 流水方式 | 延長<br>(m) | 流量<br>(m³/s) | 施工年度 数字は施工延長 (m) |                         |     |   |   |     |   |   |   |   |   |    |    |     |    |    |    |    |    |     |     |    |
|------------------|--------------|------|-----------|--------------|------------------|-------------------------|-----|---|---|-----|---|---|---|---|---|----|----|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|----|
|                  |              |      |           |              | 62               | 63                      | 元   | 2 | 3 | 4   | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12  | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18  | 19  | 20 |
| 親<br>水<br>緑<br>道 | 6 下小岩親水緑道    | 循環   | 950       | 0.02         | 820              |                         | 130 |   |   |     |   |   |   |   |   |    |    |     |    |    |    |    |    |     |     |    |
|                  | 7 親水さくかいどう   | 循環   | 500       | 0.02         | 500              |                         |     |   |   |     |   |   |   |   |   |    |    |     |    |    |    |    |    |     |     |    |
|                  | 8 葛西親水四季の道   | 自然流下 | 2,100     | 0.04         | 2,100            |                         |     |   |   |     |   |   |   |   |   |    |    |     |    |    |    |    |    |     |     |    |
|                  | 9 西小岩親水緑道    | 循環   | 420       | 0.03         |                  | 420                     |     |   |   |     |   |   |   |   |   |    |    |     |    |    |    |    |    |     |     |    |
|                  | 10 鹿本親水緑道    | 循環   | 750       | 0.04         |                  | 750                     |     |   |   |     |   |   |   |   |   |    |    |     |    |    |    |    |    |     |     |    |
|                  | 11 上小岩親水緑道   | 循環   | 950       | 0.05         |                  | 950                     |     |   |   |     |   |   |   |   |   |    |    |     |    |    |    |    |    |     |     |    |
|                  | 12 興農親水緑道    | 自然流下 | 820       | 0.07         |                  | 820                     |     |   |   |     |   |   |   |   |   |    |    |     |    |    |    |    |    |     |     |    |
|                  | 13 新左近川親水緑道  | —    | 650       | —            |                  | 650                     |     |   |   |     |   |   |   |   |   |    |    |     |    |    |    |    |    |     |     |    |
|                  | 14 流堀親水はなのみち | 循環   | 420       | 0.05         |                  | 420                     |     |   |   |     |   |   |   |   |   |    |    |     |    |    |    |    |    |     |     |    |
|                  | 15 仲井堀親水緑道   | 循環   | 580       | 0.02         |                  | 580                     |     |   |   |     |   |   |   |   |   |    |    |     |    |    |    |    |    |     |     |    |
|                  | 16 篠田堀親水緑道   | 自然流下 | 1,600     | 0.15         |                  | 1,600                   |     |   |   |     |   |   |   |   |   |    |    |     |    |    |    |    |    |     |     |    |
|                  | 17 鎌田川親水緑道   | 循環   | 500       | 0.04         |                  | 500                     |     |   |   |     |   |   |   |   |   |    |    |     |    |    |    |    |    |     |     |    |
|                  | 18 鹿骨親水緑道    | 自然流下 | 1,290     | 0.04         |                  | 1,130                   |     |   |   | 160 |   |   |   |   |   |    |    |     |    |    |    |    |    |     |     |    |
|                  | 19 左近川親水緑道   | 自然流下 | 2,000     | 0.25         |                  | 2,000                   |     |   |   |     |   |   |   |   |   |    |    |     |    |    |    |    |    |     |     |    |
|                  | 20 本郷用水親水緑道  | 自然流下 | 1,580     | 0.04         |                  | 1,180                   |     |   |   |     |   |   |   |   |   |    |    |     |    |    |    |    |    |     | 400 |    |
|                  | 21 椿親水緑道     | 循環   | 170       | 0.05         |                  | 170                     |     |   |   |     |   |   |   |   |   |    |    |     |    |    |    |    |    |     |     |    |
|                  | 22 東井堀親水緑道   | 自然流下 | 1,800     | 0.04         |                  | 860                     |     |   |   |     |   |   |   |   |   |    |    | 440 |    |    |    |    |    | 500 |     |    |
|                  | 23 宿川親水緑道    | 循環   | 600       | 0.10         |                  | 600                     |     |   |   |     |   |   |   |   |   |    |    |     |    |    |    |    |    |     |     |    |
|                  | 18 路 線       |      |           | 17,680       |                  | 完成延長 17,680m (整備率 100%) |     |   |   |     |   |   |   |   |   |    |    |     |    |    |    |    |    |     |     |    |

[全体計画] 23路線 27,290m [完成路線] 23路線 27,290m (整備率100%)

| 区     | 親水河川名  | 流水方式 | 延長<br>(m) | 流量<br>(m³/s) | 施工年度 数字は施工延長 (m)      |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |  |  |
|-------|--------|------|-----------|--------------|-----------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|--|--|
|       |        |      |           |              | 5~17                  | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31~ |  |  |
| 親水河川  | 24 旧中川 | —    | 5,500     | —            | 5,500                 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |  |  |
|       | 25 新川  | —    | 3,000     | —            | 3,000                 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |  |  |
| 2 路 線 |        |      | 8,500     |              | 完成延長 8,200m (整備率 96%) |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |  |  |

## （２） 特徴のある公園

区民全体や地域の様々な活動拠点となるような公園については、特徴のある整備を進めています。



なぎさ公園（総合レクリエーション公園）



フラワーガーデン（総合レクリエーション公園）



東部交通公園（平成 31 年 4 月完成）

公園の高台化は、水害時の一時避難所や、物資輸送などの中継拠点として機能を担うために重要です。東京都施行のスーパー堤防の上に高台の交通公園を整備しました。

## （３） 公園の防災施設

公園内には、必要に応じて雨水貯留施設、ソーラー照明、災害時対応トイレ、かまどベンチ、防災井戸などの設備を設け、災害に対する備えを行っています。

防災施設設置状況 （令和 6 年 4 月 1 日現在）

| 防 災 施 設          | 設置公園数（園） | 数 量（基） |
|------------------|----------|--------|
| かまどベンチ           | 72       | 96     |
| 防災井戸             | 65       | 65     |
| トイレスツール・マンホールトイレ | 43       | 78     |
| 収納ベンチ            | 42       | 46     |

#### (4) 誰でもお掃除セット設置公園

身近な公園をより一層「みんなのこうえん」として、町会や地域の皆さんに主体的に活用するための取り組みを実施しています。公園に『誰でもお掃除セット』を設置し、いつでも、誰でも、できる範囲で公園内の清掃や花壇への水やりを行ってもらっています。

区内の30箇所をこえる公園に設置されています。



『誰でもお掃除セット』設置状況



#### (5) 生物にやさしい公園

生物多様性の確保という面において、公園は重要な拠点になっています。公園整備にあたり、本来の自然環境や生物の生息環境を考慮した空間の確保に努めています。



小岩菖蒲園

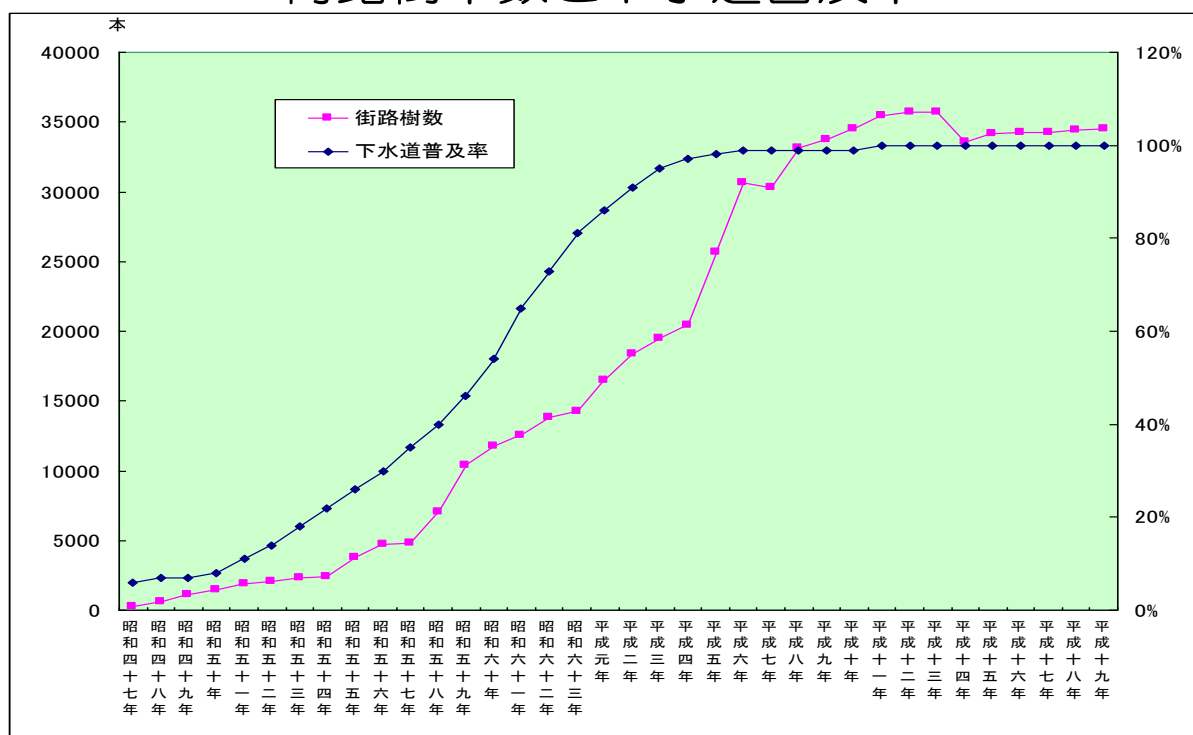


みずえ中央公園

## 街路樹の現状（令和6年4月現在）

本区では、下水道整備により役割を終えた水路跡を活用した歩道や緑道、都市計画道路、区画整理などにより多くの街路樹を植栽して、緑豊かな街路整備を行ってきました。現在では3万3千本もの街路樹が生育し、緑のネットワークを構成する重要な要素となっています。

### 街路樹本数と下水道普及率



#### （１） 街路樹の機能と効果

|          |                                                                                                                                                                                                  |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境・衛生の保全 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市のヒートアイランド化の防止</li> <li>2. 木陰による緑陰、寒暑の調節</li> <li>3. 大気浄化、騒音緩和</li> <li>4. 火災の延焼抑制</li> <li>5. 微気候緩和（温度、湿度）</li> <li>6. 都市における自然生態系の保全、活性化</li> </ol> |
| 景観向上     | <ol style="list-style-type: none"> <li>7. 通行快適性の増進、視線誘導</li> <li>8. 街の風致、美観の調和</li> <li>9. ランドマーク</li> </ol>                                                                                     |

## (2) 街路樹を取り巻く課題



## (3) 新しい街路樹デザイン（江戸川区街路樹指針）

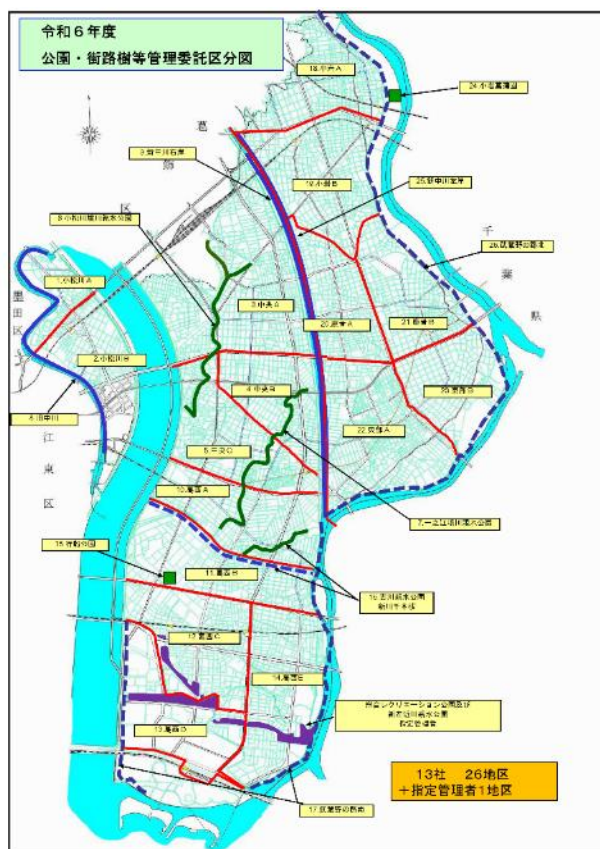
平成 21 年 4 月に、今後の街路樹のあるべき姿を示す「新しい街路樹デザイン」を策定し、街路樹の設計、管理を行っている。

※管理目標は「路線別目標樹形カード」に従い管理を行う。



## 公園・街路樹等の管理

**管理方法** 区内を26地区に分割し管理を業務委託。（業者選定：プロポーザル）  
令和5年度より、総合レクリエーション公園及び新左近川親水公園については、指定管理者により管理。



### 委託内容

- 公園・街路樹等の管理（剪定・花植え等）
- 巡回点検、補修等（1回/週）
- 土・日・夜間・災害等の緊急対応

### 遊具点検

国の指針に基づいて1回/年の保守点検を実施  
4段階で状態を判定し、適宜補修、更新等

### 園内清掃

シルバー人材センター又は、みんなの就労センター  
に委託

## みどりの基本計画

区では、令和6年4月に「江戸川区みどりの基本計画」を改定し、区民と区が一体となった「水とみどりのまちづくり」を進めていくためのマスタープランになっている。



### ○みどりの将来像

「水・みどり・農、ともに生きる豊かな暮らし  
～えどがわ ecological プラン～」

### ○基本方針

- みどりを守る
- みどりを育む
- みどりを創る

### ○みどりの施策

全77事業

## 基本方針1 みどりを守る

| 方針  |                  |                                                              | 施策                                        |
|-----|------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| (1) | 貴重なみどりを<br>守ります  | 13 気候変動に<br>関係する目標<br>15 陸の豊かさも<br>守ろう                       | ① 大径木や樹林地の保全と活用<br>② 樹木、樹林地所有者への支援        |
| (2) | 農を守り<br>活用します    | 11 気象災害に<br>関係する目標<br>13 気候変動に<br>関係する目標<br>15 陸の豊かさも<br>守ろう | ① 農地の保全と活用<br>② 営農への支援<br>③ 農とのふれあいの機会の充実 |
| (3) | 水の恵みを守り<br>活かします | 13 気候変動に<br>関係する目標<br>14 海の豊かさも<br>守ろう<br>15 陸の豊かさも<br>守ろう   | ① 水辺における自然、<br>生態系の保全<br>② 水環境の保全         |

## 基本方針2 みどりを育む

|     |                             |                                                                      |                                                               |
|-----|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| (4) | みどりの運動<br>を広げます             | 4 質の高い教育を<br>みんなに<br>17 パートナリシップで<br>目標を達成しよう                        | ① ボランティアの発掘と育成<br>② みどりの活動の支援                                 |
| (5) | みどりの意識<br>を高めます             | 4 質の高い教育を<br>みんなに<br>17 パートナリシップで<br>目標を達成しよう                        | ① みどりを育む大切さの普及啓発<br>② 学校教育との連携<br>③ 福祉との連携<br>④ 生物多様性に関する普及啓発 |
| (6) | 循環型社会の<br>形成に向けた<br>取組を広げます | 11 気象災害に<br>関係する目標<br>13 気候変動に<br>関係する目標<br>17 パートナリシップで<br>目標を達成しよう | ① SDGsとの連携<br>② リサイクルの促進                                      |

## 基本方針3 みどりを創る

|      |                                      |                                                              |                                         |
|------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| (7)  | 身近な公園を<br>充実させます                     | 11 気象災害に<br>関係する目標<br>13 気候変動に<br>関係する目標<br>15 陸の豊かさも<br>守ろう | ① 歩いて行ける公園の充実<br>② 既存公園のリフレッシュ          |
| (8)  | 「拠点となる公<br>園」、「特色あ<br>る公園」を整備<br>します | 11 気象災害に<br>関係する目標<br>13 気候変動に<br>関係する目標<br>15 陸の豊かさも<br>守ろう | ① 地域の拠点となる公園、<br>特色ある公園の整備<br>② 都立公園の整備 |
| (9)  | 災害から暮らしを<br>守るまちづくりを<br>します          | 11 気象災害に<br>関係する目標<br>13 気候変動に<br>関係する目標                     | ① 水とみどりを活用した<br>防災まちづくり                 |
| (10) | 公共用地や<br>民有地の緑化を<br>進めます             | 11 気象災害に<br>関係する目標<br>13 気候変動に<br>関係する目標<br>15 陸の豊かさも<br>守ろう | ① 公共用地の緑化推進<br>② 民有地の緑化推進               |
| (11) | みどりのつなが<br>りを広げます                    | 11 気象災害に<br>関係する目標<br>13 気候変動に<br>関係する目標<br>15 陸の豊かさも<br>守ろう | ① 水とみどりのネットワーク形成、<br>ヒートアイランド対策の推進      |
| (12) | みどり豊かな<br>水辺を創ります                    | 11 気象災害に<br>関係する目標<br>14 海の豊かさも<br>守ろう<br>15 陸の豊かさも<br>守ろう   | ① 河川景観の向上<br>② 水辺利用の促進                  |

## ボランティア支援

区で管理運営する公園や緑地をフィールドに、多くの方々がボランティアとして活動し、いつでも誰でも楽しく快適に利用できる場としなるよう、区民の皆様と協働でさまざまな取り組みを行っています。

| R6.4.1     | 団体数 | 個人数 | 人数     |
|------------|-----|-----|--------|
| 公園ボランティア   | 274 | 164 | 4,958  |
| 緑のボランティア   | 71  | 52  | 2,276  |
| 水辺のボランティア  | 34  | 14  | 913    |
| えどがわ桜守     | 14  | 95  | 964    |
| まちかどボランティア | 37  | 15  | 1,538  |
| 全体計        | 430 | 340 | 10,649 |



活動場所：逆井公園  
団体名称：平井一丁目友和会  
活動内容：花の手入れ



活動場所：小松川ゆきやなぎ公園  
団体名称：ゆきやなぎプレーパーク小松川の会  
活動内容：冒険あそび場の運営

## 2-6 えどがわ環境財団

えどがわ環境財団は、江戸川区の施策に基づく緑の文化都市を実現し区民生活の向上と人間性の回復に寄与するため、昭和 55 年に江戸川区の外郭団体として設立された「財団法人江戸川区環境促進事業団」を前身とします。

その後、平成 23 年に公益法人制度改革に対応し、「公益財団法人えどがわ環境財団」へと名称変更を行い、緑化推進に関する事業及び動物とのふれあいに關する事業を行っています。

当財団は、様々な世代のニーズをとらえながら、江戸川区みどりの将来像でもある「水・緑、ともに生きる豊かな暮らし」の実現を目指し、今後も区民と共に、我がまちに誇りと愛着が持てるように公益的側面から事業を進めてまいります。

## 区民との美しい花と緑の環境づくり協働事業

### (1) ウェルカムガーデン活動

地域団体やすすくすくスクールからの要望に応じて、花壇づくりを通して、花とみどりの大切さや育てる楽しさを広めています。

令和5年度は16団体（650人参加）の活動を支援しました。



### (2) 花とみどりの環境学習

江戸川区のみどりの歴史や現在から未来の私たちをテーマに小学生向けに解説した冊子、「花とみどりと私たち」を使用した環境学習を学校からの要望に応じて実施しています。

令和5年度は小・中学校等で6回（351人参加）実施しました。



### (3) ひまわり de 元気と笑顔プロジェクト

江戸川区の夏の風物詩として、ひまわりの種の配布及び区民と共働で育てたひまわりの展示を行い、花のまちづくりを区内外へ広めました。

#### <ひまわりの種子配布>

【期間】5月初旬から順次発送

【場所】児童施設・福祉施設・医療機関等 394施設、120個人

#### <葛西臨海公園内のひまわり展示>

【期間】7月15日（土）～9月4日（月）

【場所】都立葛西臨海公園

【内容】ひまわりの育成及び園内の展示  
（プランター 200基、400株）



#### (4) 緑の3R推進活動（リデュース・リユース・リサイクル）

家庭で不要になった区民の植木鉢や園芸用土を回収し、再利用する取り組みを行い、緑のもったいない運動の啓発と環境保全事業を行っています。

##### <令和5年度実績>

|      | 受 入   |        | 再利用    |
|------|-------|--------|--------|
|      | 受入件数  | 数 量    | 数 量    |
| 園芸土  | 119 件 | 9,299L | 3,249L |
| 植木鉢等 | 23 件  | 338 個  | 440 個  |



#### (5) 平井わかばと花工房の利活用

平井第二小学校校庭跡地の一部を活用して、緑化啓発用の草花・苗木を区民と協働で育成し、緑化推進を図っています。

令和5年度は、区民ボランティアと草花の栽培や園芸土の再生、公園落ち葉の腐葉土づくりなどを行いました。



#### (6) 鹿骨第1、第2花工房の整備

新たな花とみどりの啓発活動拠点として、鹿骨地区に花工房を2か所整備しました。



鹿骨第1花工房



鹿骨第2花工房

## 水と緑・花のシティプロモーション事業

### (1) 花の名所PRポスター（さくら、つつじ、菖蒲）

「水と緑・花のまち・えどがわ」を区内外へ広くPRするために、区内の東京コミュニケーションアート専門学校生と協働してポスターを制作しています。区内の主要駅及び施設等で紹介するなど、魅力ある「花とみどりのまち・えどがわ」を多くの方へ伝えています。

【掲示場所】・各駅 JR総武線：小岩駅、新小岩駅、平井駅  
都営新宿線：瑞江駅、船堀駅  
東京メトロ東西線：葛西駅、西葛西駅  
京成本線：京成小岩駅

・区民施設 タワーホール船堀等 25箇所



さくら



つつじ



菖蒲

### (2) 駅からハイキング（小岩駅、葛西臨海公園駅）

JR東日本と連携し、小岩駅と葛西臨海公園駅を拠点に「駅からハイキング」の企画・運営を行い、「水と緑・花のまち えどがわ」を区内外へ発信しました。



小岩コースマップ

R5年6月9日～18日(10日間)  
参加者 2,878 人



葛西臨海公園駅コースマップ

R6年3月23日～31日(9日間)  
参加者 1,804 人

## 動物の飼育及びふれあい事業・教育普及事業

区民が身近に、自然を感じ、動物たちとふれあえる機会を提供することや体験教室・講座講習会・啓発イベント、学校連携を通じ、動物の魅力や生命の大切さ等を学ぶための教育普及に努めています。

### <自然動物園>

#### (1) 自然動物園の展示・ふれあい業務

動物との距離が近い展示や、動物と直接触れることの出来るふれあいコーナーにより、命の尊さや自然との共生について、五感で体験できる機会を提供しています。

5年度来園者数：343,475人

動物数：62種 570点(R6年4月現在)



ふれあいコーナー（園内）



動物展示（レッサーパンダ）

#### (2) 自然動物園の出張動物

区民まつりをはじめ、区内各地区の地域まつりへ、ヤギ、ヒツジ、ニワトリ、モルモット等の「ふれあい動物コーナー」を出張し、動物とのふれあいを体験する機会を提供すると共に、自然動物園のPRに努めています。



地域イベント 8箇所実施



### (3) 体験教室・講座講習会

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| ① 小学校生活科出張授業  | 15 校 (35 回) 実施      |
| ② ヒツジの毛刈りショー  | 5/4 (祝) 実施 (動物園内にて) |
| ③ 飼育体験サマースクール | 1 回 (4 日間) 実施       |
| ④ 親子一日飼育体験教室  | 4 回実施               |
| ⑤ 動物園のうらがわ探検  | 2 回実施               |
| ⑥ 動物出張授業      | 1 回実施               |
| ⑦ 動物飼育指導      | 1 校実施               |



動物園のうらがわ探検  
(ペンギンの観察)



動物園のうらがわ探検  
(各種エサについての解説)



小学校での生活科出張授業



図書館での出張授業

### (4) 研修支援・人材育成の受入れ

|                    |     |          |
|--------------------|-----|----------|
| ① 飼育実習 (高校・専門・大学生) | 5 校 | 5 人受入れ   |
| ② 職場訪問 (小・中高学生)    | 9 校 | 138 人受入れ |
| ③ チャレンジ・ザ・ドリーム     | 4 校 | 7 人受入れ   |

## <ポニーランド>

### (1) ポニー乗馬・馬車体験

ポニー乗馬を通じて、都会ではあじわうことのできない大型動物とのふれあい体験を実施しています。

5 年度来園者数：111,161 人

保有馬 篠 崎ポニーランド ポニー10 頭

なぎさポニーランド ポニー 8 頭 (ヤギ 2 頭)



### (2) ポニーランドの出張乗馬

区民まつりをはじめ、区内各区の地域まつり等に出向き、ポニー乗馬の体験を提供しています。また、区内の公園にも出張し、ポニー乗馬を体験する機会の提供と共に、ポニーランドのPRに努めています。



|          |       |
|----------|-------|
| 地域イベント   | 10 箇所 |
| 移動ポニーランド | 5 箇所  |

移動ポニーランド

(3) 体験教室・講座講習会

- |                               |               |
|-------------------------------|---------------|
| ① 飼育体験「こどもコース」                | 3 回実施         |
| 「親子コース」                       | 7 回実施         |
| ② こども乗馬スクール                   |               |
| 「乗馬体験会」                       | 2 回実施         |
| 「スクール」                        | 2 クール 16 回実施  |
| ③ 装蹄師のおはなし                    | 2 回実施         |
| ④ 障害者乗馬                       |               |
| 障害の有無にかかわらず、馬に親しめる環境を提供しています。 |               |
| 体験会                           | 7 回実施         |
| 障害児乗馬スクール                     | 3 クール 174 回実施 |

※体験会やスクールの他にも  
障害児施設の乗馬やふれあい  
体験等への施設対応も行っています。



障害者乗馬

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| ⑤ 小学校生活科出張授業                     | 8 校実施 |
| 小学校と連携を図り、ポニーを活用した生活科授業を実施しています。 |       |

(4) 研修支援・人材育成の受入れ

- |                    |      |          |
|--------------------|------|----------|
| ① 飼育実習生（高校・専門・大学生） | 4 校  | 4 人受入れ   |
| ② 職場体験（小中学生・高校生）   | 4 校  | 9 人受入れ   |
| ③ チャレンジ・ザ・ドリーム     | 15 校 | 28 人受入れ  |
| ④ 職場訪問（小中学生）       | 5 校  | 383 人受入れ |

## 種の保全・調査研究事業

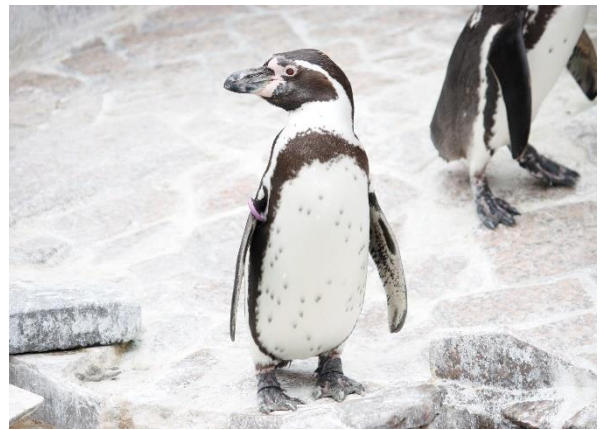
地球環境保全・動物の生態系保全に貢献することを目的に、動物園で保有する動物の生態等の調査研究や絶滅危惧種や希少種等の保全のための取組みを、関係機関や大学等と連携し行っています。また、その成果を広く来園者等に周知しています。

### ◎ 種の保存

フンボルトペンギン等 8 種類の希少動物等を飼育・繁殖しています。



レッサーパンダ



フンボルトペンギン

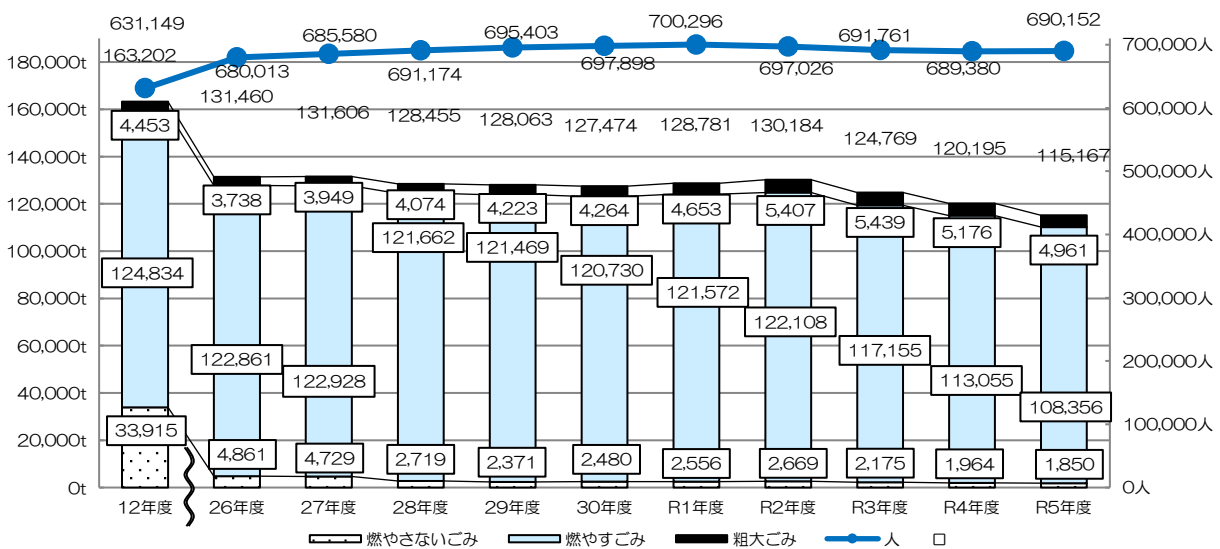
## 2-7 清掃・リサイクルの現況

区は、清掃及びリサイクル事業を担当する窓口と、地域に小岩清掃事務所・葛西清掃事務所・葛西清掃事務所小松川分室を置き、事業を行っています。各所ではごみの収集だけでなく集積所のパトロールや環境学習を行うなど、地域と密接に関わっています。ごみの収集作業は民間の車両も使用して効率的に行っています。

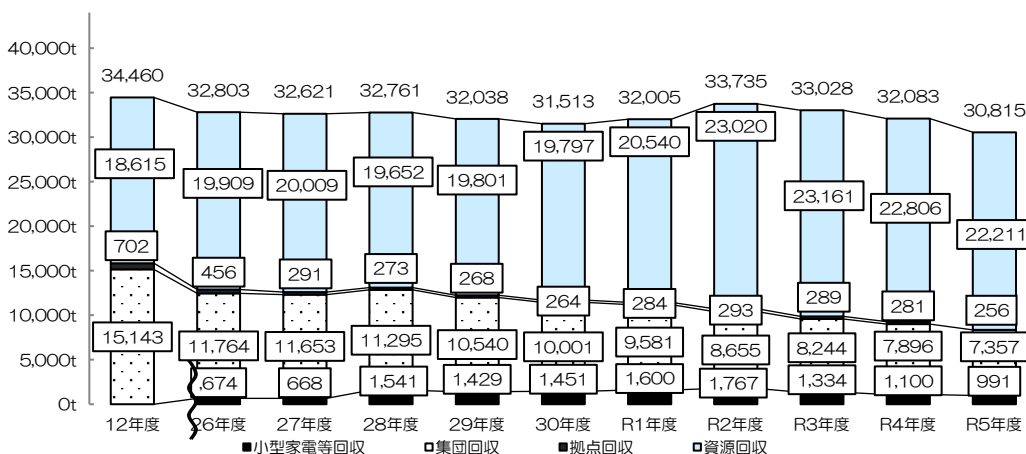
東京23区のごみ量は、平成元年に490万トンと過去最高を記録した後は減少傾向にありましたが、近年は横ばいで推移しており、令和5年度は約249万トンで前年度比約5万5千トン減少しました。区内のごみ量については、前年度比で約5千トン減少しました。

### ◎江戸川区のごみ量・資源量と人口の推移（持込ごみは含まない）

#### ① ごみ量と人口の推移

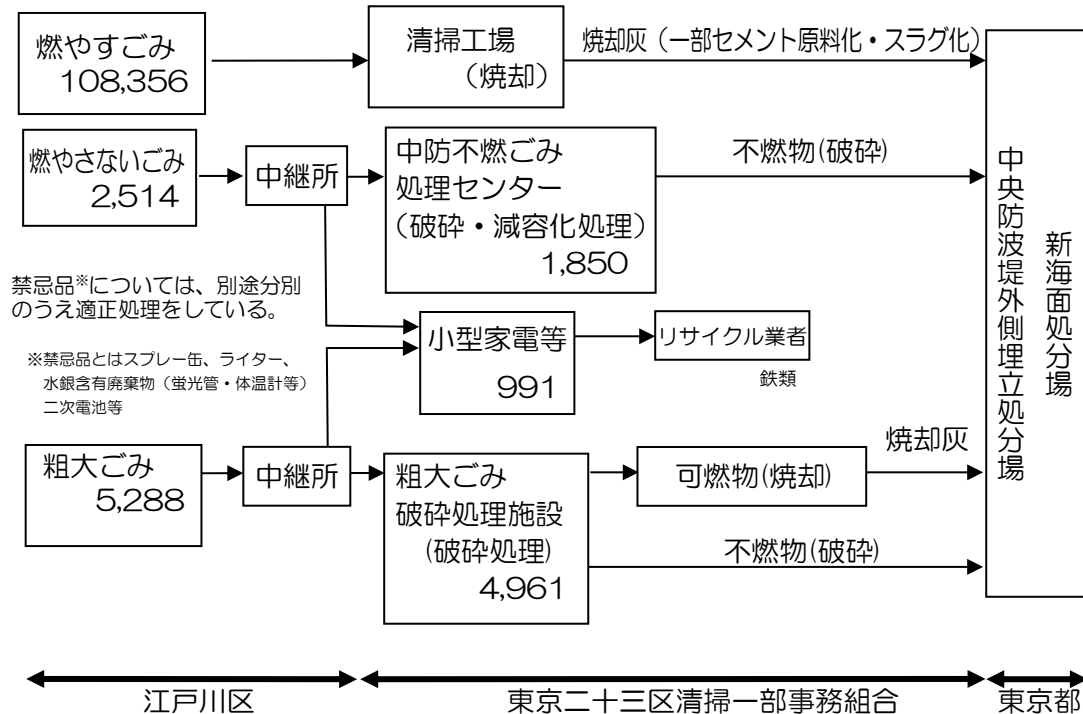


#### ② 資源量の推移

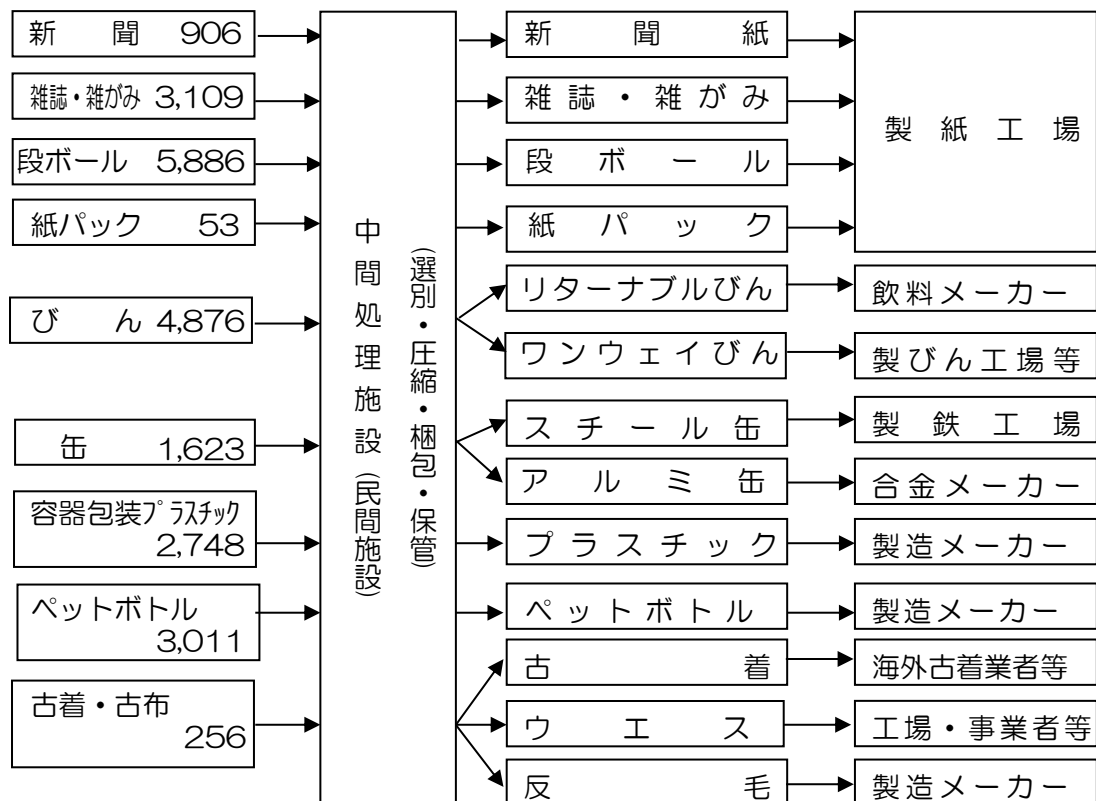


# ごみの処理と処分

(1) ごみの処理量と処分の流れ (令和5年度実績 単位：t)



(2) 資源の処理量と処理の流れ (令和5年度実績 単位：t)

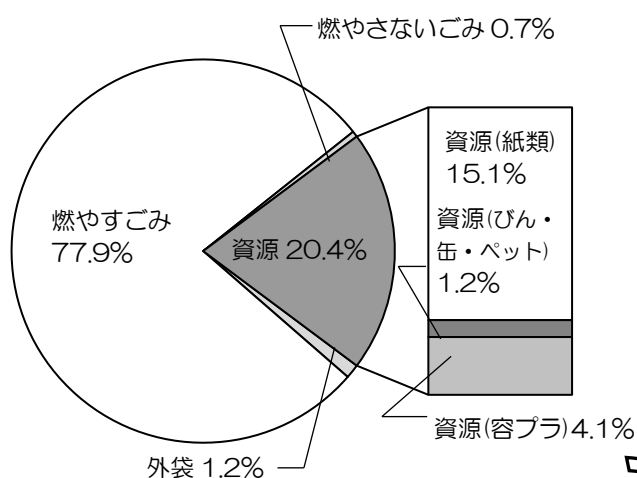


# 正しいごみの分別

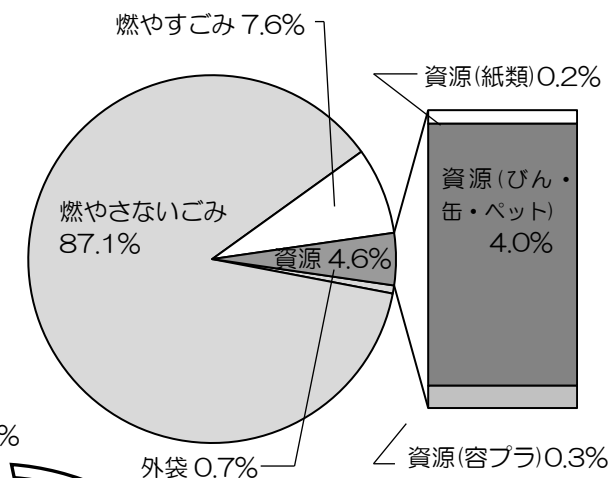
平成 20 年 4 月から新しい分別方法でごみの収集を始めています。ごみの減量化には正しい分別が不可欠ですが、きちんと分別されていないことも多くあります。

令和 5 年 10 月に実施したごみの組成調査結果

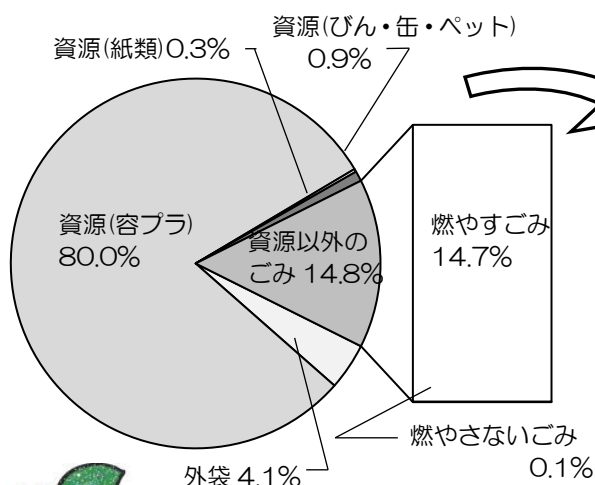
①燃やすごみに入っていたもの



②燃やさないごみに入っていたもの

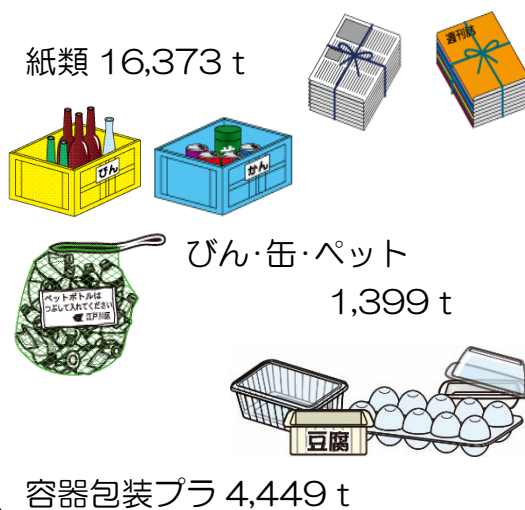


③資源（容器包装プラスチック）に入っていたもの



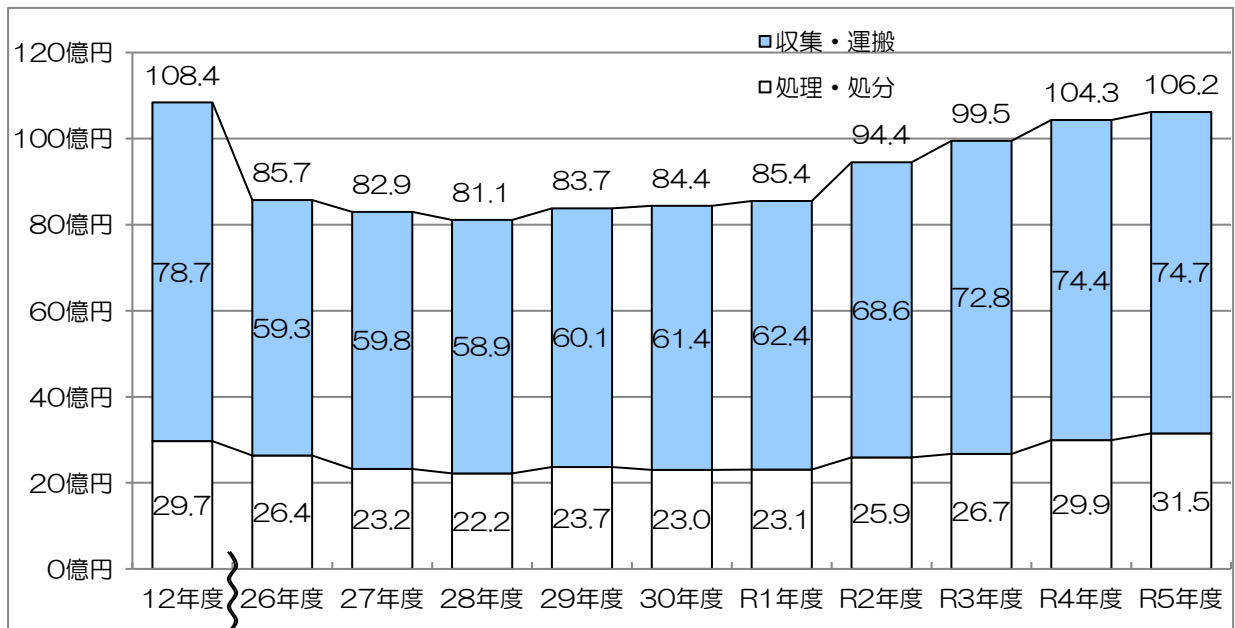
正しい分別が  
不可欠です。

正しく分別されていない資源  
(5年度のごみ総量からの推計量)



(注) 構成比(%)の合算値は四捨五入の関係上、100%にならないことがあります。

## 清掃事業の経費



(億円)

決算額

|          |                     | 12年度  | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度  | R5年度  |
|----------|---------------------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 収集・運搬    | リサイクル事業経費等          | 11.2  | 16.6 | 16.2 | 16.2 | 16.3 | 16.7 | 17.3 | 17.8 | 18.3 | 19.0  | 19.2  |
|          | 廃棄物収集作業費等           | 22.2  | 19.9 | 20.3 | 20.1 | 21.1 | 21.7 | 23.0 | 29.2 | 32.8 | 33.7  | 34.5  |
|          | 清掃事務所管理運営経費・職員の給与費等 | 45.2  | 22.9 | 23.3 | 22.6 | 22.7 | 23.0 | 22.1 | 21.6 | 21.7 | 21.7  | 21.0  |
| 処理・処分    | 清掃一組負担金等            | 29.7  | 26.4 | 23.2 | 22.2 | 23.7 | 23.0 | 23.1 | 25.9 | 26.7 | 29.9  | 31.5  |
| 清掃事業費(※) |                     | 108.4 | 85.7 | 82.9 | 81.1 | 83.7 | 84.4 | 85.4 | 94.4 | 99.5 | 104.3 | 106.2 |

(※) 清掃事業費は各項目を百万円単位で四捨五入しているため各項目合計と一致しない場合があります。

### 清掃事業費の概要

清掃事業費の主な内訳は、廃棄物の収集・運搬作業等対策費用が約 34.5 億円、資源回収・集団回収等リサイクル事業費用が約 19.2 億円、東京二十三区清掃一部事務組合\*1 に対する負担金が約 31.5 億円、清掃事務所の管理運営・維持補修等費用が約 1.5 億円、職員の給与費が約 19.2 億円となります。

区の清掃事業は、平成 12 年度に東京都から移管されて以来、効率化を目指して運営し、大きな比重を占めていた人件費等は、民間委託によって大幅に削減してきました。しかし、近年では、労務単価上昇や江戸川清掃工場建替工事の影響で、収集・運搬経費は増加傾向にあります。また、東京二十三区清掃一部事務組合に対する負担金も、清掃工場の建設や整備に係る費用が増大しているため、増加傾向にあります。

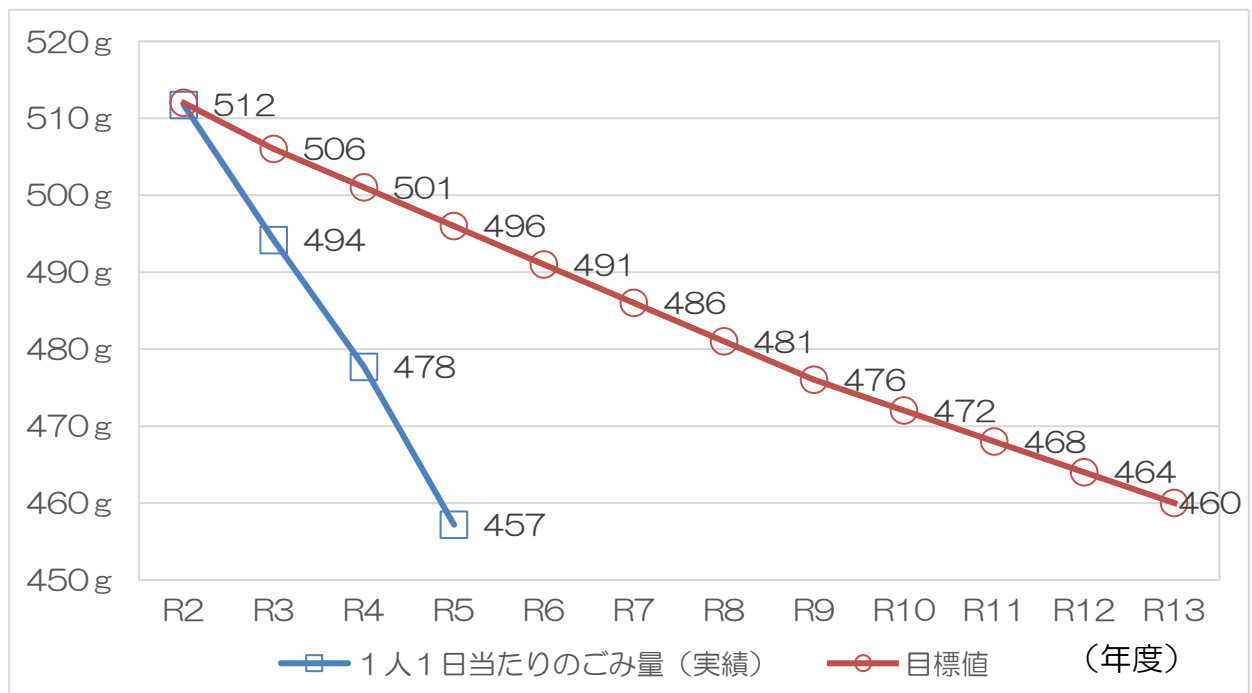
\*1 : 【東京二十三区清掃一部事務組合】効率的な運営のため 23 区共同で、ごみの焼却施設（清掃工場）・し尿処理施設の建設や管理等を行っており、各区のごみ量に応じた負担金で運営されています。

## ごみ量の推移

(単位：t)

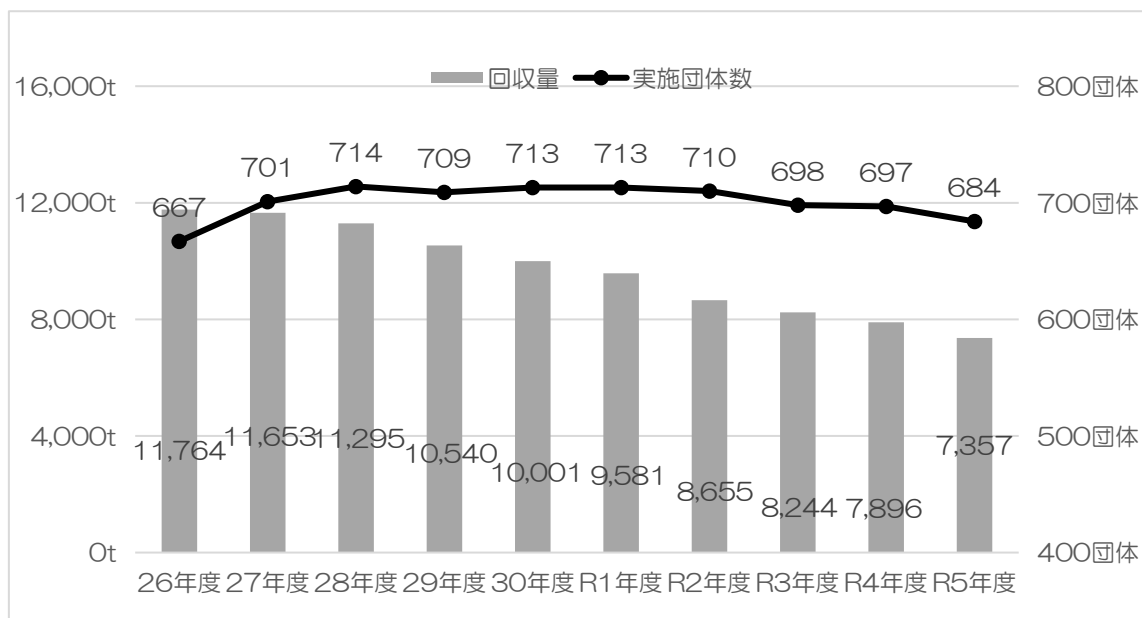
|       |         | H12年度   | H26年度   | H27年度   | H28年度   | H29年度   | H30年度   | R1年度    | R2年度    | R3年度    | R4年度    | R5年度    |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ごみ    | 燃やすごみ   | 124,834 | 122,861 | 122,928 | 121,662 | 121,469 | 120,730 | 121,572 | 122,108 | 117,155 | 113,055 | 108,356 |
|       | 燃やさないごみ | 33,915  | 4,861   | 4,729   | 2,719   | 2,371   | 2,480   | 2,556   | 2,669   | 2,175   | 1,964   | 1,850   |
|       | 粗大ごみ    | 4,453   | 3,738   | 3,949   | 4,074   | 4,223   | 4,264   | 4,653   | 5,407   | 5,439   | 5,176   | 4,961   |
|       | 持込ごみ    | 43,549  | 40,508  | 39,159  | 38,797  | 38,941  | 39,744  | 40,105  | 35,856  | 36,379  | 36,049  | 34,854  |
| ごみ量合計 |         | 206,751 | 171,968 | 170,765 | 167,252 | 167,004 | 167,218 | 168,886 | 166,040 | 161,148 | 156,244 | 150,021 |
| 資源    | 資源回収    | 18,615  | 19,909  | 20,009  | 19,652  | 19,801  | 19,797  | 20,540  | 23,020  | 23,161  | 22,806  | 22,211  |
|       | 拠点回収    | 702     | 456     | 291     | 273     | 268     | 264     | 284     | 293     | 289     | 281     | 256     |
|       | 集団回収    | 15,143  | 11,764  | 11,653  | 11,295  | 10,540  | 10,001  | 9,581   | 8,655   | 8,244   | 7,896   | 7,357   |
|       | 小型家電等回収 | —       | 674     | 668     | 1,541   | 1,429   | 1,451   | 1,600   | 1,767   | 1,334   | 1,100   | 991     |
| 資源量合計 |         | 34,460  | 32,803  | 32,621  | 32,761  | 32,038  | 31,513  | 32,005  | 33,735  | 33,028  | 32,083  | 30,815  |

区民1人あたりの1日のごみ排出量の推移（ごみ量合計÷人口÷365日）



## おもなリサイクル事業の回収実績

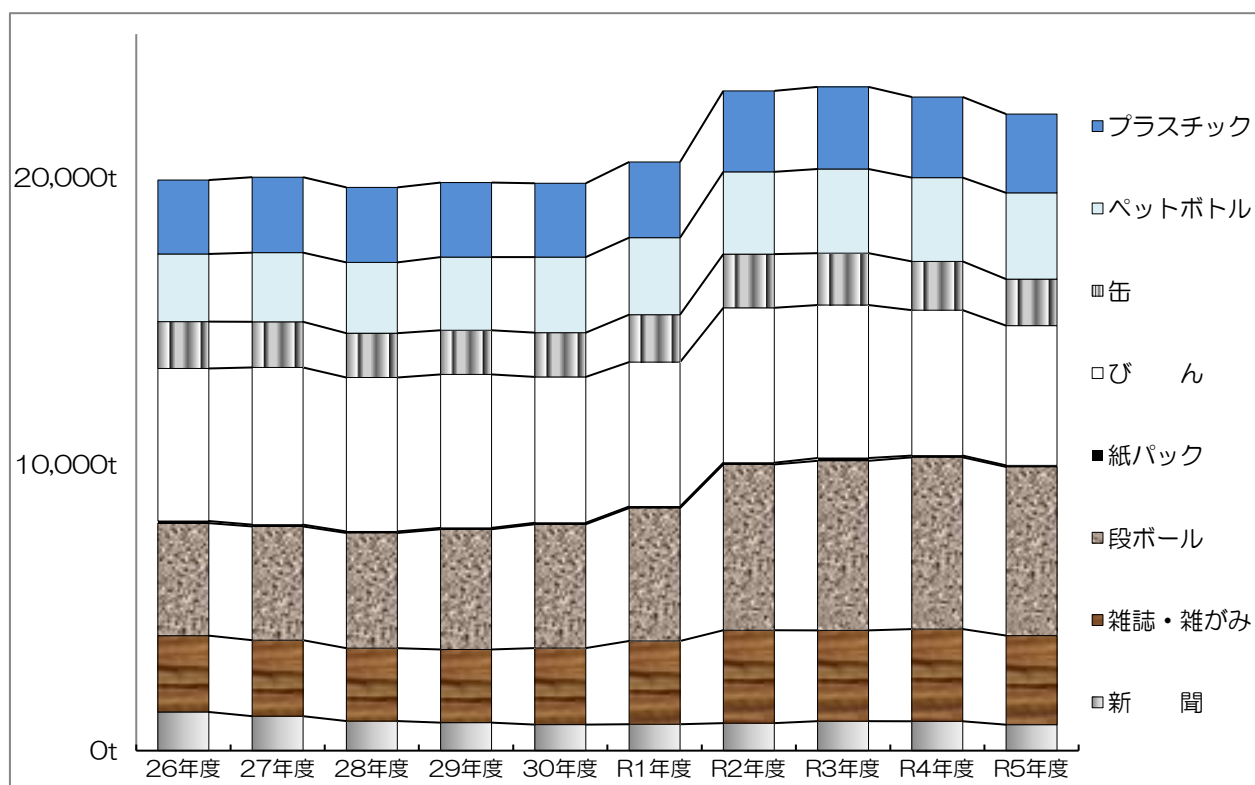
### (1) 集団回収（住民団体がボランティアで古紙等の資源を回収） 回収量と実施団体数の推移



|         | H26年度  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | R1年度  | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施団体数   | 667    | 701    | 714    | 709    | 713    | 713   | 710   | 698   | 697   | 684   |
| 回収量 (t) | 11,764 | 11,653 | 11,295 | 10,540 | 10,001 | 9,581 | 8,655 | 8,244 | 7,896 | 7,357 |



(2) 資源回収（行政回収：週1回ごみ集積所から各資源品目を回収）  
回収量の推移



（各回収量は四捨五入にしているため合計と一致しない場合があります）

|        | H26年度  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | R1年度   | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新 聞    | 1,349  | 1,203  | 1,033  | 978    | 909    | 922    | 960    | 1,029  | 1,025  | 906    |
| 雑誌・雑がみ | 2,663  | 2,651  | 2,543  | 2,552  | 2,670  | 2,904  | 3,241  | 3,168  | 3,216  | 3,109  |
| 段ボール   | 3,926  | 3,969  | 4,019  | 4,195  | 4,321  | 4,637  | 5,785  | 5,916  | 5,993  | 5,886  |
| 紙パック   | 74     | 62     | 53     | 48     | 51     | 55     | 60     | 98     | 61     | 53     |
| び ん    | 5,323  | 5,486  | 5,372  | 5,355  | 5,089  | 5,040  | 5,406  | 5,338  | 5,074  | 4,876  |
| 缶      | 1,635  | 1,592  | 1,546  | 1,540  | 1,544  | 1,654  | 1,873  | 1,809  | 1,701  | 1,623  |
| ペットボトル | 2,360  | 2,414  | 2,470  | 2,533  | 2,637  | 2,687  | 2,871  | 2,937  | 2,923  | 3,011  |
| プラスチック | 2,580  | 2,632  | 2,617  | 2,601  | 2,576  | 2,641  | 2,824  | 2,865  | 2,813  | 2,748  |
| 合 計    | 19,909 | 20,009 | 19,652 | 19,801 | 19,797 | 20,540 | 23,020 | 23,161 | 22,806 | 22,211 |

### (3) 古着・古布リサイクル回収

通常回収：各拠点（23箇所）、月1回（3～4箇所/日）の回収

臨時回収：衣替え時期の春・秋を中心に行う臨時回収

出前講座：出前講座開催時に回収

常設回収：清掃事務所（葛西・小松川分室）へ直接持込み回収

#### 回収量の推移

|        |      | H23 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R1 年度  | R2 年度  | R3 年度  | R4 年度  | R5 年度  |
|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 回収量(t) |      | 268.28 | 267.84 | 264.42 | 284.34 | 292.76 | 289.29 | 280.50 | 256.45 |
| 内 訳    | 通常回収 | 268.28 | 186.50 | 184.69 | 197.47 | 207.67 | 213.04 | 196.75 | 182.64 |
|        | 臨時回収 | —      | 27.15  | 29.89  | 28.50  | 24.67  | 19.36  | 17.14  | 14.84  |
|        | 出前講座 | —      | 1.47   | 1.35   | 1.79   | ※0     | 0.05   | 0.55   | 0.30   |
|        | 常設回収 | —      | 52.72  | 48.49  | 56.58  | 60.42  | 56.84  | 66.06  | 58.67  |

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症により実施せず。

## 廃棄物処理原価の推移

※【廃棄物処理原価】とは、1 tのごみを収集・運搬・中間処理・最終処分までの処理等にかかる経費です。

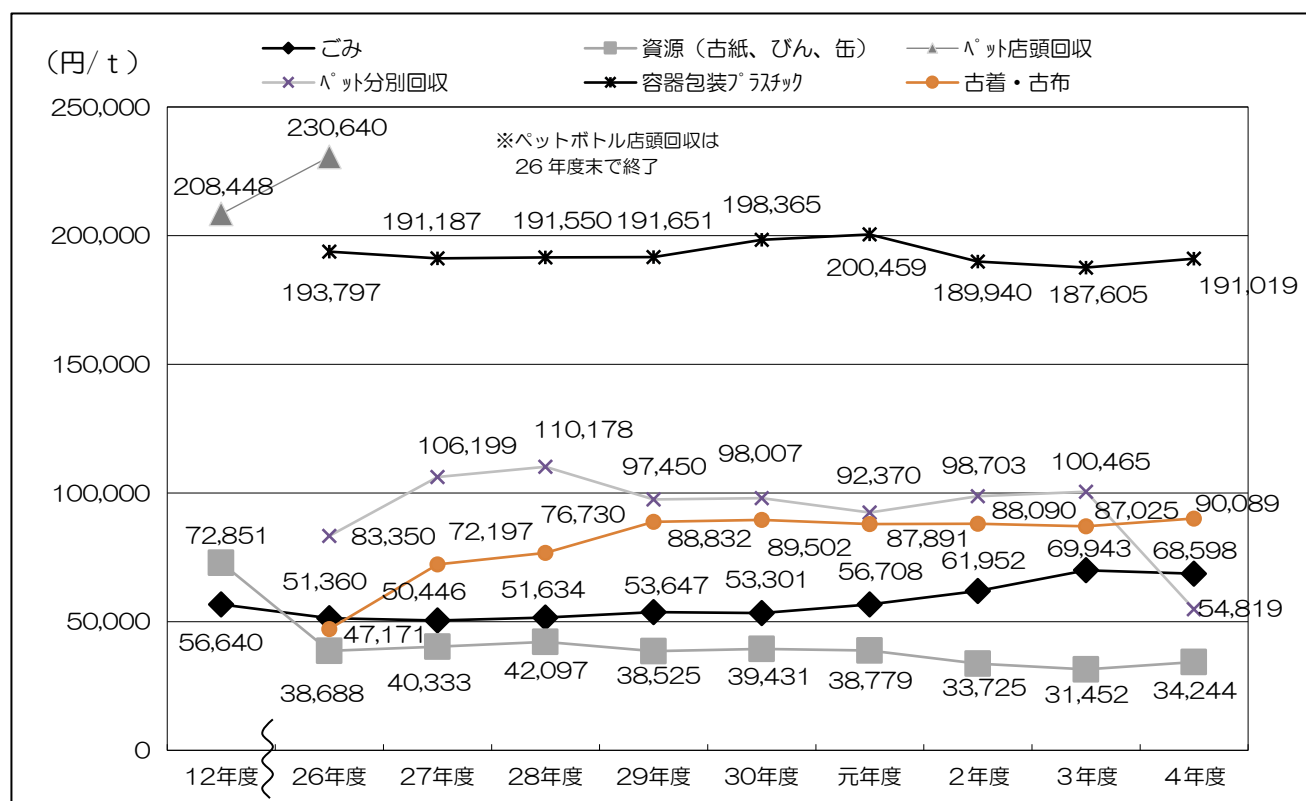
(円/t)

| 年度<br>部門        |       | H12年度  | H26年度  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | R1年度   | R2年度   | R3年度   | R4年度   |
|-----------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ごみ              | 収集・運搬 | 37,533 | 31,188 | 31,717 | 31,700 | 32,261 | 32,650 | 33,754 | 37,800 | 42,058 | 44,106 |
|                 | 処理・処分 | 19,107 | 20,172 | 18,729 | 19,934 | 21,386 | 20,651 | 22,954 | 24,152 | 27,885 | 24,492 |
|                 | 合 計   | 56,640 | 51,360 | 50,446 | 51,634 | 53,647 | 53,301 | 56,708 | 61,952 | 69,943 | 68,598 |
| 資源<br>(古紙・びん・缶) |       | 72,851 | 38,688 | 40,333 | 42,097 | 38,525 | 39,431 | 38,779 | 33,725 | 31,452 | 34,244 |

### 《品目別》

|            |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 古紙         | 42,104  | 10,407  | 11,175  | 11,657  | 8,829   | 8,178   | 7,820   | 4,660   | 18,058  | 20,090  |
| びん         | 96,614  | 63,854  | 62,534  | 63,604  | 62,864  | 67,716  | 68,332  | 66,031  | 59,495  | 65,493  |
| 缶          | 160,843 | 95,336  | 108,221 | 117,974 | 103,760 | 107,147 | 108,144 | 96,375  | 24,294  | 26,683  |
| ペット店頭回収    | 208,448 | 230,640 | —       | —       | —       | —       | —       | —       | —       | —       |
| ペット分別回収    |         | 83,350  | 106,199 | 110,178 | 97,450  | 98,007  | 92,370  | 98,703  | 100,465 | 54,819  |
| 容器包装プラスチック |         | 193,797 | 191,187 | 191,550 | 191,651 | 198,365 | 200,459 | 189,940 | 187,605 | 191,019 |
| 古着・古布      |         | 47,171  | 72,197  | 76,730  | 88,832  | 89,502  | 87,891  | 88,090  | 87,025  | 90,089  |

※「資源」欄は行政回収分



## 付録 環境行政の年表

| 年    | 月   | 日  | 内 容                                                              |
|------|-----|----|------------------------------------------------------------------|
| S44. | 4.  | 1  | 江戸川区環境浄化対策協議会条例を施行                                               |
|      | 4.  | 1  | 公害対策課発足                                                          |
|      | 6.  | 1  | 葛西海岸一帯ごみ公害監視 12 時間パトロールはじまる                                      |
|      | 8.  | 16 | 環境浄化対策本部発足                                                       |
|      | 9.  | 9  | 第 1 回環境浄化対策協議会開催                                                 |
|      | 10. | 5  | 親と子 1 万人の美化運動はじまる                                                |
| S45. | 1.  | 14 | 江戸川区環境浄化推進要綱を施行                                                  |
|      | 5.  | 10 | 「ゆたかな心、地にみどり」を合言葉として、22 団体参加のもと、第 1 回清掃デー実施（清掃デースタート：環境浄化運動はじまる） |
|      | 6.  | 25 | 環境浄化推進地区協議会発足<br>（葛西 25 日、小松川平井 26 日、小岩 27 日、中央 29 日、東部 30 日）    |
|      | 7.  | 15 | 環境浄化絵画募集はじまる（小・中学生）                                              |
|      | 8.  | 20 | 区、区議会、地元連合町会、土地区画整理組合共催により「葛西ゴミ公害追放住民総決起大会」を開き、葛西海岸道路封鎖を決議       |
|      | 8.  | 22 | 区、都、警視庁の 3 者会談により道路封鎖を決定                                         |
|      | 8.  | 28 | 葛西ごみ公害対策本部設置                                                     |
|      | 9.  |    | 標語として「ゆたかな心、地にみどり」を決め、総合的な緑化運動を展開                                |
|      | 9.  | 5  | 海岸道路の封鎖及び検問の実施（昼夜検問、検問所 3 箇所）                                    |
|      | 10. | 27 | 苗木の即売はじまる（区内 10 日間、11,998 本）以後毎年、春、秋実施                           |
|      | 11. | 17 | 地区大会はじまる<br>（小岩 17 日、小松川平井 12 月 2 日、葛西 8 日、中央 9 日、東部 9 日）        |
|      | 12. | 7  | 環境部発足                                                            |
| S46. | 1.  | 1  | あき地をきれいにする条例施行                                                   |
|      | 2.  | 10 | 環境パトロールはじまる（みどり号、あおぞら号）                                          |
|      | 3.  | 18 | 航空機騒音公害発生                                                        |
|      | 4.  | 15 | 除草用草刈機貸出はじまる                                                     |
|      | 5.  | 9  | 第 1 回環境浄化推進中央大会開催（1,200 名参加）                                     |
|      | 5.  | 9  | 第 1 回植樹祭（行船公園）                                                   |
|      | 5.  | 18 | 区長、区議会議長、地元町会長、橋本運輸大臣に航空機騒音除去の抜本的改善について要請                        |
|      | 7.  | 9  | 区、区議会、住民からなる航空機騒音対策協議会発足                                         |
|      | 7.  | 15 | 航空機騒音対策協議会、中里区長を先頭に 10 万人署名を持って、丹羽運輸大臣に要請                        |
|      | 7.  | 15 | 江戸川区上空の飛行禁止を求める仮処分を東京地裁へ申請                                       |
|      | 10. | 1  | 航空機騒音対策用中央防波堤誘導施設の臨時使用開始                                         |
|      | 12. | 1  | 環境をよくする 10 年計画策定                                                 |

| 年    | 月   | 日  | 内 容                                                                               |
|------|-----|----|-----------------------------------------------------------------------------------|
| S47. | 2.  | 7  | 国鉄東京第一工事局次長以下、来庁。成田新幹線計画を説明<br>中里区長は「百害あって一利なし」と即座に反対を表明                          |
|      | 3.  | 10 | 成田新幹線江戸川区内通過反対総決起大会開催（1,200 名参加）                                                  |
|      | 6.  | 1  | 交通禍対策室発足                                                                          |
|      | 8.  | 4  | 地区小集会が小松川地区ではじまる（東部 9 月 22 日～、小岩 9 月 27 日～、<br>中央 48 年 2 月 7 日～、葛西 48 年 6 月 27 日） |
|      | 12. | 31 | 天然ガス採取の禁止（都が鉱業権買収）                                                                |
| S48. | 1.  | 25 | 航空機騒音対策協議会、運輸省と和解成立。仮処分申請取り下げ                                                     |
|      | 7.  | 1  | 小岩自転車パークオープン（第 1 号、434 台収容）                                                       |
|      | 7.  | 13 | 古川親水公園開園（親水計画第 1 号：一部完成）                                                          |
|      | 7.  | 25 | 江戸川区樹木調査の結果を発表（区内樹木 120 万本）                                                       |
|      | 10. | 1  | 緑化推進要綱を制定                                                                         |
|      | 11. | 7  | 江戸川河川敷不法占拠住宅第 1 次撤去                                                               |
|      | 11. | 29 | 区内バス停にごみ容器の設置（118 基）                                                              |
| S49. | 3.  |    | 古川親水公園全線完成                                                                        |
|      | 5.  | 31 | 古川親水公園が「全建賞」を受賞                                                                   |
|      | 6.  | 1  | 「緑化 110 番」が発足                                                                     |
|      | 8.  | 17 | ホタルの養殖はじまる                                                                        |
| S50. | 5.  | 5  | 馬と楽しむ広場（篠崎ポニーランド）開園                                                               |
|      | 5.  | 25 | 親と子 3 万人の美化運動に発展（28,000 名参加）                                                      |
|      | 8.  | 18 | 六価クロム対策本部設置                                                                       |
|      | 11. | 8  | 六価クロム処理で日化工と協定締結                                                                  |
| S51. | 6.  | 26 | 江戸川産ホタル鑑賞の夕べ（行船公園）                                                                |
| S52. | 5.  | 22 | 親と子 5 万人の美化運動に発展（45,000 名参加）                                                      |
| S53. | 6.  | 9  | 環境浄化推進鹿骨地区協議会発足                                                                   |
|      | 10. | 1  | 「区の木」「区の花」制定                                                                      |
|      | 11. | 18 | 緑化標語入賞作品発表                                                                        |
| S54. | 10. | 1  | 自転車公害追放運動の開始（小岩地区）                                                                |
| S55. | 4.  | 1  | 財団法人江戸川区環境促進事業団発足（大規模公園の整備・管理等）                                                   |
|      | 9.  | 17 | 関係機関違法広告物合同撤去はじまる                                                                 |
|      | 11. | 6  | 北棟庁舎完成                                                                            |
|      | 11. | 20 | 違法広告物撤去運動はじまる（鹿骨地区）                                                               |
| S56. | 5.  | 10 | 江戸川河川敷クリーン作戦はじまる                                                                  |
|      | 9.  | 19 | 江戸川クリーン構想策定                                                                       |
| S57. | 4.  | 25 | 小松川境川親水公園開園（一部完成）                                                                 |
| S58. | 3.  | 16 | 都市景観賞表彰式                                                                          |
|      | 5.  | 5  | 江戸川区自然動物園開園                                                                       |
|      | 8.  | 13 | 駐輪対策課発足                                                                           |
|      | 9.  | 4  | 地区総合防災訓練はじまる（小松川平井地区）                                                             |

| 年    | 月   | 日  | 内 容                               |
|------|-----|----|-----------------------------------|
| S58. | 10. | 17 | 江戸川区が第3回緑の都市賞「審査委員長賞」受賞           |
| S59. | 4.  | 1  | 環境をよくする運動に発展                      |
|      | 4.  | 25 | 樹木実態調査結果発表（区内樹木 230 万本）           |
|      | 5.  | 20 | 第1回緑のフェスティバル（従来の植樹祭を改称）           |
|      | 10. | 1  | 江戸川区が東京都緑化地区に指定される                |
|      | 10. | 10 | 環境をよくする歩け歩け運動はじまる（東部地区）           |
| S60. | 3.  | 31 | 防災性能調査完了                          |
|      | 4.  | 1  | ワンワンパトロール、スタート（犬のフン公害ゼロをめざして）     |
|      | 6.  | 16 | 樹木に名札をつける運動はじまる                   |
|      | 10. | 1  | 放置自転車等処理要綱制定                      |
| S61. | 4.  | 1  | 親と子5万人の美化運動、親と子の美化運動に発展           |
|      | 4.  | 1  | 生け垣づくり促進助成要綱制定                    |
|      | 4.  | 18 | 小松川境川親水公園が国際交通安全学会賞（業績部門）を受賞      |
|      | 5.  | 11 | 緑の祭典（グリーンフェスティバル'86）開催（篠崎公園）      |
|      | 7.  | 10 | 小松川境川親水公園が第1回手づくり郷土賞を受賞           |
|      | 9.  | 13 | 都営地下鉄新宿線区内三駅開通式典（開業 14 日）         |
|      | 11. | 10 | 第1回トイレの日記念シンポジウム開催                |
| S62. | 2.  | 28 | 第1回推進委員研修会（みどりの推進委員と合同で行う）400 名参加 |
|      | 3.  | 26 | バス停広告入りベンチ撤去、区が公設ベンチ設置            |
|      | 4.  | 1  | 親と子の美化運動、三世代交流の美化運動に発展            |
|      | 4.  | 1  | 低地水害対策資金助成及び貸付条例の制定               |
|      | 9.  | 9  | 首都高速道路「中央環状線」の開通                  |
| S63. | 3.  | 31 | 幹部職員の地域訪問活動実施要領の廃止                |
|      | 4.  | 1  | 駐輪対策課を駐車駐輪課と改め、駐車対策の検討に入る         |
|      | 5.  | 29 | 三世代交流の美化運動 → 区内一斉美化運動に発展          |
|      | 6.  | 1  | 区内の電波障害の実態調査をはじめ                  |
|      | 9.  | 18 | みどりふれあいフェア開催                      |
|      | 11. | 30 | 利根川百景に「江戸川と小岩菖蒲園」「江戸川水門の桜」が選ばれる   |
|      | 12. | 1  | JR京葉線「葛西臨海公園駅」開業                  |
| H 元. | 4.  | 1  | 駐車場建設資金融資開始                       |
|      | 4.  | 16 | 平成庭園・源心庵オープン                      |
|      | 5.  | 5  | 環境フェアを中央大会と合わせて開催                 |
|      | 6.  | 1  | 葛西海浜公園・臨海公園（一部）オープン               |
|      | 9.  | 1  | 自転車駐車場利用登録制の実施と撤去手数料の徴収           |
|      | 10. | 9  | 水上バス運航開始                          |
|      | 10. | 10 | 葛西臨海水族園オープン                       |
|      | 10. | 11 | 二階建てバス運行開始                        |
|      | 10. | 11 | 江戸川区CATV（有線テレビ）事業着手               |
|      | 12. | 11 | ホテルシーサイド江戸川オープン                   |

| 年   | 月   | 日  | 内 容                                  |
|-----|-----|----|--------------------------------------|
| H2. | 4.  | 1  | 江戸川区CATV開局                           |
|     | 4.  | 1  | 街路樹と道路の一体管理を開始（土木部）                  |
|     | 9.  | 1  | 東京都・江戸川区合同総合防災訓練                     |
|     | 11. | 4  | 花いっぱいカーニバルを開催（東大島駅前）                 |
| H3. | 4.  | 1  | 区民課・各事務所にリサイクル推進担当を設置                |
|     | 4.  | 1  | 環境促進事業団から土木部へ事業移管                    |
| H4. | 4.  | 1  | リサイクル担当主査をコミュニティ係内に設置                |
|     | 7.  | 1  | 都から23区に再利用団体（集団回収）制度が事務移管になる         |
|     | 10. | 5  | 駐車駐輪課内の組織改正「駐輪対策係」と「違法駐車対策係」になる      |
|     | 10. | 6  | 江戸川区違法駐車等の防止に関する条例及び施行規則制定、施行        |
|     | 11. | 9  | 違法駐車防止重点地域4箇所指定                      |
| H5. | 4.  | 1  | 自転車駐車場利用登録手数料の徴収                     |
|     | 4.  | 29 | なぎさポニーランド開園                          |
|     | 7.  | 1  | あきびんポスト事業、区に移管                       |
|     | 7.  | 21 | 新左近川親水公園開園（一部完成）                     |
| H6. | 3.  | 31 | 下水道の普及率99%となる                        |
|     | 4.  | 1  | 緑化公園課、公害対策課内の組織改正                    |
|     | 4.  | 1  | 新左近川親水公園全面オープン                       |
|     | 4.  | 21 | 葛西臨海公園鳥類園オープン                        |
|     | 6.  | 1  | 推進協力員制度の廃止                           |
|     | 6.  | 13 | 「古川を愛する会」（古川親水公園沿いの9町会で結成）が東京都環境賞を受賞 |
|     | 6.  | 20 | 自転車法改正                               |
|     | 7.  | 31 | アウトドアイベント・イン・アラカワ開催                  |
|     | 9.  | 22 | リサイクル研究部会初会合                         |
|     | 11. | 30 | 環境をよくする運動検討部会初会合                     |
| H7. | 1.  | 17 | 阪神淡路大震災発生                            |
|     | 1.  | 23 | 「本区の対策協議会」開催                         |
|     | 1.  | 27 | 「庁内対策会議」開催                           |
|     | 3.  | 17 | 「プロジェクトチーム」開催                        |
|     | 3.  | 29 | 「ワーキング・グループ」開催                       |
|     | 4.  | 1  | 吸殻入れ・ごみ容器、バス停のベンチ対策事務を土木部へ移管         |
|     | 6.  | 16 | 「容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」制定     |
| H8. | 4.  | 28 | 一之江境川親水公園開園                          |
|     | 9.  | 4  | 環境フェアプロジェクトチーム設置                     |
|     | 10. | 4  | 都区合同シンポジウム開催（中野区なかのZERO）             |
|     | 10. | 31 | 江戸川区災害時職員参集訓練実施                      |
|     | 12. | 1  | 事業系ごみ全面有料化、ボランティアシールスタート             |

| 年    | 月   | 日  | 内 容                                                                                                                              |
|------|-----|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H9.  | 4.  | 1  | 容器包装リサイクル法施行<br>①ガラスびん（白）（茶）（その他）<br>②ペットボトル（適用除外：アルミ缶、紙パック）<br>平成 12 年 4 月～ ・ 段ボール、その他の紙製容器包装<br>・ その他のプラスチック製容器包装              |
|      | 4.  | 1  | 東京ルールⅠ実施・・・ペットボトル回収、区内 20 店スタート                                                                                                  |
|      | 4.  | 8  | 「環境の諸問題に関する検討プロジェクト」設置<br>第一部会：環境美化対策部会 第二部会：「緑の都市賞」対策部会                                                                         |
|      | 6.  | 2  | 東京ルールⅢ実施<br>資源回収モデル事業開始<br>・ 江戸川清掃事務所管内 西小松川町会ほか 2,758 世帯<br>・ 葛西清掃事務所管内 清新町都営住宅自治会ほか 2,298 世帯<br>・ 小岩清掃事務所管内 鹿骨一丁目町会ほか 2,220 世帯 |
|      | 9.  | 1  | カーエアコンのフロン回収破壊処理事業開始                                                                                                             |
|      | 10. | 30 | 第 17 回緑の都市賞「内閣総理大臣賞」受賞                                                                                                           |
|      | 11. | 20 | 中里区長「自治大臣賞」受賞                                                                                                                    |
|      | 12. | 12 | 江戸川区再生品利用ガイドライン策定検討委員会設置                                                                                                         |
| H10. | 4.  | 1  | 江戸川区再生品利用ガイドライン施行                                                                                                                |
|      | 6.  | 5  | 環境部プロジェクト設置・・・環境行政の将来像、方向性を訴える冊子を作成し、普及啓発に役立てる                                                                                   |
| H11. | 3.  | 10 | 「こんにちは推進委員」発行                                                                                                                    |
|      | 8.  |    | ダイオキシン類環境調査開始                                                                                                                    |
|      | 9.  |    | 有害大気汚染物質調査開始                                                                                                                     |
|      | 11. | 1  | 交通事故防止緊急メッセージ宣言                                                                                                                  |
| H12. | 4.  | 1  | 清掃事業が区に移管、環境部から環境清掃部に名称変更、清掃・リサイクル課新設（江戸川区一般廃棄物処理基本計画策定）                                                                         |
|      | 4.  | 1  | 江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例・規則施行                                                                                                       |
|      | 4.  | 1  | 西葛西地下駐輪場オープン                                                                                                                     |
|      | 4.  | 1  | 江戸川区自転車駐車場条例施行、自転車駐車場使用料徴収開始                                                                                                     |
|      | 5.  | 5  | 第 30 回環境をよくする運動中央大会で環境宣言 2000 を宣誓                                                                                                |
|      | 8.  | 2  | 第 1 回廃棄物減量等推進審議会開催                                                                                                               |
|      | 8.  | 16 | 葛西消防署の設立により葛西消防団発足                                                                                                               |
|      | 9.  | 3  | 東京都総合防災訓練実施 区内では篠崎・葛西の 2 会場で実施<br>石原知事区内視察                                                                                       |
|      | 9.  | 3  | 三宅島噴火による避難住民が区内都営住宅等へ避難                                                                                                          |
|      | 9.  | 3  | 中央図書館で「環境展」開催                                                                                                                    |
|      | 10. | 23 | 交通安全啓発活動「薄暮時における広報活動」実施                                                                                                          |
|      | 12. | 11 | 「江戸川区暴走族追放総決起大会」実施（江戸川区総合区民ホール）                                                                                                  |
|      | 12. | 22 | 環境確保条例公布（東京都公害防止条例の全部改正）                                                                                                         |
| H13. | 1.  |    | 「江戸川区第 1 次環境行動計画」策定、実施                                                                                                           |

| 年    | 月   | 日  | 内 容                                                                                         |
|------|-----|----|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| H13. | 3.  | 1  | 紙パックリサイクル回収開始                                                                               |
|      | 3.  | 1  | 熟年者及び障害のある方で、ごみを集積所まで運び出すことが困難な方に対する戸別訪問収集開始                                                |
|      | 4.  | 1  | 組織改正により、環境清掃部から環境防災部に名称変更、環境推進課、防災課、清掃・リサイクル課、3清掃事務所に再編<br>防犯関係・警察との連絡調整等事務が環境防災部主幹の特命事項となる |
|      | 4.  | 1  | 「環境部緑化公園課」廃止、緑化施策を環境促進事業団に一元化<br>⇒ 環境促進事業団が公園等管理全て実施（業務委託）                                  |
|      | 4.  | 1  | 江戸川区リサイクルキャラクター及びリサイクル標語、一般公募から決まる                                                          |
|      | 4.  | 1  | 各清掃協力会を廃止し、各地区協議会に移行                                                                        |
|      | 5.  | 1  | 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）施行に伴い、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機を粗大ごみから除外<br>本庁舎内において、ごみの15分別始まる                |
|      | 7.  | 1  | 大気汚染の状況を「大気環境情報」としてホームページに公表開始                                                              |
|      | 10. |    | 廃棄物・再利用対象物保管場所設置対象の大規模建築物等基準を3,000㎡以上から1,000㎡以上に変更                                          |
|      | 11. | 14 | 災害時特別非常配備態勢実施訓練実施                                                                           |
| H14. | 1.  |    | 江戸川区エコオフィス協力会事業開始                                                                           |
|      | 3.  | 31 | カーエアコンのフロン回収破壊処理事業終了                                                                        |
|      | 4.  | 1  | 粗大ごみ収集を月2回から週1回に変更                                                                          |
|      | 4.  | 1  | し尿収集を全て雇上化、正規職員の配置を廃止                                                                       |
|      | 5.  |    | 江戸川区水と緑の行動指針策定                                                                              |
|      | 6.  | 1  | 環境をよくする運動中央大会、環境フェアを6月第1土曜日に移行                                                              |
|      | 7.  | 1  | 新長期計画「えどがわ新世紀デザイン」スタート                                                                      |
|      | 7.  |    | 粗大ごみの収集申込をインターネット受付開始（24時間）                                                                 |
| H15. | 1.  | 17 | 非常配備態勢時の初動訓練実施                                                                              |
|      | 3.  | 29 | 小岩地区防犯カメラシステム設置竣工記念式典                                                                       |
|      | 3.  |    | 小松川千本桜完成                                                                                    |
|      | 4.  | 1  | 環境推進課内にエコセンター担当係を設置                                                                         |
|      | 4.  | 1  | ごみ減量キャンペーン始まる                                                                               |
|      | 4.  | 1  | ディーゼル車の粒子状物質除去装置の装着助成の実施                                                                    |
|      | 4.  | 1  | 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の事務が都から区へ移管（基準等の告示）                                                        |
|      | 8.  | 6  | 「江戸川区安全・安心まちづくり運動大綱」策定                                                                      |
|      | 10. |    | 資源有効利用促進法に基づき、家庭系パソコンのリサイクルが開始                                                              |
|      | 10. | 20 | 東京都竹花副知事が江戸川区内を視察                                                                           |
|      | 11. | 26 | 特定非営利活動法人えどがわエコセンター設立総会開催                                                                   |
|      | 12. | 1  | 自動車騒音の常時監視開始                                                                                |
|      | 12. | 8  | 庁用車による安全・安心パトロール開始                                                                          |
|      | 12. | 22 | 委託業者による青色回転灯装着車夜間パトロール開始（20時～翌5時）                                                           |

| 年    | 月   | 日  | 内 容                                                           |
|------|-----|----|---------------------------------------------------------------|
| H16. | 3.  |    | 環境行動指針策定                                                      |
|      | 4.  | 1  | 江戸川清掃事務所を小松川清掃事務所に改称し、小岩清掃事務所とともに葛西清掃事務所の所管となる                |
|      | 4.  | 1  | えどがわエコセンター開設                                                  |
|      | 4.  | 1  | 航空機騒音の年間常時監視を開始（清新町）                                          |
|      | 10. | 29 | 羽田空港再拡張の環境影響評価の手續開始                                           |
| H17. | 3.  | 18 | 毎日・地方自治大賞奨励賞を江戸川区が受賞                                          |
|      | 4.  | 1  | カラスの巢除去等経費助成開始（以前は都）                                          |
|      | 4.  | 1  | 公用自転車・通勤用自転車による安全・安心パトロール開始                                   |
|      | 4.  | 1  | 「江戸川区第2次環境行動計画」策定、実施                                          |
|      | 5.  | 23 | クール・ビズ（夏の軽装）実施                                                |
|      | 10. | 1  | 5 駅の駐輪場が使用料制になる                                               |
|      | 10. | 20 | 江戸川区アスベスト調査費助成金交付要綱を施行                                        |
|      | 12. | 19 | 防災無線（MCA 無線）を活用した不審者情報の配信                                     |
| H18. | 2.  | 14 | 衆議院「青少年問題に関する特別委員会」に多田区長が参考人として招かれる                           |
|      | 3.  | 1  | 「Edogawa ごみダイエットプラン（江戸川区一般廃棄物処理基本計画）」策定                       |
|      | 4.  | 1  | 清掃都派遣職員から区職員に身分切替                                             |
|      | 4.  | 1  | 清掃・リサイクル課と葛西清掃事務所を清掃計画課と清掃事業課に再編                              |
|      | 4.  | 1  | 江戸川区防犯メールニュース配信開始                                             |
|      | 4.  | 1  | 古紙・びん・缶の資源回収を完全実施化                                            |
|      | 4.  | 1  | 江戸川区建築物等の解体及びアスベスト処理工事の事前周知等に関する要綱を施行                         |
|      | 5.  |    | 「もったいない運動えどがわ」はじまる                                            |
|      | 6.  | 17 | 第1回自転車盗ゼロ作戦はじまる（葛西地区をモデル地区とし18年度6回実施、19年度以降、区内主要駅周辺で年6回実施）    |
|      | 9.  | 1  | 「エコカンパニーえどがわ」制度はじまる                                           |
|      | 12. |    | ペットボトルの集積所回収を区内全域で開始                                          |
| H19. | 3.  | 1  | 第1回もったいない運動えどがわ区民大会開催                                         |
|      | 4.  | 1  | 環境部組織改正 防災課を災害対策課に名称変更し、土木部へ編入<br>国民保護計画担当係は総務部に編入され、危機管理室を設置 |
|      | 4.  | 1  | 大規模15施設にESCOサービス開始                                            |
|      | 4.  | 1  | 粗大ごみの収集委託化開始（日曜収集・自己持込制度実施）                                   |
|      | 7.  |    | マイバッグ推進運動実施                                                   |
|      | 10. | 26 | 第17回全国花のまちづくりコンクール「花のまちづくり大賞」受賞                               |
|      | 11. |    | 「質の高い環境・景観の保全・創造による住みよいまちづくり国際賞」（リブコム）で銀賞を受賞                  |
| H20. | 2.  |    | エコタウンえどがわ推進計画（地域エネルギービジョン）策定                                  |

| 年    | 月   | 日  | 内 容                                                                                        |
|------|-----|----|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| H20. | 4.  | 1  | 清掃計画課と清掃事業課を清掃課に統合                                                                         |
|      | 4.  | 1  | 区内全域でごみの新分別回収スタート（プラスチックの資源回収）                                                             |
|      | 4.  | 1  | 廃棄物手数料の改定（32.5 円/kg）に伴い、事業系有料ごみ処理券及び粗大ごみ処理手数料を改定                                           |
|      | 4.  | 1  | 「江戸川区第3次環境行動計画」策定、実施                                                                       |
|      | 7.  | 2  | 改正環境確保条例公布                                                                                 |
|      | 7.  | 7  | 第1回エコタウンえどがわ推進本部会議開催                                                                       |
| H21. | 2.  | 2  | えどがわエコセンター「循環・共生・参加まちづくり表彰」受賞（環境大臣表彰）                                                      |
|      | 3.  | 31 | 一之江抹香亭オープン                                                                                 |
|      | 4.  |    | 車両火災対策として、スプレー缶等の処理作業を委託化                                                                  |
|      | 10. |    | マイバッグキャンペーン実施                                                                              |
|      | 10. |    | 花のまちづくり国際コンクール「特別賞」受賞                                                                      |
| H22. | 8.  |    | 青色回転灯装着車夜間パトロールの巡回時間変更（18時～翌5時）                                                            |
|      | 10. | 21 | 羽田空港D滑走路供用開始                                                                               |
| H23. | 3.  | 1  | 「Edogawa ごみダイエットプラン（江戸川区一般廃棄物処理基本計画）」改定                                                    |
|      | 3.  | 11 | 東日本大震災発生                                                                                   |
|      | 4.  | 1  | 環境促進事業団が公園等管理業務の指定管理開始（業務委託→指定管理化）                                                         |
|      | 4.  | 1  | 公園整備業務（設計・工事）を土木部（保全課公園造成係新設）へ移行                                                           |
|      | 4.  | 1  | 江戸川区防犯メールニュースを「えどがわメールニュース」と変え、災害情報も配信                                                     |
|      | 4.  | 5  | 「古着・古布リサイクル移動回収」事業開始（拠点回収・18箇所／月）                                                          |
|      | 6.  | 4  | 東日本大震災の状況を踏まえ、環境フェアの開催中止を決定                                                                |
|      | 8.  | 1  | 街頭防犯カメラ設置補助事業により、京成小岩商栄会に防犯カメラ6台、フラワーロード商店街に防犯カメラ24台を設置<br>町会・商店会などを対象に、街頭防犯カメラの購入・設置費用を補助 |
|      | 9.  | 1  | 財団法人環境促進事業団を公益財団法人えどがわ環境財団に改組                                                              |
|      | 12. | 13 | 小岩地区防犯対策協議会を設立                                                                             |
| H24. | 1.  | 1  | 江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例を施行                                                                |
|      | 3.  | 20 | 小岩地区防犯対策協議会により、平成15年3月に設置された小岩地区防犯カメラをリニューアル                                               |
|      | 3.  | 30 | 騒音に係る環境基準の地域類型の指定の区告示（H24.4.1 施行）                                                          |
|      | 3.  | 31 | E S C O事業終了                                                                                |
|      | 4.  | 1  | スズメバチの巣除去経費助成開始                                                                            |
|      | 4.  | 1  | 地域主権改革に伴い、騒音環境基準の地域類型当てはめ事務が区に移管                                                           |
|      | 4.  | 1  | 地域主権改革に伴い、工場立地法の権限が都から区に移譲<br>（経過措置によりH25.3.31までは「東京都工場立地法地域準則条例」の地域準則を適用）                 |

| 年    | 月   | 日  | 内 容                                              |
|------|-----|----|--------------------------------------------------|
| H24. | 4.  | 3  | 「古着・古布リサイクル移動回収」事業拡大（拠点回収・22箇所／月）                |
|      | 6.  | 2  | 環境フェア、もったいない運動えどがわ区民大会を同時開催                      |
|      | 7.  |    | 江戸川清掃工場において、女川町の災害廃棄物の受入れ・焼却処理を開始                |
|      | 7.  | 10 | 江戸川区暴力団排除条例を施行                                   |
|      | 8.  | 22 | 「第17回東京23区とことん討論会 in 江戸川」開催                      |
|      | 12. | 3  | 歩行喫煙等防止員（業務委託）による区内12駅周辺の巡回活動を開始、年度末まで実施         |
| H25. | 3.  | 26 | 江戸川区・区内3警察署間で「江戸川区安全・安心まちづくりの推進に関する覚書」を締結        |
|      | 4.  | 1  | 「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」（使用済みインクカートリッジ回収事業）参加        |
|      | 4.  | 1  | し尿収集を区委託契約に変更                                    |
|      | 4.  | 1  | 収集した粗大ごみの中から小型家電製品や金属系粗大ごみを選別、再資源化事業者へ引き渡す取組みを開始 |
|      | 4.  | 1  | 「江戸川区第4次環境行動計画」策定、実施                             |
|      | 4.  | 1  | 江戸川区工場立地法区準則条例を施行                                |
|      | 4.  | 1  | 土木部水とみどりの課を新設                                    |
|      | 4.  |    | 江戸川区みどりの基本計画策定                                   |
|      | 10. | 1  | 廃棄物手数料の改定(36.5円/kg)に伴い、事業系有料ごみ処理券及び粗大ごみ処理手数料を改定  |
|      | 10. | 28 | 歩行喫煙等防止員（業務委託）による区内12駅周辺の巡回活動を開始、翌年2月末まで実施       |
|      | 12. | 4  | えどがわエコセンター「地球温暖化防止活動・環境教育活動部門表彰」受賞（環境大臣表彰）       |
| H26. | 2.  |    | 江戸川清掃工場において、大島町の災害廃棄物の受入れ・焼却処理を開始                |
|      | 4.  | 1  | 小松川清掃事務所を「葛西清掃事務所小松川分室」とする組織改正を行い、2所1分室体制となる     |
|      | 5.  | 8  | 第1回環境をよくする運動推進協議会を開催（区長・3警察署長・3消防署長が参加）          |
|      | 5.  | 31 | えどがわエコセンター10周年記念講演会実施                            |
|      | 11. |    | 「もったいない運動えどがわ」参加登録者10万人達成                        |
| H27. | 3.  | 31 | ペットボトルの店頭回収（東京ルールⅢ）廃止                            |
|      | 3.  |    | 葛西防災公園オープン                                       |
|      | 4.  | 1  | 葛西清掃事務所及び葛西清掃事務所小松川分室において、「古着・古布リサイクル常設回収」を開始    |
|      | 4.  |    | 区内イベントにおいて、小型家電のイベント回収実施（27年度は14会場）              |
|      | 6.  | 6  | 環境フェアにおいて、フードドライブ（未利用食品の有効活用）実施                  |
|      | 6.  | 30 | 第1回「美し国づくり景観大賞」受賞                                |

| 年    | 月   | 日    | 内 容                                                                     |
|------|-----|------|-------------------------------------------------------------------------|
| H27. | 7.  | 1～31 | 区、江戸川区連合町会連絡協議会、区内3警察署により、自転車盗撲滅大作戦を区内全域で実施                             |
|      | 9.  |      | 都立・私立高校において「ごみダイエット in 文化祭」の実施（27年度は4校で実施）                              |
|      | 10. | 11   | 区民まつりにおいて、フードドライブ（未利用食品の有効活用）実施                                         |
|      | 11. | 7    | 江戸川区水素シンポジウムを開催                                                         |
|      | 11. | 20   | 第1回江戸川清掃工場建替協議会開催                                                       |
| H28. | 1.  | 29   | 江戸川清掃工場整備事業事前説明会開催（1/29 東部区民館、1/30 江戸川清掃工場）                             |
|      | 3.  |      | 「江戸川区一般廃棄物処理基本計画（ごみダイエットプラン）」を改定（第3期～）                                  |
|      | 4.  | 1    | 指定管理終了、公園等管理業務を区直営に移行（財団→土木部）<br>自然動物園・ポニーランド運営及び公園ボランティア活動支援を財団に業務委託開始 |
|      | 4.  | 2    | 「2016 全国さくらシンポジウム in 江戸川」開催（～4/3）                                       |
|      | 4.  |      | 「えどがわ食べきり推進運動」スタート（「食べきり推進店」「フードドライブ」「食べきりレシピトークショー」）                   |
|      | 4.  |      | 燃やさないごみからの小型家電リサイクルを開始、新型車両（小型排出車）を導入                                   |
|      | 5.  |      | 集団回収で雑がみの「紙袋出し」開始                                                       |
|      | 7.  | 20   | 青色回転灯装着車夜間パトロールの巡回時間拡大（12時以降）と、機能を拡大（環境美化、安全・安心）                        |
|      | 7.  | 20   | 区公式ツイッター上での情報提供の開始                                                      |
| H29. | 2.  | 1    | 江戸川清掃工場整備事業建替計画(素案)説明会開催（2/1～2 東部区民館、2/4～5 江戸川清掃工場）                     |
|      | 4.  | 1    | 改正「江戸川区工場立地法区準則条例」施行                                                    |
|      | 4.  |      | 「えどがわ食べきり推進運動」の拡充（「30・10運動」）                                            |
|      | 4.  |      | 水銀含有廃棄物(蛍光管や体温計等)の適正処理を開始                                               |
|      | 6.  | 19   | 東京都環境影響評価条例に基づく江戸川清掃工場建替事業に伴う環境影響評価調査計画書の縦覧（～6/28）                      |
|      | 6.  |      | 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を開始                                            |
|      | 8.  | 22   | JESCOにてPCB廃棄物（蛍光灯安定器等）約3.6t 処分                                          |
|      | 10. | 1    | 廃棄物手数料の改定(40円/kg)に伴い、事業系有料ごみ処理券及び粗大ごみ処理手数料を改定                           |
| H30. | 3.  |      | 第2次エコタウンえどがわ推進計画策定                                                      |
|      | 4.  | 1    | 「江戸川区第5次環境行動計画」策定、実施                                                    |
|      | 4.  | 1    | 公園ボランティア活動支援を財団から土木部へ移行                                                 |
|      | 4.  | 1    | えどがわ環境財団の緑化推進事業が土木部から環境部所管となる                                           |
|      | 4.  |      | 「えどがわ食べきり推進運動」の拡充（「食べきりレシピ募集」）                                          |
|      | 6.  | 2    | 第30回環境フェアを開催                                                            |

| 年    | 月   | 日  | 内 容                                                                                                          |
|------|-----|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H30. | 7.  | 17 | 東京都環境影響評価条例に基づく江戸川清掃工場建替事業に伴う環境影響評価書案の縦覧（7/17～8/15）                                                          |
|      | 10. | 14 | 男性向け弁当料理教室「集え！弁当男子」の実施                                                                                       |
|      | 10. | 18 | 葛西海浜公園がラムサール条約湿地に登録                                                                                          |
|      | 12. | 7  | 東京都環境影響評価条例に基づく江戸川清掃工場建替事業に伴う見解書の縦覧（～1/11）                                                                   |
| H31. | 3.  | 1  | えどがわエコセンターが「認定NPO法人」に登録                                                                                      |
|      | 3.  | 8  | 無害化处理認定施設にて低濃度PCB廃棄物（変圧器等）約6.2t処分                                                                            |
|      | 3.  | 16 | 「スポGOMI大会 in 葛西～西なぎさで海ごみを考えよう」開催<br>（主催：東京都環境局・（公財）東京都環境公社、協力：江戸川区）                                          |
| R元.  | 5.  | 25 | ぱとんたち～子ども服交換会の開催                                                                                             |
|      | 5.  | 26 | 第39回江戸川クリーン大作戦開催（本部：江戸川区、式典：篠崎ポニーランド）                                                                        |
|      | 8.  | 5  | 東京都環境影響評価条例に基づく江戸川清掃工場建替事業に伴う環境影響評価書の縦覧（8/5～8/19）                                                            |
|      | 9.  |    | 台風15号被害に係る南房総市への被災地支援（清掃課職員・車両の派遣）                                                                           |
|      | 10. | 19 | 「食べきりレシピ」を活用した親子料理教室の開催                                                                                      |
|      | 10. |    | 台風19号被害に係る常陸大宮市への被災地支援（清掃課職員・車両の派遣）                                                                          |
|      | 10. |    | 江戸川区災害廃棄物処理計画の策定                                                                                             |
|      | 11. | 1  | 自動通話録音機緊急給付事業の実施                                                                                             |
| R2.  | 3.  | 29 | 羽田空港において、荒川ルート運用開始（羽田空港の機能強化）                                                                                |
|      | 4.  | 1  | 江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例」の一部改正<br>＊「受動喫煙防止重点区域」の指定が可能                                                        |
|      | 4.  | 1  | えどがわエコセンター事務局にて、フードドライブの常設回収を開始                                                                              |
|      | 4.  | 7  | 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令（4/7～5/25）<br>・葛西清掃事務所の整備職員の活躍（移送用車両の改造・PCR検査用防護シールドの製作等）<br>・清掃車両による防災行政無線の補完活動        |
|      | 4.  |    | 区立中学校の制服等リユースの推進事業の開始                                                                                        |
|      | 6.  | 5  | 改正大気汚染防法公布（R3.4.1、R4.4.1、R5.10.1の三段階施行）                                                                      |
|      | 6.  | 6  | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、環境をよくする運動中央大会・環境フェア中止                                                                    |
|      | 7.  | 16 | 平井駅周辺を「受動喫煙防止重点区域」に指定<br>平井駅北口広場内に屋外喫煙所を設置                                                                   |
|      | 9.  | 12 | 江戸川清掃工場搬入停止 ※工期：R2.9～R9.5月（約80か月）<br>・建替中の主な搬入先清掃工場 → 大田・新江東・品川・墨田・葛飾<br>・収集運搬体制の変更（ツグル作業→ダブル作業、積替中継所での積替作業） |
|      | 11. | 9  | ごみ分別案内チャットボットの運用開始                                                                                           |
|      | 11. | 25 | 江戸川清掃工場解体工事説明会開催（11/25、27、28 江戸川清掃工場）                                                                        |
| R3.  | 1.  | 8  | 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令（1/8～3/21）                                                                              |

| 年   | 月   | 日  | 内 容                                                                                            |
|-----|-----|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R3. | 3.  |    | 清掃直営車両へのドライブレコーダーの設置完了                                                                         |
|     | 3.  | 30 | 小岩・葛西・西葛西駅周辺を「受動喫煙防止重点区域」に指定<br>葛西駅北口広場内と西葛西駅北口広場内に屋外喫煙所を設置                                    |
|     | 4.  | 1  | 組織改正により、安全・安心まちづくり運動に関する事務を環境部から危機管理部に移管<br>環境推進課を環境課と気候変動適応課に再編<br>土木部から環境部に水とみどりの課及び公園整備課を移設 |
|     | 4.  | 1  | 江戸川区気候変動適応センターを設置                                                                              |
|     | 4.  | 1  | 改正大気汚染防止法施行（規制対象の拡大、事前調査や作業基準等の強化）                                                             |
|     | 4.  | 1  | 清掃職員〔技能Ⅵ・作業Ⅲ〕の採用（４名）<br>※平成１３年度以来２０年ぶりに再開                                                      |
|     | 4.  | 25 | 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令（４/２５～５/１１）                                                               |
|     | 6.  |    | 江戸川区食品ロス削減推進計画の策定                                                                              |
|     | 6.  | 6  | 環境をよくなる運動中央大会、環境フェアを６月第１日曜日に移行<br>※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止                                       |
|     | 7.  | 12 | 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令（７/１２～９/３０）                                                               |
|     | 11. | 1  | Ｖ６の皆さんより、区立なぎさ公園に「ブイロクの木」が寄贈される                                                                |
|     | 11. | 17 | 江戸川清掃工場建設工事説明会開催（１１/１７～２０ 東部区民館）                                                               |
|     | 12. | 6  | 第１回食品ロス削減推進会議の開催                                                                               |
| R4. | 8.  | 10 | 船堀駅周辺を「受動喫煙防止重点区域」に指定<br>小岩駅北口広場内と船堀駅南口広場内に屋外喫煙所を設置                                            |
|     | 8.  | 20 | 「えどがわ気候変動ミーティング」開催（全４回：８/２０、９/１０、１０/２２、１１/１９）                                                  |
|     | 12. |    | 「みんなで『いまの生命（いのち）』と『みらいの地球』を守る計画（江戸川区気候変動適応計画）」策定                                               |
| R5. | 2.  | 3  | 都内初の「２０５０年カーボン・マイナス都市宣言」を表明                                                                    |
|     | 3.  | 30 | 江戸川区環境みらい基金条例制定                                                                                |
|     | 4.  | 1  | 気候変動適応課を気候変動適応計画課と気候変動地域連携課に再編                                                                 |
|     | 6.  |    | 区施設８１か所に暑さを一時的にしのぐクールスポット「えどがわ”ひと涼み”処（どころ）」を開設                                                 |
| R6. | 4.  |    | 改正気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定 ※R6.８月現在、８６施設（区施設８１、都施設２、民間施設３）                           |
|     | 4.  |    | 江戸川区みどりの基本計画改定                                                                                 |

令和6年12月発行

## 江戸川区の環境 ―安全で快適な環境に向けて―

編集・発行 江戸川区 環境部

所在地 〒132-8501

東京都江戸川区中央1丁目4番1号

電 話 03 (5662) 1991